



第 3 次 南魚沼市 総合計画

自然・人・産業の和で築く 安心のまち

令和 8 年 3 月
南魚沼市

はじめに

南魚沼市は、平成 28 年度に「第 2 次南魚沼市総合計画」を策定し、将来像に「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」を掲げ、まちづくりを進めてまいりました。

この間、大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大によって、社会・経済が大きな影響を受け、私たちの生活も大きく変わりました。そして、本市における少子高齢化と人口減少は一層深刻さを増し、気候変動と頻発化・激甚化する自然災害、物価高騰など、私たちをとり巻く状況も変化し続けています。

こうした社会情勢の変化に対応し、将来にわたって暮らし続けられ、安心して結婚・出産・子育てができる持続可能なまちをつくるため、市制施行以来掲げている「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」を将来像に、これからの 10 年間のまちづくりの方向性を示す「第 3 次南魚沼市総合計画」を策定しました。

まちづくりの基本目標を 5 つに整理し、これまで以上に市民、事業者、行政が知恵を出し合い、それぞれの役割を認識し、一緒に取り組むことで、引き続き

「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼」の実現を目指し取り組んでまいります。

結びに、第 3 次南魚沼市総合計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまと関係各位に心より感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

南魚沼市長 林 氏男



目 次

第Ⅰ編 総論

1

第1章 第3次総合計画の策定にあたって	2
1 策定の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成と期間	3
第2章 第2次総合計画に基づく取組の検証	4
1 総合計画・戦略プロジェクトの検証	4
2 市民の意識	9
3 人口等の推移と将来推計	13
4 課題と方向性	25
第3章 人口の将来展望（人口ビジョン）	28
第4章 基本構想	32
1 南魚沼市の将来像	32
2 まちづくりの基本目標	32

第Ⅱ編 基本計画

35

施策の体系	36
SDGs 推進の取組	38
計画の推進体制	39

基本目標1 市民の生きると健康を支え、誰もがいきいきと暮らせる まちをつくる

41

1-1 心とからだの健康づくりの推進	42
1-2 持続可能な地域医療体制の構築	44
1-3 障がい者福祉の充実	46
1-4 高齢者福祉・介護の充実	48
1-5 地域で支えあう福祉の充実	50
1-6 共感と共生のまちづくり	52

基本目標2**安心して子どもを産み育てられ、生涯にわたり学び成長し、
活躍できるまちをつくる** 55

2-1	妊娠・出産と子育てを支える環境の充実	56
2-2	学校教育の充実	60
2-3	地域・家庭教育の推進	64
2-4	子ども・若者やその家族への支援の充実	66
2-5	生涯学習の推進	68
2-6	地域文化の振興	70
2-7	生涯スポーツの推進	72
2-8	地域に根ざした野外・環境教育の推進	74

基本目標3**豊かな自然と都市機能が調和した、暮らしやすく、
環境にやさしいまちをつくる** 77

3-1	自然環境の保全	78
3-2	循環型社会の推進	80
3-3	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	82
3-4	生活環境の保全	84
3-5	計画的な土地利用の推進	86
3-6	道路交通ネットワークの構築	88
3-7	住環境の整備	90
3-8	水道水の安定供給と汚水処理の性能維持	92
3-9	災害に強い安全と安心のまちづくり	94

基本目標4**地域資源を活かした産業を支え、誰もが働きやすく
活気のあるまちをつくる** 97

4-1	農業の振興	98
4-2	林業の振興	100
4-3	観光の振興	102
4-4	商工業の振興	106
4-5	雇用の促進	108

基本目標5**新しい課題や環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な
まちをつくる** 111

5-1	共創・共働のまちづくり	112
5-2	移住定住の促進	114
5-3	デジタル・新技術の活用	116
5-4	都市間・広域連携と国際交流の推進	118
5-5	持続可能な行財政運営の推進	120

第 I 編

總 論



第1章 第3次総合計画の策定にあたって

1 策定の目的

本市では、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度の10年間を計画期間とする「第2次南魚沼市総合計画」(以下、「第2次総合計画」)に基づき、将来像「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

平成27(2015)年度には、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく国や新潟県の策定の動きに合わせ、先行して「南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「総合戦略」)を策定し、人口減少と地域創生に関する課題へ柔軟に対応するため、「第2次総合計画」の施策を分野横断的に相互につなげ、より効果的な推進を図ってきました。

さらに中間年にあたる令和3(2021)年3月に策定した「第2次南魚沼市総合計画 後期基本計画」では、令和2(2020)年策定の「南魚沼市人口ビジョン2020」(以下、「人口ビジョン2020」)に基づく総合戦略を「戦略プロジェクト」として組み込み、まちづくりの最上位計画として、その方向性を示すとともに、特に人口減少への対応に実践的に取り組んできました。

しかし、令和2(2020)年に実施された国勢調査では、市の総人口は、5年前の調査から3,717人減少し、54,851人となり、高齢化率も33.7%に高まりました。人口減少に加え、少子化と超高齢社会が急速に進行しており、経済活動の縮小や担い手、人材の不足による影響が、地域の産業だけでなく、地域における活動やコミュニティなど、市民生活に関わる様々な分野に及び、地域社会の連帯感や一体感が薄れることが危惧されています。

また、感染症の世界的な流行、不安定な海外情勢等の影響による原油価格や物価の高騰、地球規模での気候変動などを背景に、社会経済情勢が大きく変化する中、市民の価値観の多様化が進んでいます。

令和8(2026)年度からはじまる「第3次南魚沼市総合計画」(以下、「本計画」)は、第2次総合計画及び「戦略プロジェクト」の取組の検証結果を踏まえ、課題を整理するとともに、地域と社会の変化や、多様な価値観を柔軟に対応しながら、将来にわたり持続可能なまちをつくるための計画として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画として位置づけるもので、将来像「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」の実現に向け、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための方向性を示します。

また、人口減少への対応と地方創生に向けた取組を最重要課題に位置づけ、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく、地方版総合戦略と一体的な計画として策定し、より効果的・効率的に持続可能なまちづくりを推進します。

第2章 第2次総合計画に基づく取組の検証

1 総合計画・戦略プロジェクトの検証

総合計画の施策の進捗状況

第2次総合計画では、6つの政策大綱に基づく33の基本施策ごとに達成度合いや進捗状況を検証するため、達成目標として88の重要業績評価指標（KPI・重複を含む）を設定しました。

達成度評価^{※1}の「達成済」の割合は4割未満（34/88指標、38.6%）となっています。

政策大綱	基本施策	指標数	達成度評価（令和6年度）		
			達成済	未達成	未達成（悪化）
1 保健・医療・福祉	1-1 ころとからだの健康づくりの推進 1-2 地域完結型保健医療体制の充実 1-3 子育て環境の充実 1-4 障がい者福祉の充実 1-5 高齢者福祉・介護の充実 1-6 地域で支えあう福祉の充実	14	5	2	7
2 教育・文化	2-1 学校教育の充実 2-2 生涯学習の充実 2-3 地域文化の振興 2-4 生涯スポーツの推進 2-5 地域・家庭教育の充実 2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実 2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進	22	3	2	17
3 環境共生	3-1 自然環境の保全 3-2 循環型社会の推進 3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換 3-4 生活環境の向上	7	4	1	2
4 都市基盤	4-1 計画的な土地利用の推進 4-2 ひとにやさしいまちづくり 4-3 住環境の整備 4-4 上下水道の整備	10 ^{※2}	4	2	3
5 産業振興	5-1 農業の振興 5-2 林業の振興 5-3 観光の振興 5-4 商工業の振興 5-5 雇用の促進	16	9	4	3
6 行財政改革・市民参画	6-1 行財政運営の効率化 6-2 協働のまちづくり 6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり 6-4 情報化の推進 6-5 交流の推進と国際化 6-6 共感と共生のまちづくり 6-7 総合的な人口減少対策の推進	19	9	7	3
全体		88	34	18	35

※1 「達成済」「未達成」「未達成（悪化）」の3段階で基準年（指標によって基準年は異なる）と令和6（2024）年度の実績値を評価。「未達成（悪化）」は基準年より悪化した、または悪化する見込みのもの

※2 1つの指標は非公表となったため評価不能

戦略プロジェクトの進捗状況

戦略プロジェクトでは、4つの戦略プロジェクトについて達成度合いを検証するため、9つの数値目標※を設定しました。

また、4つの戦略プロジェクトでは、9つの数値目標に基づく具体的な施策ごとに進捗状況を把握するため、62の重要業績評価指標（KPI・重複を含む）を設定しました。

戦略プロジェクトⅠ 産業振興・働きやすいまちプロジェクト

①数値目標

3つの数値目標の達成度評価は、2つが「未達成」、1つが「未達成（悪化）」となっています。

指標名	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	目標値に対する 達成率	達成度評価
人口に占める市内事業所 従業者数の割合	50%	48.2%	96.4%	未達成
ハローワーク南魚沼管内の 正社員就職数の割合	74%	48.6%	65.7%	未達成（悪化）
1人当たり課税対象所得	県内20市 平均以上	南魚沼市1,268千円 20市平均1,293千円	98.0%	未達成

②KPI（重要業績評価指標）

13のKPIのうち非公表となった1つを除き8指標が達成度評価「達成済」で、「未達成」「未達成（悪化）」が合わせて4指標となっています。

指標名	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)	目標値に対する 達成率	達成度評価
商工会組織率	53.4%	54.1%	101.3%	達成済
雇用促進奨励金の対象従業員数	52人	0人	0.0%	未達成（悪化）
認定創業者数	10人	6人	60.0%	未達成
中小企業研修受講料補助交付金 の受講生数	50人	37人	74.0%	未達成
経営耕地面積7ha以上の 稲作農家数	148戸	154戸	104.1%	達成済
新規就農者数	毎年9人以上	12人	133.3%	達成済
間伐材の利用量	433t	3,316t	765.8%	達成済
地元産木材の利用量	4,000m ³	12,712m ³	317.8%	達成済
高齢森林の主伐・植栽箇所数	累計3か所	累計3か所	100.0%	達成済
カーボンオフセットクレジット 「南魚沼銘水の森」販売量	累計1,000t (H27～R6)	累計2,076t	207.6%	達成済
雪室製品を返礼品とした ふるさと納税寄付額	430,000千円	922,727千円	214.6%	達成済
大和スマートICの出入交通量 (日平均)	1,100台	非公表	-	-
女性の労働力率	59%	54.1% (R2)	91.7%	未達成

※ 9つの数値目標は、計画最終年の令和7（2025）年度の値を設定

戦略プロジェクトⅡ 移住定住・ひとの流れをつくるプロジェクト

①数値目標

2つの数値目標の達成度評価は、「達成済」「未達成」が1つずつとなっています。

指標名	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	目標値に対する 達成率	達成度評価
転入者数	1,594人	1,619人	101.6%	達成済
転出者数	1,841人	1,907人	96.5%	未達成

②KPI（重要業績評価指標）

13のKPIのうち8指標が達成度評価「達成済」で、「未達成」「未達成（悪化）」が合わせて5指標となっています。

指標名	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)	目標値に対する 達成率	達成度評価
定住自立圏域自治体との市民 サービス向上のための連携業務数	6業務	6業務	100.0%	達成済
現地交流会等イベント参加者数	80人	81人	101.3%	達成済
移住希望者の相談件数	250件	302件	120.8%	達成済
マイナンバーカード普及率	41.0%	88.3%	215.4%	達成済
「総合型地域スポーツクラブ」への 市外からの参加者数	568人	937人	165.0%	達成済
国際理解教育活動事業の参加者数	150人	68人	45.3%	未達成（悪化）
ふるさと応援隊登録者数	30,000人	33,525人	111.8%	達成済
ふるさと納税寄附件数	107,000件	183,624件	171.6%	達成済
観光入込客数	4,000,000人	3,180,630人	79.5%	未達成（悪化）
食によるまちおこしイベントの 市外からのエントリー数	7,000人	4,800人	68.6%	未達成（悪化）
外国人の延べ宿泊者数	30,000人	19,629人	65.4%	未達成
観光交流拠点の入込客数	540,000人	542,782人	100.5%	達成済
自転車関連イベントの参加者数	3,400人	2,215人	65.1%	未達成

戦略プロジェクトⅢ 子ども・子育て応援プロジェクト

①数値目標

2つの数値目標の達成度評価は、いずれも「未達成（悪化）」となっています。

指標名	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	目標値に対する 達成率	達成度評価
合計特殊出生率	1.60	1.22	76.3%	未達成（悪化）
出生数	402人	231人	57.5%	未達成（悪化）

②KPI（重要業績評価指標）

10のKPIのうち2指標が達成度評価「達成済」で、「未達成」「未達成（悪化）」が合わせて8指標となっています。

指標名	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)	目標値に対する 達成率	達成度評価
ゼロ歳児保育実施保育所率 (公立・民間)	76.0%	65.3%	85.9%	未達成（悪化）
延長保育実施保育所率 (公立・民間)	68.0%	73.0%	107.4%	達成済
家庭教育関係事業の参加者数	6,500人	4,834人	74.4%	未達成（悪化）
放課後児童クラブを利用する 児童の割合	26.0%	21.7%	83.5%	未達成
家庭学習を目標時間以上達成 している子どもが70%を超える 学級の割合(家庭学習時間調査)	小学校 90%	71.9%	79.9%	未達成（悪化）
	中学校 60%	32.6%	54.3%	未達成（悪化）
20～40代の人口の転出超過数	180人以下	89人	202.2%	達成済
国際理解教育活動事業の参加者数	150人	68人	45.3%	未達成（悪化）
婚活・交流イベントの開催回数	6回	5回	83.3%	未達成
市の審議会・委員会等の女性登用率	30.0%	27.7%	92.3%	未達成

Ⅳ 全員活躍のまちプロジェクト

①数値目標

2つの数値目標の達成度評価は、いずれも「未達成（悪化）」となっています。

指標名	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	目標値に対する 達成率	達成度評価
「南魚沼市は暮らしやすい」と 思う市民の割合	60%	55.9%	93.2%	未達成（悪化）
「南魚沼市に住み続けたい」と 思う市民の割合	60%	53.1%	88.5%	未達成（悪化）

②K P I（重要業績評価指標）

24 の KPI のうち 8 指標が達成度評価「達成済」で、「未達成」「未達成（悪化）」が合わせて 16 指標となっています。

指標名	目標値 (令和 6 年度)	実績値 (令和 6 年度)	目標値に対する 達成率	達成度評価
特定健診(国保ドック・集団健診) 受診率	60.0%	50.6%	84.3%	未達成（悪化）
自殺者数 (過去 10 年間の平均人数)	18 人以下	15 人	120.0%	達成済
筋力づくり教室参加者	延べ 17,600 人	延べ 9,701 人	55.1%	未達成（悪化）
うおぬま・米(まい)・ねっと 加入者数	20,000 人	14,317 人	71.6%	未達成
前期高齢者の要介護認定率	3.2%以下	3.5%	91.4%	未達成（悪化）
ふれあい・いきいきサロンの 参加者数	延べ 20,400 人	延べ 11,357 人	55.7%	未達成（悪化）
公民館 1 講座当たり参加者数	200 人	231 人	115.5%	達成済
市民 1 人当たり図書館蔵書 貸出冊数	5.2 冊	3.4 冊	65.4%	未達成（悪化）
市民 1 人当たり公民館利用回数	1.33 回	1.33 回	100.0%	達成済
市民会館の利用者数	108,100 人	65,086 人	60.2%	未達成（悪化）
博物館等の利用者数	40,400 人	26,681 人	66.0%	未達成（悪化）
家庭系ごみの 1 人当たり排出量	610g/日以下	623g/日	97.9%	未達成
事業系ごみの 1 人当たり排出量	409g/日以下	381g/日	107.3%	達成済
ペレットストーブ、ペレットボイ ラー、薪ストーブの新規設置台数	累計 70 台 (R2～R6)	累計 74 台	105.7%	達成済
国土調査(地籍調査)実施済面積	117.06km ²	116.87km ²	99.8%	未達成
公共交通(バス)の利用者数	269,000 人	214,048 人	79.6%	未達成（悪化）
市民バス利用人数	37,000 人	43,882 人	118.6%	達成済
交通事故件数 (過去 5 年間の平均事故件数)	96 件以下	72 件	133.3%	達成済
救急講習受講者数	累計 45,000 人 (H27～R6)	累計 32,266 人	71.7%	未達成
防災情報メール登録率	18.0%	14.4%	80.0%	未達成
市政懇談会への参加者数	500 人	318 人	63.6%	未達成
地域づくり協議会への 地域活性化支援事業交付金年額	48,000 千円	45,897 千円	95.6%	未達成
定住自立圏域自治体との市民 サービス向上のための連携業務数	6 業務	6 業務	100.0%	達成済
公共施設の民営化数	累計 3 か所 (R2～R6)	累計 0 か所	0.0%	未達成（悪化）

2 市民の意識

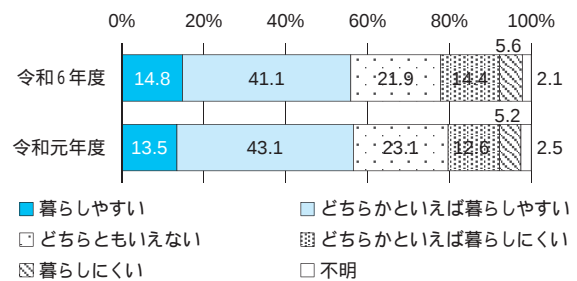
本計画の策定に先立ち、第2次総合計画の点検・見直しや、今後のまちづくりに役立てるため、「まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。調査結果の概要を以下に示します。

調査対象	住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の市民2,800人
調査方法	配布は郵送、回収は郵送またはインターネット専用フォームによる回答
調査期間	令和6（2024）年7月1日（月）～7月31日（水）
有効回答数（n）	980人（有効回収率35.0%）

（1）南魚沼市の暮らしやすさ

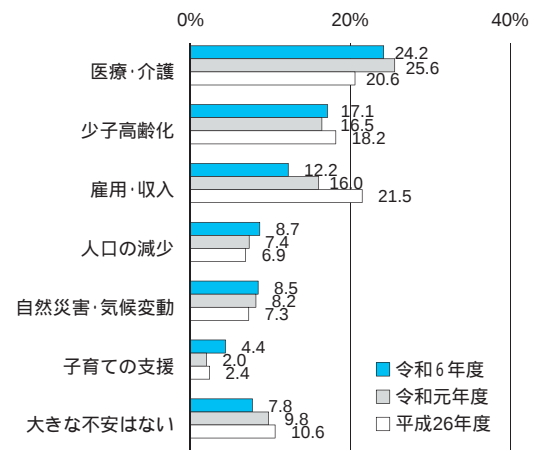
- 合計値『暮らしやすい』が約6割、
『暮らしにくい』が約2割で、前回と同様の傾向

- 「どちらかといえば暮らしやすい」（41.1%）が4割以上、
次いで「どちらともいえない」（21.9%）が2割以上
- 「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」の
合計値『暮らしやすい』（55.9%）は約6割、「暮らし
にくい」「どちらかといえば暮らしにくい」の合計値
『暮らしにくい』（20.0%）は約2割
- 前回（令和元年度）調査と同様の傾向



（2）暮らしにくさ・不安を感じること

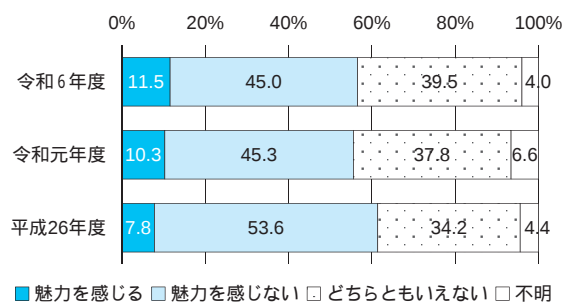
- 「医療・介護」「少子高齢化」の2項目が約2割、
次いで「雇用・収入」が1割以上
- 「人口の減少」「自然災害・気候変動」は上昇傾向
- 「医療・介護」（24.2%）、「少子高齢化」（17.1%）の2項目が約2割、次いで「雇用・収入」（12.2%）が1割以上
- 一方、「大きな不安はない」（7.8%）は約1割
- 過去2回の調査と比較すると、「雇用・収入」「大きな不安はない」は低くなる傾向、「人口の減少」「自然災害・気候変動」は若干高くなる傾向



※ 上位7項目を表示

（3）働く環境として魅力を感じるか

- 「魅力を感じない」「どちらともいえない」がそれぞれ約4割、「魅力を感じる」が1割以上
- 「魅力を感じる」は上昇傾向
- 「魅力を感じない」（45.0%）が4割以上、次いで「どちらともいえない」（39.5%）が約4割、「魅力を感じる」（11.5%）が1割以上
- 過去2回の調査と比較すると、「魅力を感じる」は若干高くなる傾向



(4) 南魚沼市の住民サービスについてどう思うか

●「窓口や電話での対応などが適切で親切」

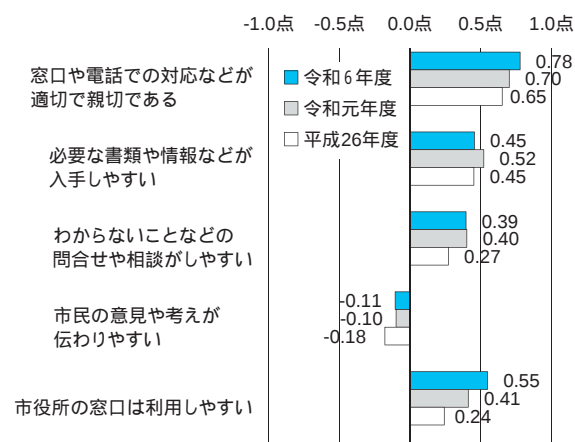
「市役所の窓口は利用しやすい」の評価が高い

●「市民の意見や考えが伝わりやすい」の評価が最も低い

○各項目の加重平均値※を見ると、「窓口や電話での対応などが適切で親切である」(0.78点)が最も高く、次いで「市役所の窓口は利用しやすい」(0.55点)が高い

○一方、「市民の意見や考えが伝わりやすい」(-0.11点)が最も低く、5項目中で唯一マイナス値

○過去2回の調査と比較すると、上位2項目はいずれも評価が高くなる傾向



※ 加重平均値は「そう思う」に+2点、「どちらかというと思う」に+1点、「どちらともいえない」に0点、「どちらかというと思う」に-1点、「そう思わない」に-2点の加重値を与え、「不明」を除く回答者数で平均値を算出したもの。基準値を0として、プラス値の場合は肯定的な評価、マイナス値の場合は否定的な評価と考えられる

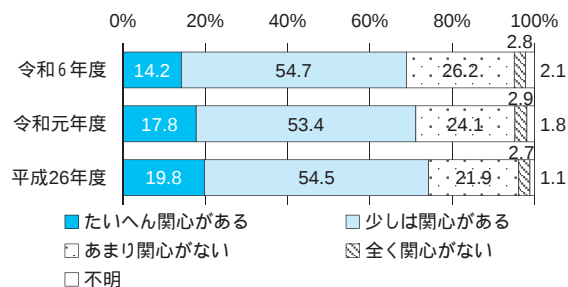
(5) 市政への関心

●合計値『関心がある』は約7割で高いが、関心度は低下傾向

○「少しは関心がある」(54.7%)が5割以上、次いで「あまり関心がない」(26.2%)が2割以上、「たいへん関心がある」(14.2%)が1割以上

○「たいへん関心がある」「少しは関心がある」の合計値『関心がある』(68.9%)は約7割

○過去2回の調査と比較すると、合計値『関心がある』は、前回(71.2%)や前々回(74.3%)より低い

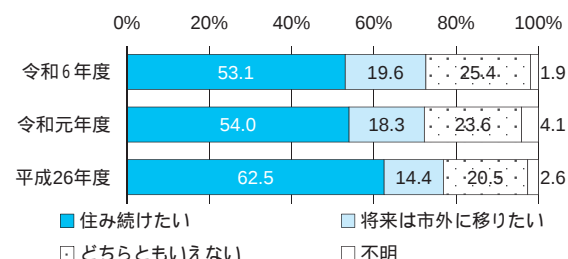


(6) 南魚沼市に住み続けたいと思うか

●「住み続けたい」が5割以上、次いで「将来は市外に移りたい」が約2割で、前回と同様の傾向

○「住み続けたい」(53.1%)が5割以上、次いで「どちらともいえない」(25.4%)が2割以上、「将来は市外に移りたい」(19.6%)が約2割

○過去2回の調査と比較※すると、前回と同様の傾向

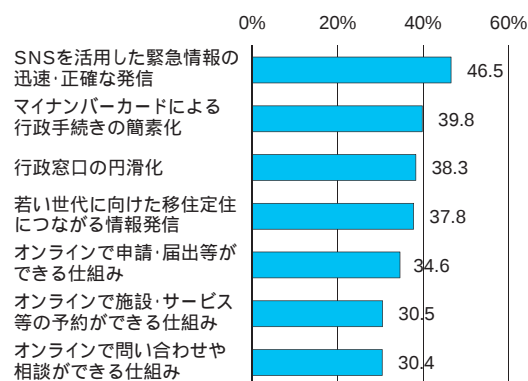


※「将来は市外に移りたい」は平成26年度調査では「南魚沼市外に移りたい」として設定

(7) デジタル化が進んでほしい市民サービス

●「SNSを活用した緊急情報の迅速・正確な発信」が約5割で最も高い

○「SNSを活用した災害・避難などの緊急情報の迅速かつ正確な発信」(46.5%)が約5割、次いで「マイナンバーカードによる申請・届出等の行政手続きの簡素化」(39.8%)、「行政窓口の円滑化」(38.3%)など3項目が約4割



※一部の項目は内容を省略して図示

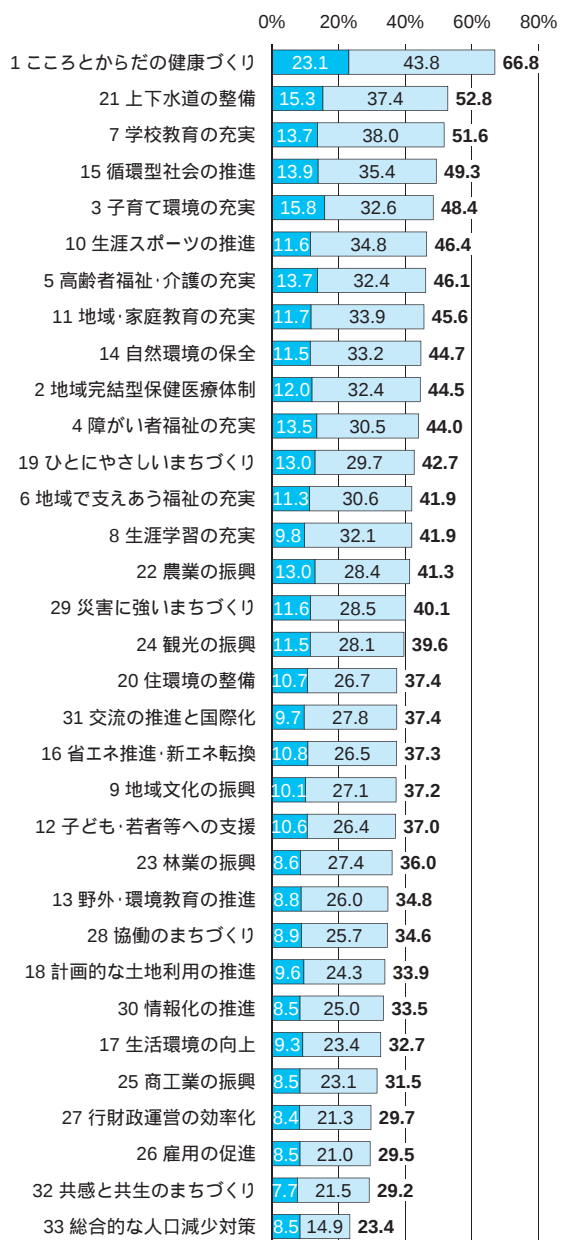
(8) まちづくりの現状評価と今後取り組むべきこと

①現状評価(取組が進められていると思うか)

●「こころとからだの健康づくり」が最も高く、「総合的な人口減少対策」が最も低い

○「そう思う」「どちらかというと思う」の合計値『思う』は、「こころとからだの健康づくりの推進」(66.8%)が約7割で最も高く、次いで「上下水道の整備」(52.8%)、「学校教育の充実」(51.6%)の2項目が5割以上

○「総合的な人口減少対策の推進」(23.4%)が最も低い



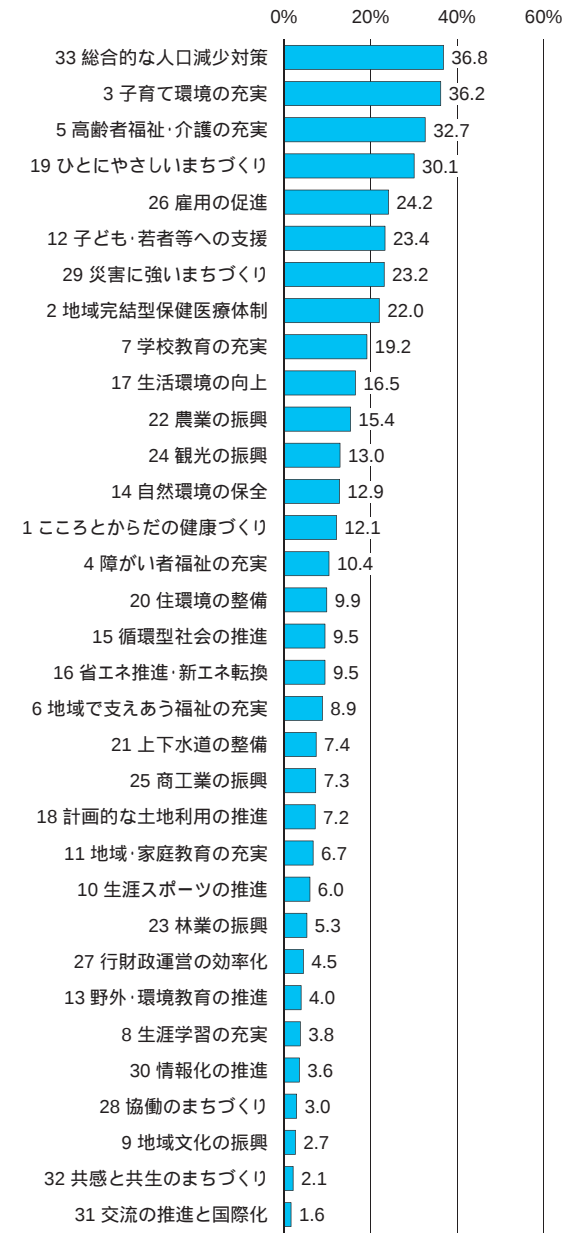
■そう思う ■どちらかというと思う 太数字:合計値 '思う'

②今後力を入れて取り組むべきこと

●「総合的な人口減少対策」「子育て環境の充実」の2項目が高い

○「総合的な人口減少対策の推進」(36.8%)、「子育て環境の充実」(36.2%)の2項目が約4割で同程度に高く、次いで「高齢者福祉・介護の充実」(32.7%)、「ひとにやさしいまちづくり」(30.1%)の2項目が3割以上

○「交流の推進と国際化」(1.6%)が最も低い



(5つまで選択)

※ 各項目冒頭の番号は調査票における項目番号。各項目は名称を一部省略して表示

※ 数値は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを表示しているため、「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が合計値『思う』と一致しない場合がある

●「総合的な人口減少対策」「雇用の促進」は、特に早急な対応が必要

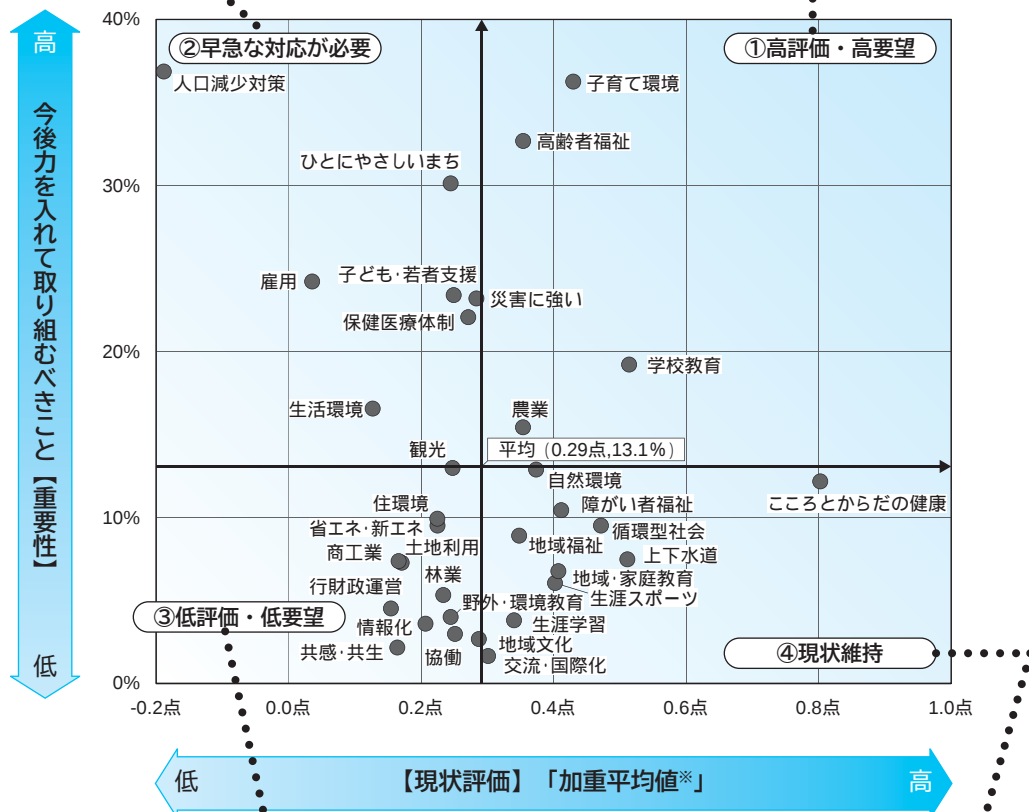
○まちづくりの「①現状評価」と「②今後力を入れて取り組むべきこと」(重要性)を組み合わせると、「早急な対応が必要」に分類される特徴的な項目として、「総合的な人口減少対策の推進」「雇用の促進」などが該当

②早急な対応が必要： 現状評価【低】×重要性【高】

現状の取組の評価が低く、今後力を入れて取り組むべきこととしての重要性が強く認識されている。
早急な改善・充実が求められている。

①高評価・高要望： 現状評価【高】×重要性【高】

現状の取組の評価が高く、今後力を入れて取り組むべきこととしての重要性も強く認識されている。
現在の取組をさらに推進することが求められている。



③低評価・低要望： 現状評価【低】×重要性【低】

現状の取組の評価が低く、今後力を入れて取り組むべきこととしてあまり強く認識されていない。
必要性の周知を含めた、中・長期的視点による施策の見直し求められている。

④現状維持： 現状評価【高】×重要性【低】

現状の取組の評価が高く、今後力を入れて取り組むべきこととしてあまり強く認識されていない。
現状の取組を維持しつつ、必要な見直しやさらなる周知を進めることが求められている。

※ 加重平均値は「そう思う」に+2点、「どちらかというと思う」に+1点、「どちらともいえない」に0点、「どちらかというと思う」に-1点、「そう思わない」に-2点の加重値を与え、「不明」を除く回答者数で平均値を算出したもの。
基準値を0として、プラスの値の場合は肯定的な評価、マイナスの値の場合は否定的な評価と考えられる

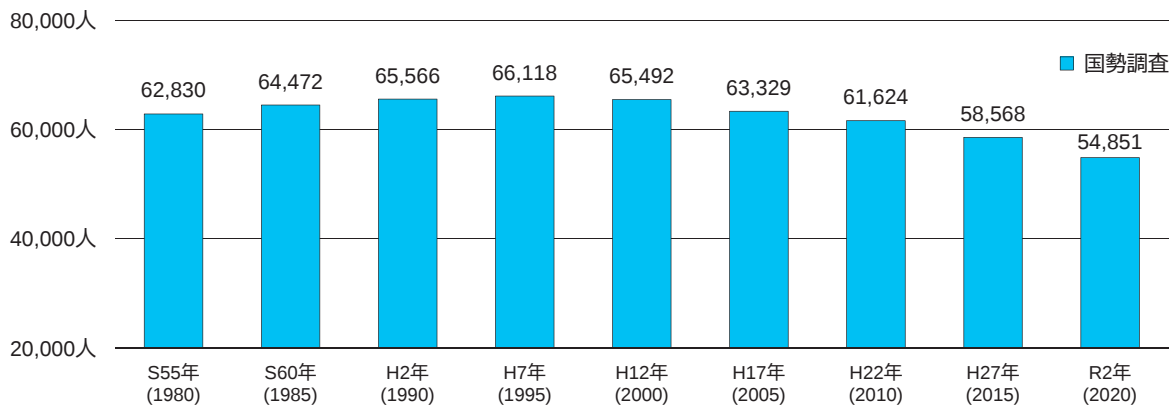
※ 各項目は名称を一部省略して表示

3 人口等の推移と将来推計

(1) 総人口

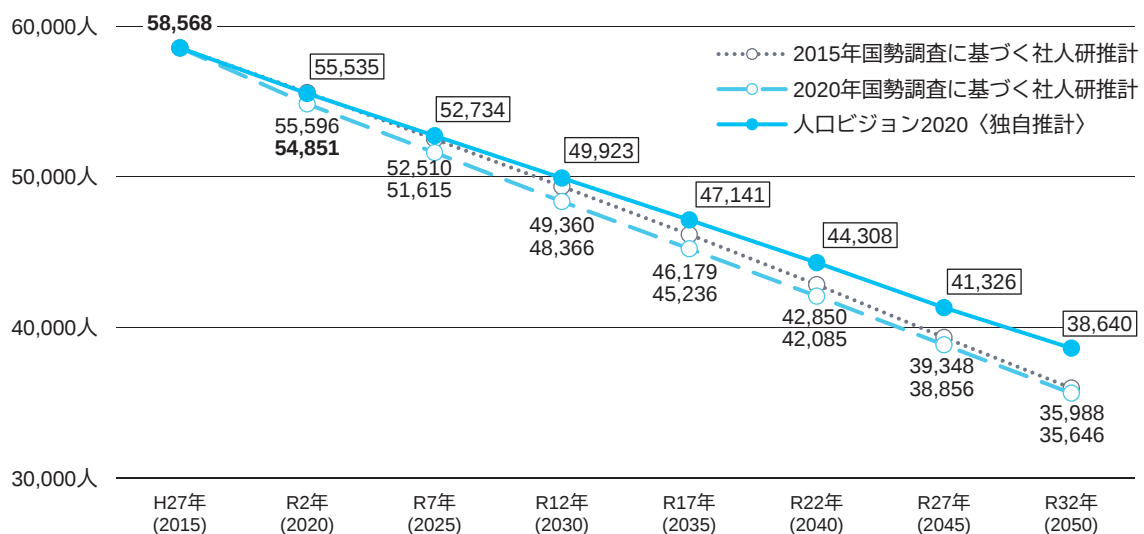
●人口減少は更に急速に進行

本市の国勢調査人口は、平成 27 (2015) 年には 6 万人を下回り、令和 2 (2020) 年は 54,851 人となっています。この数値は、平成 27 (2015) 年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所 (以下、「社人研」) の同年の推計値 55,596 人より 700 人以上少なくなっており、人口減少が更に急速に進行しています。



資料：国勢調査値は平成 7 (1995) 年まで旧塩沢町、旧六日町、旧大和町の合計

人口ビジョン 2020 による独自推計と、その策定時の社人研推計 (平成 27 (2015) 年国勢調査に基づく推計)、その後の社人研推計 (令和 2 (2020) 年国勢調査に基づく推計) を合わせて見ると、令和 7 (2025) 年以降いずれの年の社人研推計も人口ビジョン 2020 による独自推計より少なく、その差は年々大きくなることが見込まれています。



※ 枠表示の値は「人口ビジョン 2020 〈独自推計〉」。「2015 年国勢調査に基づく社人研推計」の令和 32 (2050) 年は社人研推計に準拠した値

資料：平成 27 (2015) 年及び「2020 年国勢調査に基づく社人研推計」の令和 2 (2020) 年は国勢調査の値 (太数字)

(2) 年齢3区分人口

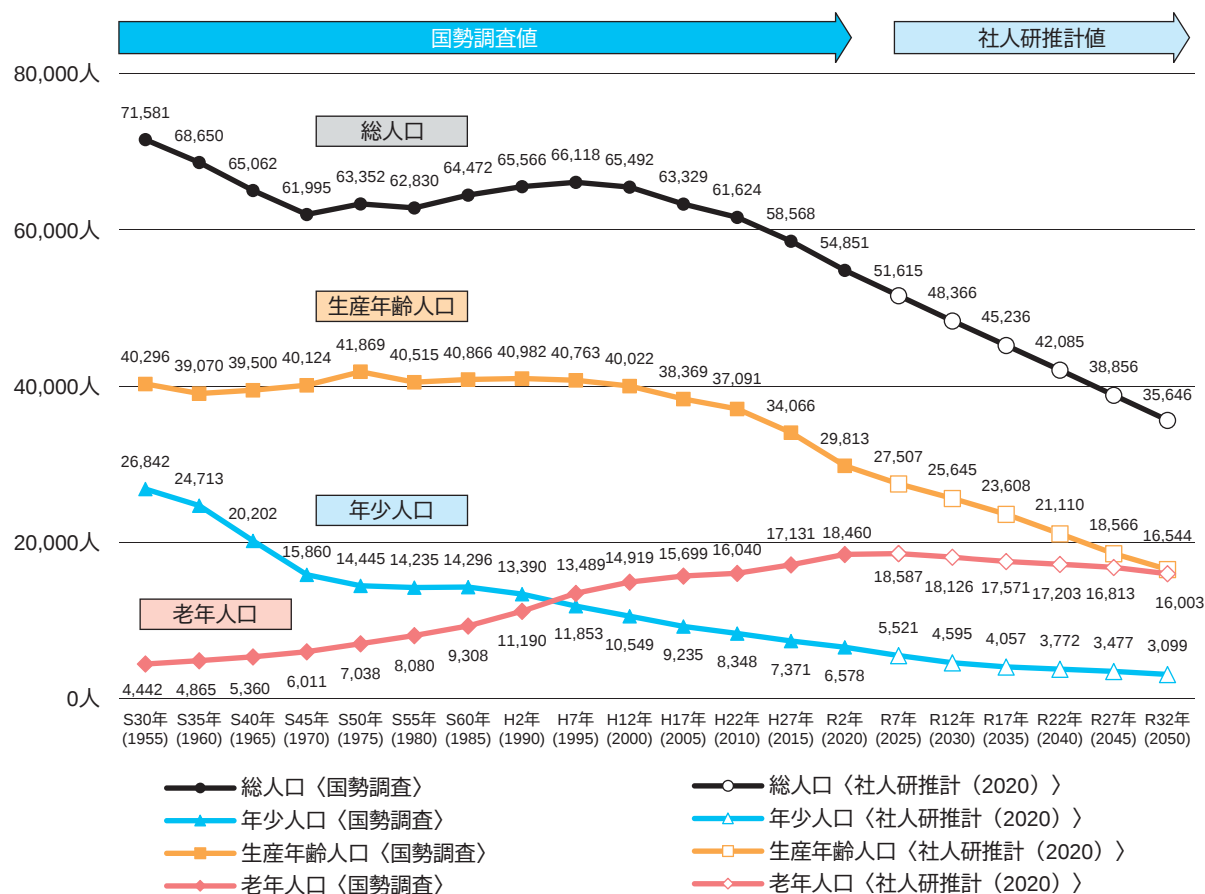
●2025 年以降すべての年代で人口が減少傾向

●2040 年以降、高齢化率は 40%以上で推移

年齢3区分人口（15 歳未満の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口、65 歳以上の老年人口）の推移を国勢調査と社人研推計（令和 2（2020）年国勢調査に基づく推計）で見ると、年少人口は、年々減少しており、今後も減少が見込まれています。

生産年齢人口は、平成 17（2005）年以降、急速に減少しており、今後も減少が見込まれています。

老年人口は、令和 7（2025）年をピークに減少に転じることが見込まれており、令和 7（2025）年以降は、すべての年齢区分で人口減少が見込まれています。また、令和 32（2050）年には生産年齢人口と老年人口が同程度になるとされています。



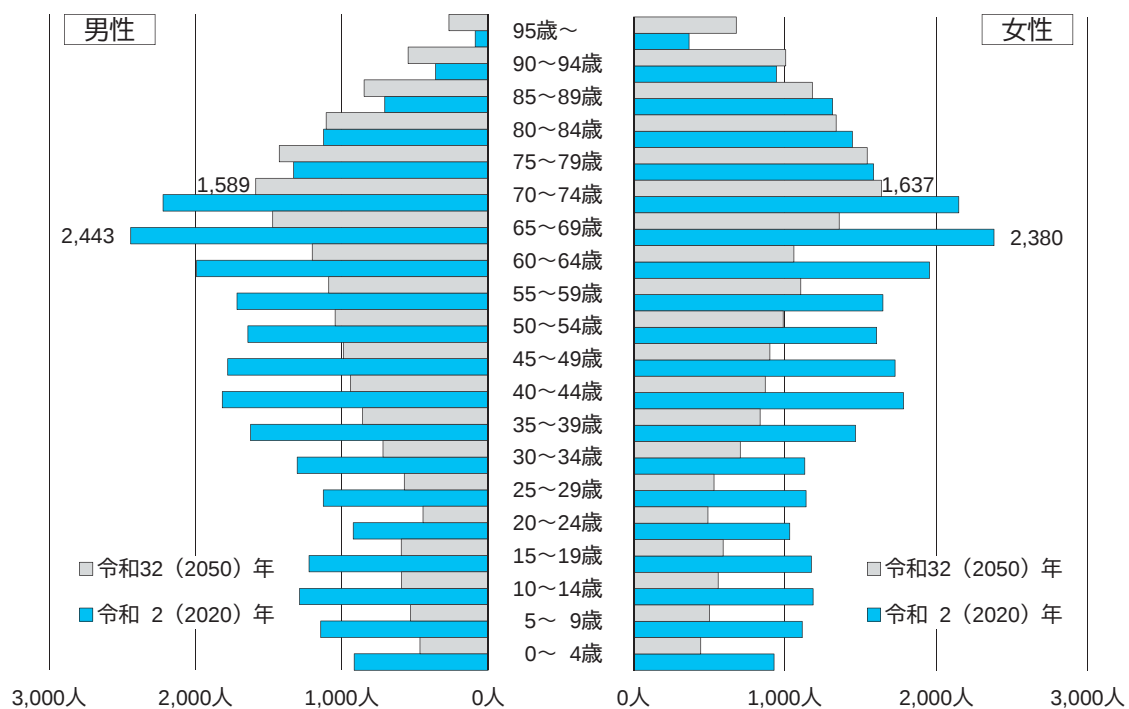
※ 国勢調査値において、総人口は「年齢不詳」を含むため、年少人口、生産年齢人口、老年人口の合計と一致しない場合がある

資料：令和 2（2020）年まで国勢調査（平成 7（1995）年までは旧塩沢町、旧六日町、旧大和町の合計）、令和 7（2025）年以降は令和 2（2020）年国勢調査に基づく社人研推計

(3) 性別・年齢別人口

●2050 年は 2020 年より男女とも特に 70 歳未満の人口が減少

性別・年齢別（5 歳区切り）人口を令和 2（2020）年国勢調査と、これに基づく推計による令和 32（2050）年で比較すると、男女とも特に 70～74 歳以下の区切りで、令和 32（2050）年が少なく、男女ともほとんどの区切りで 500 人以上減少するとされています。一方、75～79 歳以上の区切りでは、いずれも同程度もしくは増加すると見込まれています。また、最も人口が多いのは、男女とも令和 2（2020）年では 65～69 歳でしたが、令和 32（2050）年では 70～74 歳と見込まれています。

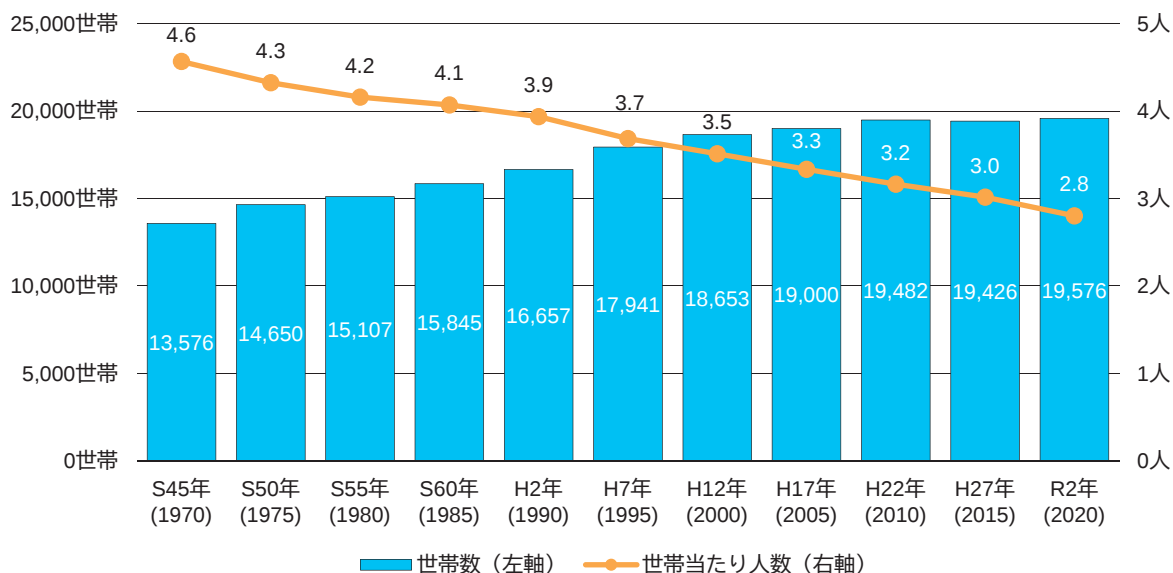


資料：令和 2（2020）年は国勢調査、令和 32（2050）年は令和 2（2020）年国勢調査に基づく社人研推計

(4) 世帯数・世帯当たり人数

●世帯数は近年ほぼ横ばい、世帯当たり人数は減少傾向

世帯数と世帯当たり人数を見ると、世帯数は、平成 17（2005）年以降は 19,000 世帯程度で推移し、大きな変動は見られません。一方、世帯当たり人数は、減少傾向が続いており、令和 2（2020）年には 3 人未満となっています。

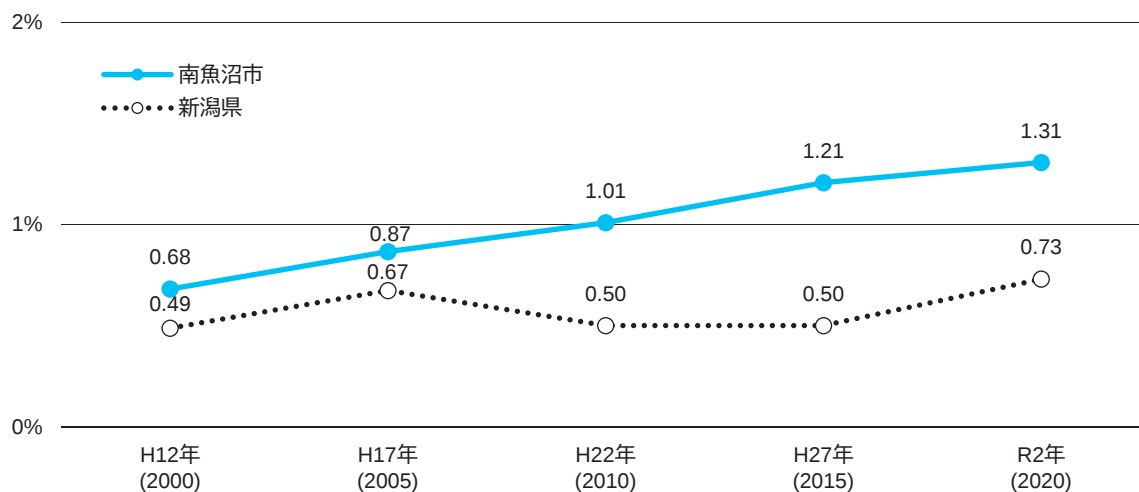


資料：国勢調査

(5) 人口に占める外国籍住民の割合

●外国籍住民の割合は新潟県全体を上回り、高くなる傾向

人口に占める外国籍住民の割合を見ると、平成 12（2000）年以降、高くなる傾向が続いており、平成 22（2010）年以降は 1 % を上回っています。新潟県と比較すると、いずれの調査年も新潟県を上回っています。



※ 平成 12（2000）年、平成 17（2005）年は、人口総数と日本人人口の差から外国籍住民人口を算出。人口総数には「不詳」を含むため、内訳の合計は総数に一致しない場合がある

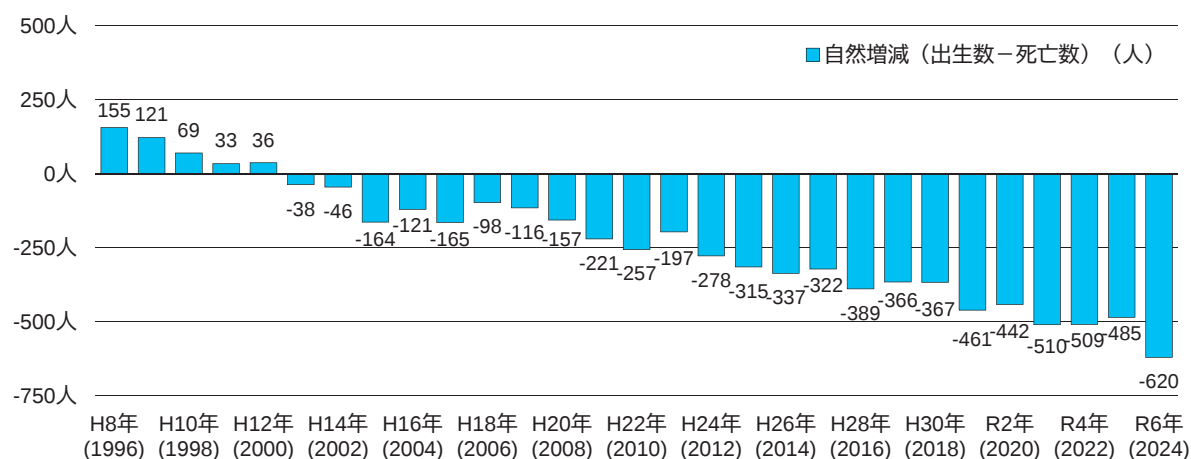
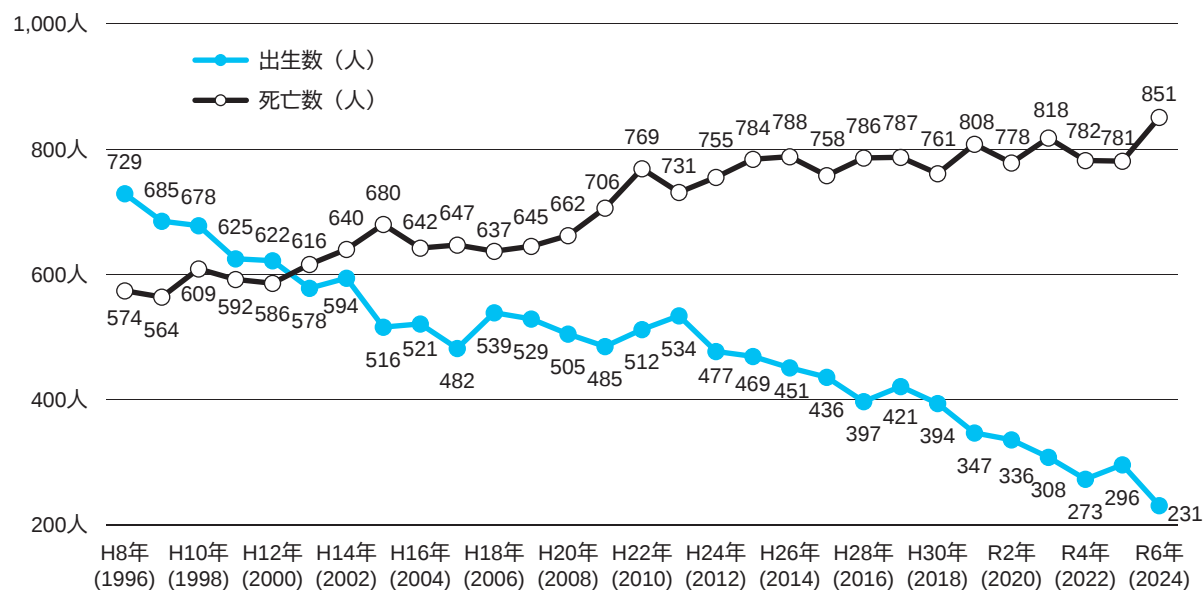
資料：国勢調査

(6) 自然増減

●2001 年に死亡数が出生数を上回り、特に出生数が減少する傾向

出生数と死亡数による自然増減を見ると、平成 13（2001）年以降は、死亡数が出生数を上回る自然減となっており、その差は年々大きくなっています。特に平成 24（2012）年以降は、死亡数が 800 人前後で推移する中、出生数は減少傾向となっています。

自然増減数（出生数と死亡数の差）を見ると、令和 3（2021）年、令和 4（2022）年には 500 人以上、令和 6（2024）年には 600 人以上の自然減となっています。



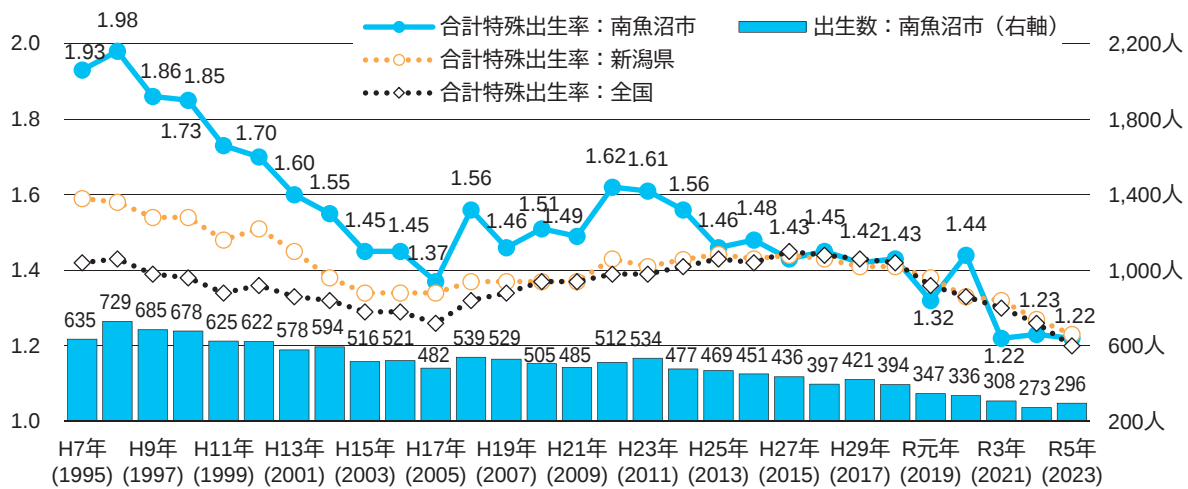
※ 年は隔年表示
資料：新潟県人口移動調査

(7) 出生数・合計特殊出生率

●出生数、合計特殊出生率は、いずれもおおむね減少・低下傾向

出生数を見ると、おおむね減少傾向となっており、平成 24（2012）年以降は 500 人未満、さらに令和 3（2021）年以降は 300 人程度で推移しています。

合計特殊出生率（15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当）を見ると、年による変動が見られるものの、近年はおおむね低下傾向となっており、令和 3（2021）年以降は 1.2 程度となっています。新潟県や全国と比較すると、平成 24（2012）年までは新潟県や全国より高い年が多くなっていますが、平成 25（2013）年以降では、大きな差は見られません。



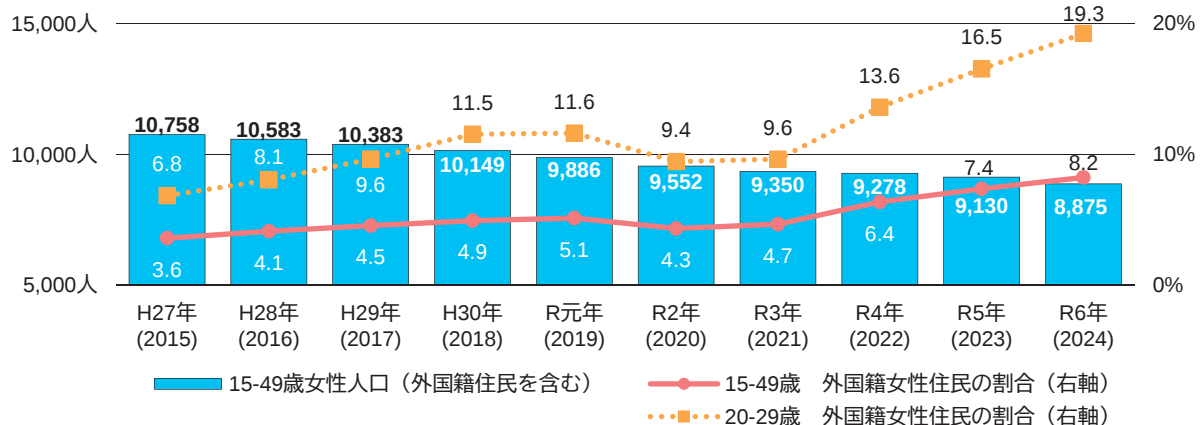
※ 年は隔年表示

資料：合計特殊出生率は新潟県福祉保健年報、出生数は新潟県人口移動調査

●15～49 歳女性人口に占める外国籍女性の割合は上昇傾向で、特に 20 歳代で高い

合計特殊出生率の対象となる 15～49 歳女性人口（外国籍住民を含む）を見ると、減少傾向となっており、令和元（2019）年以降は 10,000 人を下回っています。

一方、15～49 歳女性人口に占める外国籍女性住民の割合は、令和 3 年（2021）以降、上昇傾向となっており、特に 20～29 歳女性人口に占める外国籍女性住民の割合は、令和 4（2022）年に 1 割を超え、令和 6（2024）年には約 2 割（19.3%）となっています。



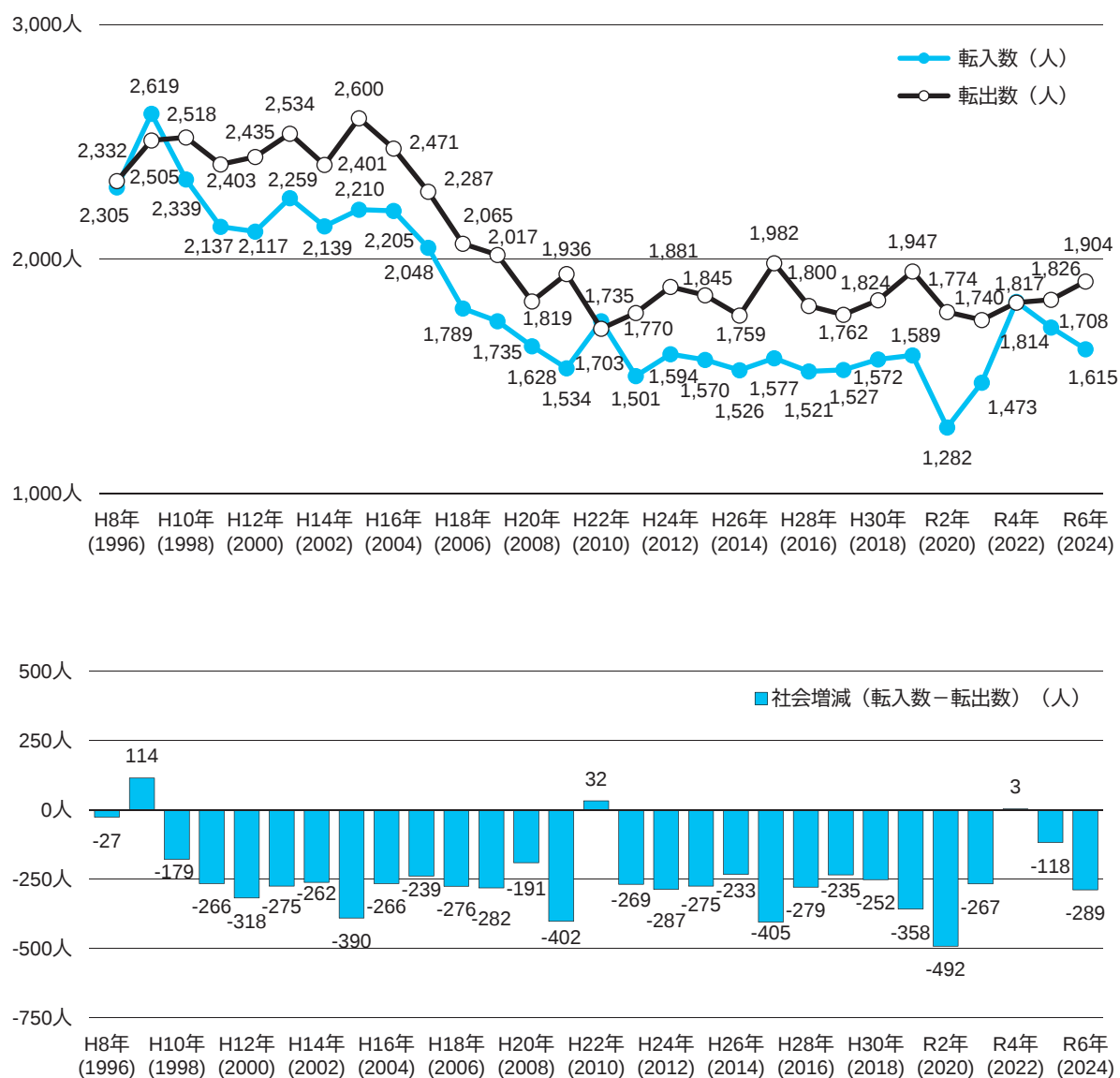
資料：住民基本台帳（市民課・各年 9 月末日現在）

(8) 社会増減

●社会減の年が多い中、2022 年は若干の社会増、翌 2023 年も社会減は比較的少ない

市外からの転入数と市外への転出数による社会増減を見ると、一部の年を除き、転出数が転入数を上回る社会減となっています。

社会増減数（転入数と転出数の差）を見ると、一部の年を除きおおむね 250 人前後の社会減となっています。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2（2020）年が約 500 人の社会減となる一方、令和 4 年はわずかに転入数が転出数を上回る社会増で、令和 5（2023）年も社会減は約 120 人と比較的少なくなりましたが、令和 6（2024）年には約 290 人の社会減となっています。

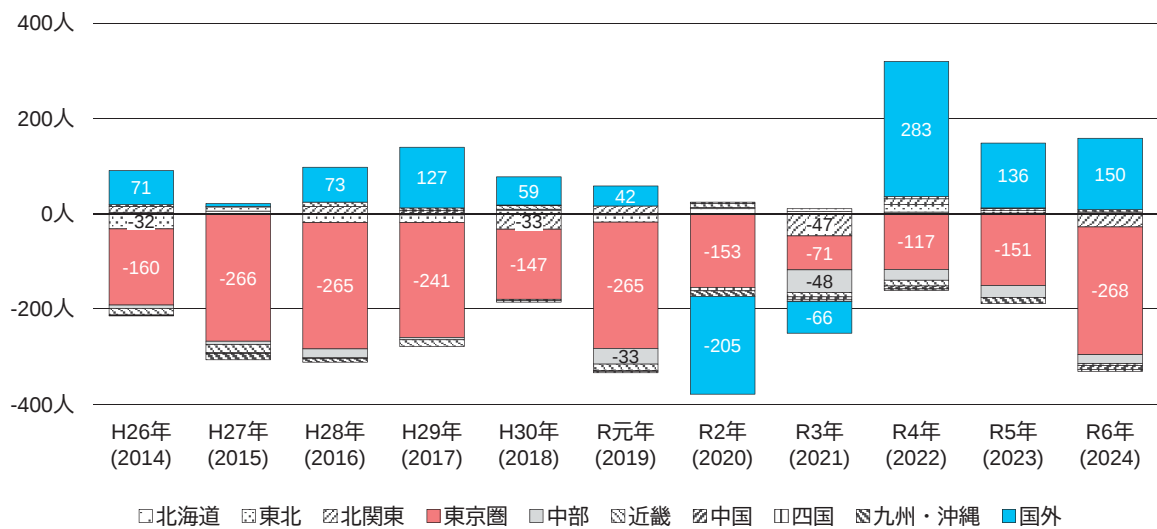


※ 年は隔年表示
資料：新潟県人口移動調査

●東京圏への転出超過の年が多い中、2020 年は国外への転出超過、2022 年は国外からの転入超過が最も多く、2020 年、2021 年を除くいずれの年も国外は転入超過

社会増減について、県外からの転入及び県外への転出の状況を地域ブロック別に見ると、平成 26（2014）年以降、令和 2（2020）年、令和 4（2022）年を除くいずれの年も、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への転出超過（転出数が転入数を上回る）が最も多く、令和 2（2020）年は国外への転出超過、令和 4（2022）年は国外からの転入超過（転入数が転出数を上回る）が最も多くなっています。

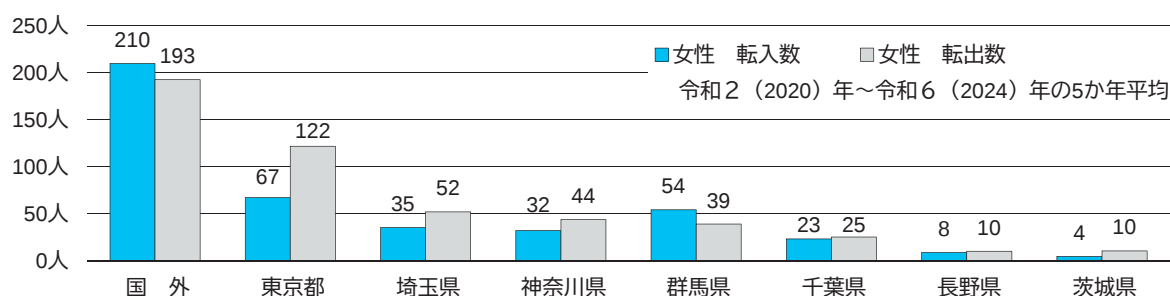
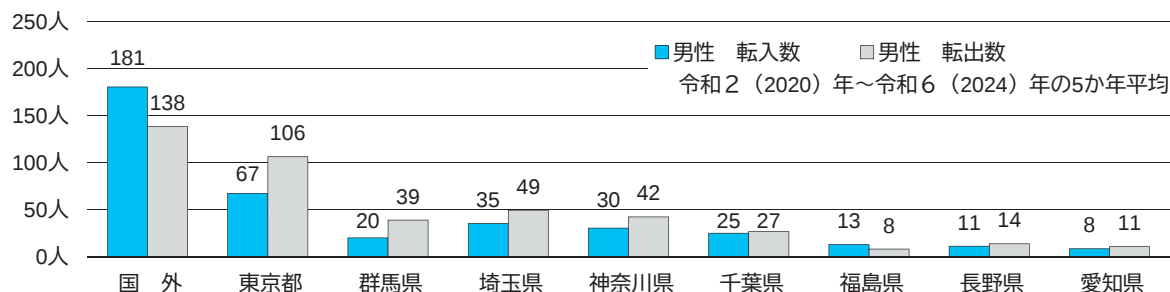
また、令和 2（2020）年、令和 3（2021）年を除くいずれの年も国外は転入超過となっています。



※ 30 人以上のみ値を表示
資料：新潟県人口移動調査

●県外は転入・転出のいずれも男女とも国外が最も多く、転入超過

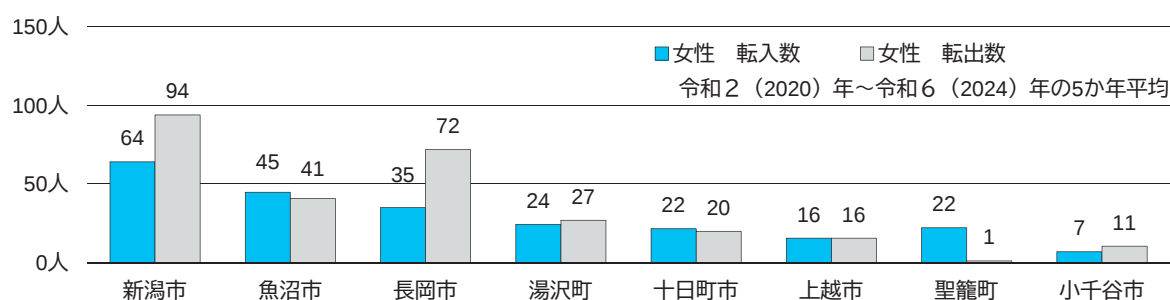
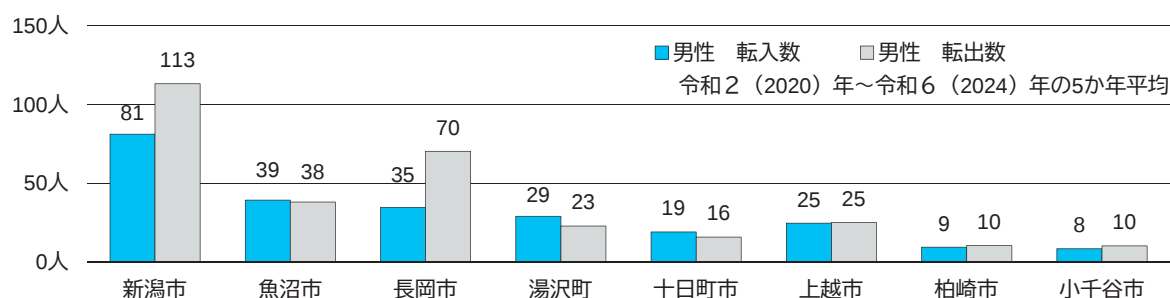
県外からの転入及び県外への転出の状況を都道府県別と国外について性別で見ると、直近5か年平均では、男女とも転入数、転出数は国外が最も多く、いずれも転入超過となっています。次いで男女とも転入数、転出数は東京都が多く、いずれも転出超過となっています。



資料：新潟県人口移動調査

●県内は転入・転出のいずれも男女とも新潟市が最も多く、転出超過

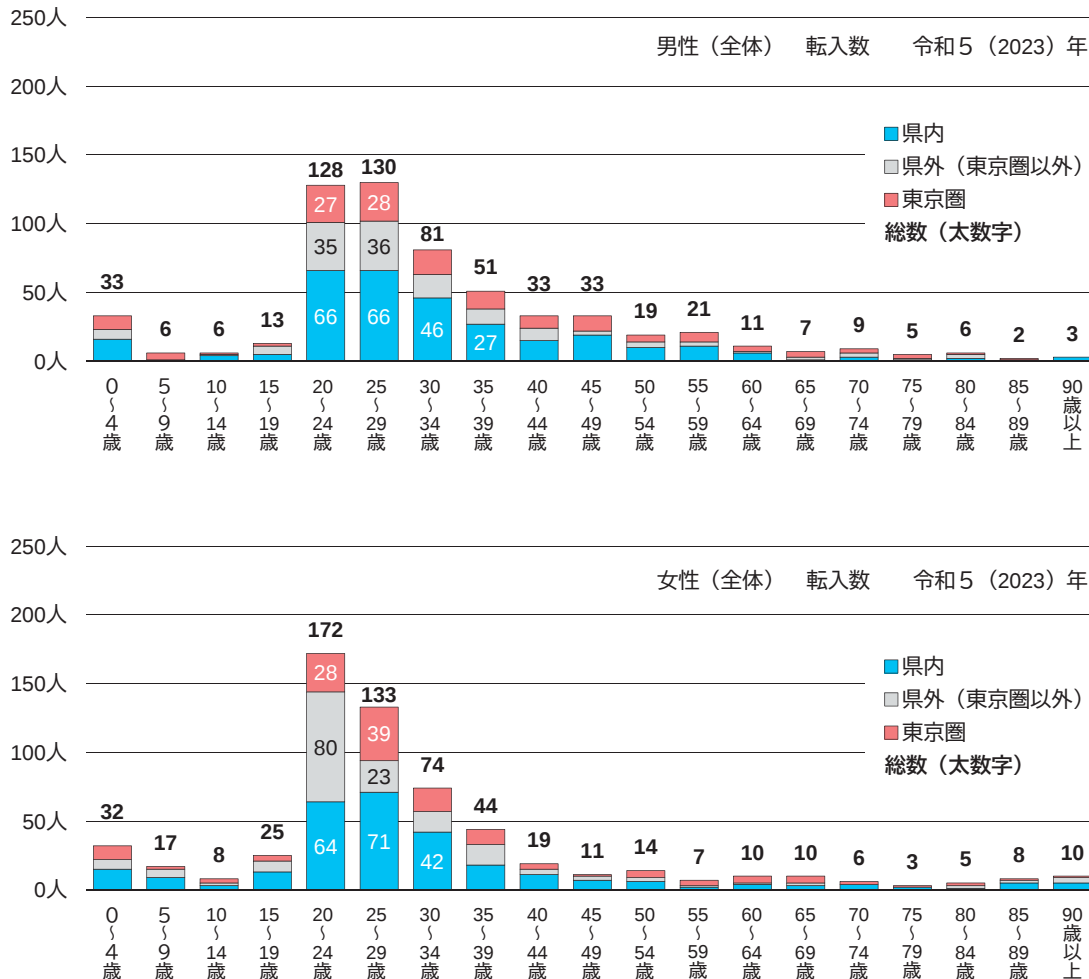
県内の市町村からの転入及び県内の市町村への転出の状況を性別で見ると、直近5か年平均では、男女とも転入数、転出数は新潟市が最も多く、男女とも転出超過となっています。次いで男女とも転入数は魚沼市、転出数は長岡市が多くなっています。また、魚沼市は男女とも転入数、転出数が同程度、長岡市は男女とも転出超過となっています。



資料：新潟県人口移動調査

●性別・年齢別では転入・転出のいずれも男女とも20歳代が多く、女性20～24歳が最も多い

性別・年齢5歳区切で転入前の住所地（県内、県外（東京圏以外）、東京圏）を見ると、男女とも※¹いずれの住所地でも20～24歳、25～29歳が多く、その中でも女性20～24歳は転入総数（172人）が最も多くなっています。女性20～24歳は、県外（東京圏以外）からの転入（80人）が多く、外国籍住民の転入が比較的多いことが分かっています※²。

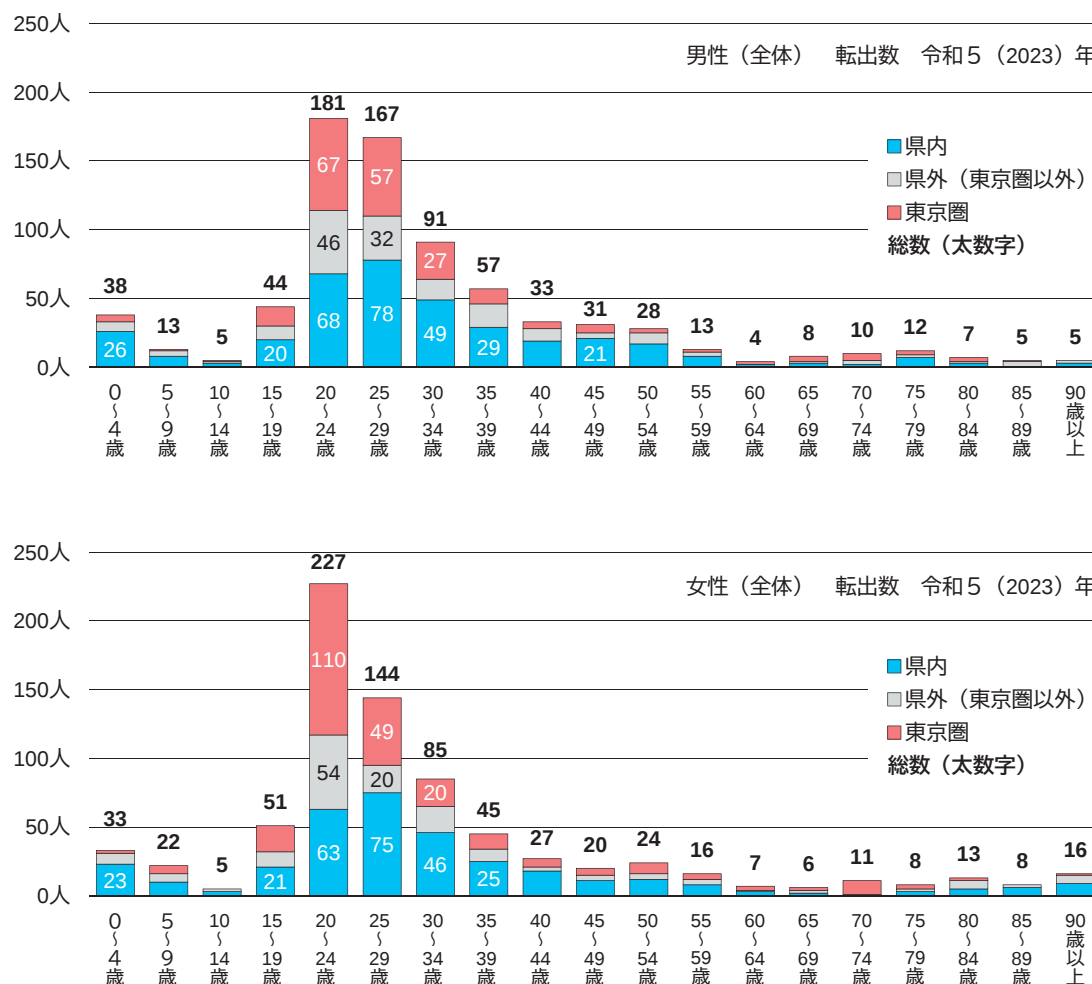


※¹ 男女とも「全体」とは、日本国籍を有する者及び日本国籍を有しないもののうち、観光などの短期滞在者等を除き適法に3か月を超える在留資格と住所を有する者の合計（以降同じ）

※² 女性20～24歳は、県外（東京圏以外）からの外国籍住民の転入が52人となっており、県外（東京圏以外）からの転入者全体（80人）の65%を占める

資料：県内、県外（東京圏以外）、東京圏は「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表 年齢（5歳階級）、男女別移動前の住所地別転入者数（2023年）」（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）

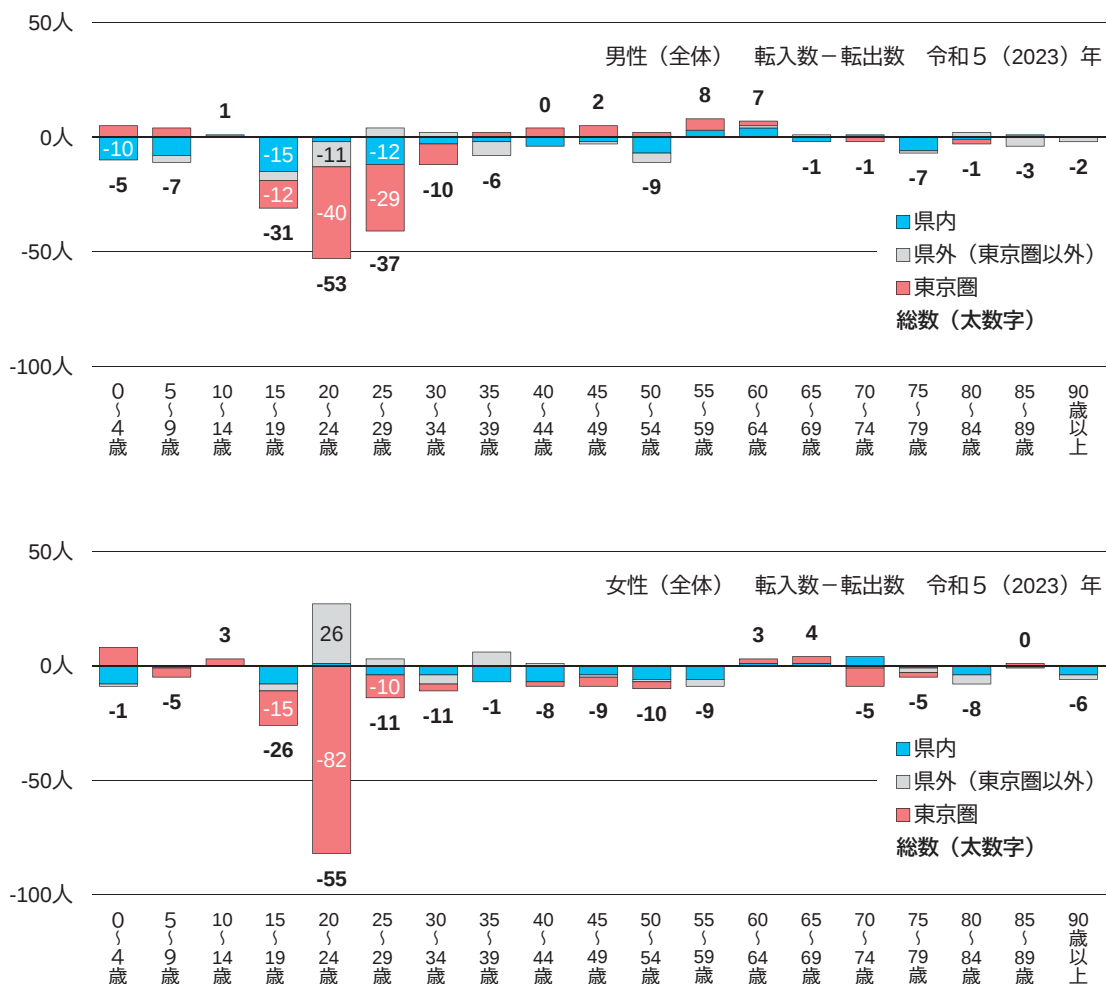
性別・年齢5歳区切で転出先の住所地（県内、県外（東京圏以外）、東京圏）を見ると、男女ともいずれの住所地でも、転入前の住所地と同様に、20～24歳、25～29歳が多くなっています。その中でも女性20～24歳は転出総数（227人）が最も多く、女性20～24歳は、東京圏への転出（110人）が特に多くなっています※。



※ 女性20～24歳の東京圏への転出は、日本人が104人となっており、東京圏への転出者全体（110人）の9割以上を占める

資料：県内、県外（東京圏以外）、東京圏は「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表 年齢（5歳階級）、男女別移動前の住所地別転入者数（2023年）」（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）

性別・年齢5歳区切で社会増減数を住所地で見ると、男女とも若干の転出超過となっている年代が多い中、男性は20～24歳や25～29歳、女性は特に20～24歳で東京圏への転出超過が顕著となっています。



資料：県内、県外（東京圏以外）、東京圏は「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表 年齢（5歳階級）、男女別移動前の住所地別転入者数（2023年）」（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）

4 課題と方向性

第2次総合計画に基づく取組の検証結果等を踏まえ、本計画策定に向けた主な課題と方向性を以下に整理します。

(1) 人口減少社会に適応したまちづくりの更なる推進

- 令和2（2020）年国勢調査による本市の人口は、人口ビジョン 2020 の独自推計による人口の将来展望を下回っています。
- 社人研による人口推計によると、本市の人口は今後も減少傾向が続き、令和27（2045）年には4万人を下回るとされています。また、令和7（2025）年以降、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のいずれも減少傾向になるとされています。
- 合計特殊出生率の低下や出生数、15～49歳女性人口の減少などによる人口の自然減が進行する一方、令和2（2020）年から令和4（2022）年にかけて、転出数が転入数を上回る人口の社会減は緩和傾向が見られましたが、令和5（2023）年以降、再び社会減が進行しています。
- 人口に占める外国籍住民の割合が高く、特に20～29歳女性に占める割合や、20～24歳女性の県外（東京圏以外）からの転入者に占める割合が高くなっています。
- 「まちづくりに関するアンケート調査」によると、「早急な対応が必要」に分類される特徴的な項目として「総合的な人口減少対策」が該当しています。



◆ 第2次総合計画では、人口減少への対応を推進することを目的とする第2期の総合戦略として「戦略プロジェクト」を組み込み、分野横断的な取組を進めてきました。

本計画では、人口減少や少子化、超高齢社会の進行を見据え、医療・福祉をはじめとした様々な分野で担い手を確保し、市民が安心して暮らし続けられるまちづくりに向けた全庁的な取組を更に進める必要があります。

◆ 転入者数・転出者数は「戦略プロジェクト」の目標値をおおむね達成しています。

この成果を次の展開につなげるため、これまでの取組を更に拡充するとともに、人口減少の抑制やまちの活力の創出につなげる必要があります。

(2) 加速化し続ける少子化への対策

- 出生数は減少傾向が続いており、令和 6（2024）年は、近年では最も少なくなっています。
また、合計特殊出生率、15～49 歳女性人口もおおむね低下・減少傾向となっています。
- 「まちづくりに関するアンケート調査」によると、「今後力を入れて取り組むべきこと」（重要性）として、「総合的な人口減少対策の推進」「子育て環境の充実」の 2 項目が高くなっています。



- ◆ 第 2 次総合計画では、4 つの「戦略プロジェクト」の 1 つとして、「子ども・子育て応援プロジェクト」を位置づけ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりを分野横断的な取組として進めてきました。

本計画では、結婚・出産・子育てまでの切れ目のない支援を充実させ、教育環境を整備するとともに、地域社会全体で子どもを育む環境づくりを拡充し、子育て世代が安心して暮らし続けられるまちづくりに向けた全庁的な取組を更に進める必要があります。

(3) 多様な主体との共創・共働の推進

- 「まちづくりに関するアンケート調査」によると、市政に関心がある市民は約 7 割を占める一方、南魚沼市の住民サービスについて「市民の意見や考えが伝わりやすい」と感じている市民の割合は比較的低い状況が続いています。
- 第 2 次総合計画に基づく 33 のまちづくりの取組のうち、「協働のまちづくり」は、現状評価、重要性のいずれも低くなっています。



- ◆ 地域づくり協議会が市内 12 地区で組織され、地域の課題解決や活性化に向け、市民の主体的な取組が進められています。

本計画では、地域それぞれでの取組や市民の市政への高い関心をまちづくりに活かす取組を更に進め、より多くの市民が関わり、つながることにより、多様な主体が共に働き、新たな価値を創る「共創・共働」の推進を図る必要があります。

- ◆ 様々な分野において市内外の企業や団体等との連携したまちづくりを進めています。

本計画では、多様な主体による共創・共働のまちづくりを更に推進するために、市民、市内の企業や団体、市外の多様な関係者などが様々な分野において、主体的にまちづくりに関わりやすい仕組みづくりが必要です。

(4) 誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会への対応

- 国の総合戦略では、地域の個性を活かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくことが必要であるとして、デジタル実装に取り組む地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援していくとしています。
- 新潟県は、「新潟県総合計画」を令和7（2025）年3月に策定し、「デジタル改革を通じた生産性向上や社会課題の解決等」を重点課題の1つに掲げ、人口減少下において、デジタル化を通じて地域の生産性や利便性を飛躍的に高め、新潟県経済の持続的な発展と、県民の幸福な生活を実現することを目指しています。



- ◆ デジタル技術の活用によって、市民サービスを受けやすく、行政からの情報を取得しやすくなるよう、また、より多くの市民が利便性向上を実感できるよう、環境づくりを進めています。

本計画では、安全・安心を前提としたデジタルの活用により、市民生活の利便性の向上、行政サービスの効率化など、これまで以上に市民の誰もがデジタル化のメリットを享受できる仕組みづくりが必要です。

(5) SDGsの取組の推進

- 環境や社会、経済の国際的な変化が進んでおり、より柔軟で効果的なSDGsの取組が必要となっています。



- ◆ 第2次総合計画では、本市におけるSDGsの取組をより実践的に進めるために、17のゴールと基本施策の対応を図り、これに基づく具体的な取組を進めてきました。

本計画では、SDGsの目標年である令和12（2030）年が本計画の中間年となることを念頭に、17のゴールに向けた施策を更に推進するとともに、市民、事業者、行政など、多様な主体による共創・共働を推進し、より実践的な取組につなげることが必要です。

第3章 人口の将来展望（人口ビジョン）

今後も人口の減少が見込まれる中、安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めるため、第2次総合計画で掲げた「目指すべき将来の方向」を発展的に継承するとともに、市民の意識やニーズなどを踏まえ、すべての分野で横断的な取組を展開することで、人口減少を抑制していく必要があります。

社人研推計（令和2（2020）年国勢調査に基づく推計）や「新潟県総合計画」（令和7（2025）年3月策定）を参考に、人口減少の緩和と、生産年齢人口の転入促進、転出抑制を重視した以下の設定条件により、人口の将来展望（将来の人口規模）を試算（独自推計）します。

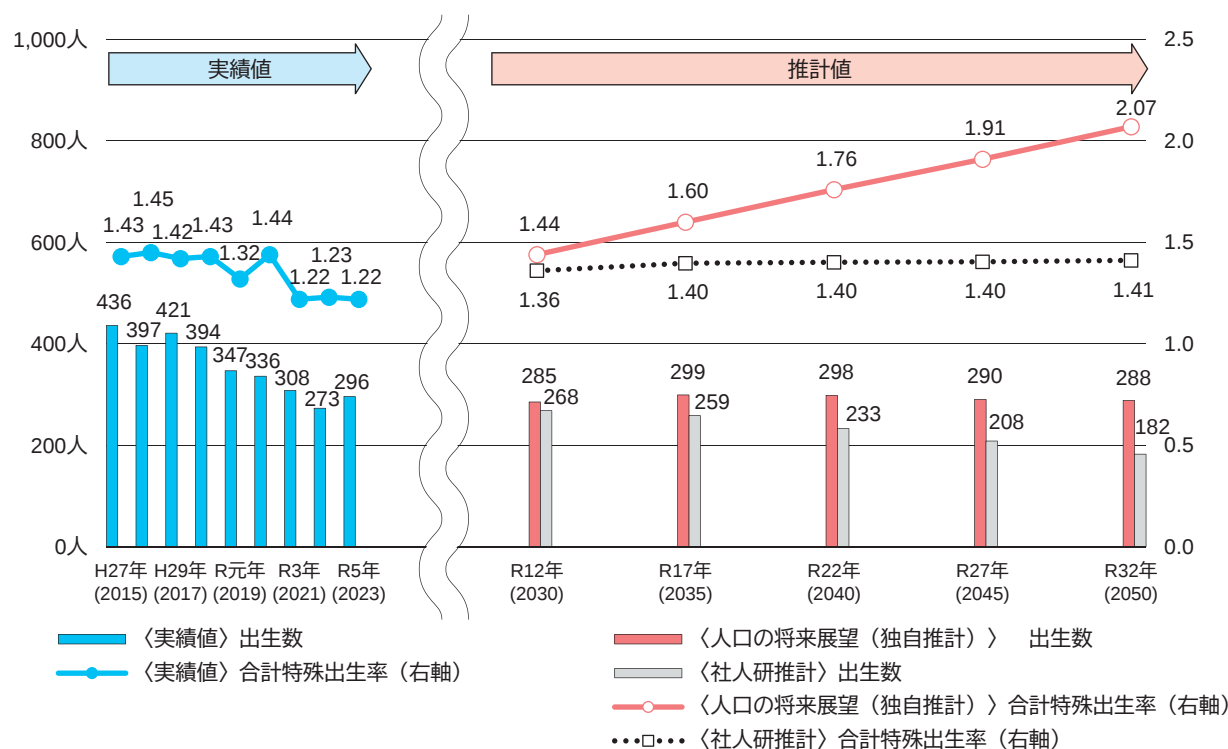
「新潟県総合計画」では、令和6年（2024）年1月に人口戦略会議が発表した「人口ビジョン2100^{*1}」における人口定常化へのシナリオの一部を参考に、令和14（2032）年度までの計画期間において、令和32（2050）年に「人口置換水準^{*2}である合計特殊出生率2.07」と、「社会動態の均衡」を実現することを踏まえた総人口を目指すこととしています。

人口の将来展望（将来の人口規模）設定条件

（1）少子化の抑制

将来にわたって持続的なまちづくりを進めるためには、出生数と子育て世代の人口の確保を図り、少子化を段階的に抑制していく必要があります。

「新潟県総合計画」における方向性を参考に、**合計特殊出生率を令和32（2050）年までに段階的に2.07に上昇させることを目指します。**



※ 〈人口の将来展望（独自推計）〉出生数、〈社人研推計〉出生数はいずれも、該当年の「0-4歳」人口（総数）を各歳（5歳）で除した値を表示

資料：実績値について合計特殊出生率は新潟県福祉保健年報、出生数は新潟県人口移動調査

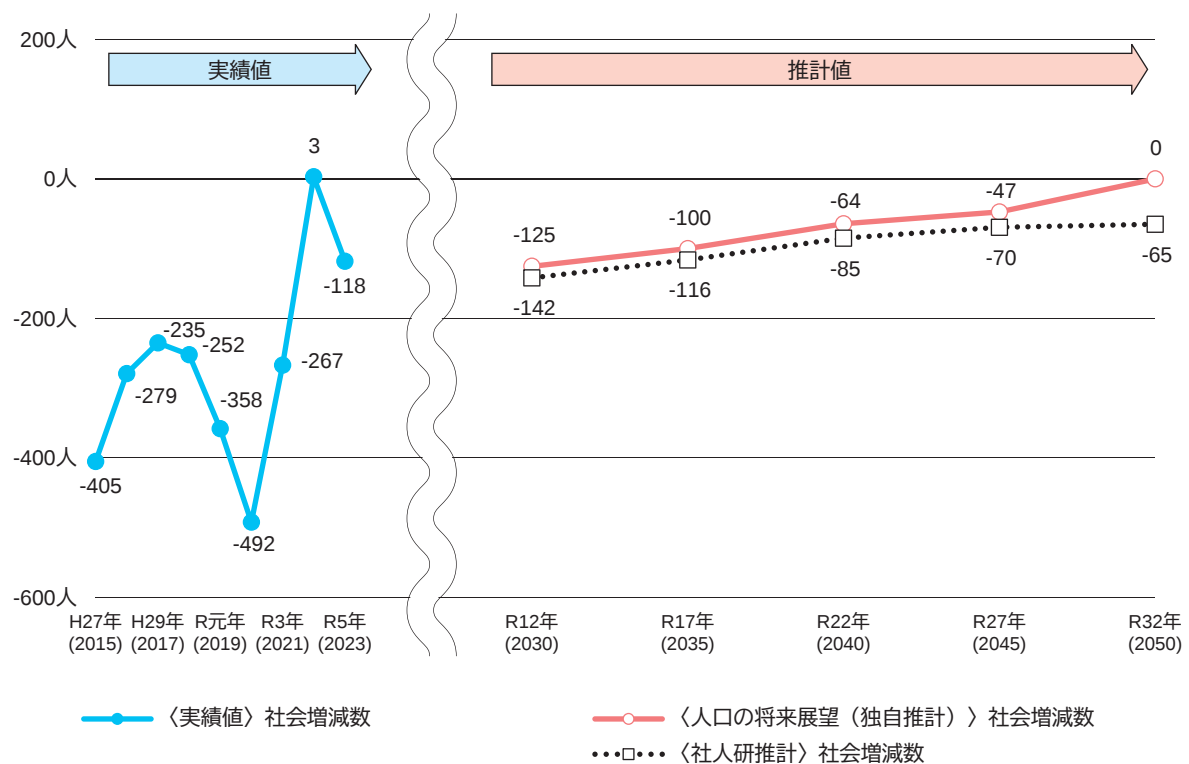
* 1 人口ビジョン2100：2100年を視野に入れた長期的な人口戦略等についての「人口戦略会議」（研究者や民間の有識者らで構成）による政府への提言書で、2100年に8000万人で人口が定常化することを目標にしたもの

* 2 人口置換水準：人口が長期的に一定となる出生率の水準

(2) 社会減の抑制

人口減少が進む中、特に生産年齢人口における社会減は地域経済の縮小、労働力の不足、地域コミュニティ機能の低下など、社会・経済に影響することが懸念され、生産年齢人口における社会増減数（転入数－転出数）において、社会減を段階的に抑制していく必要があります。

「新潟県総合計画」における方向性を参考に、20～30 歳代の転入促進、転出抑制によって社会減の抑制を図り、社会動態を令和 32（2050）年までに段階的に均衡させることを目指します。



※〈人口の将来展望（独自推計）〉社会増減数、〈社人研推計〉社会増減数はいずれも該当年の社会増減総数値を年数（5年）で除した値を表示

資料：実績値について合計特殊出生率は新潟県福祉保健年報、出生数は新潟県人口移動調査

独自推計による人口の将来展望

本計画に基づく施策を推進することで「少子化の抑制」と「社会減の抑制」を図ることとし、試算（独自推計）による人口の将来展望（将来の人口規模）を以下のとおりとします。

社人研推計（令和2（2020）年国勢調査に基づく推計）と比較すると、人口の将来展望では、令和27（2045）年に約1,400人、令和52（2070）年に約5,800人、社人研推計を上回る値を見込んでいます。

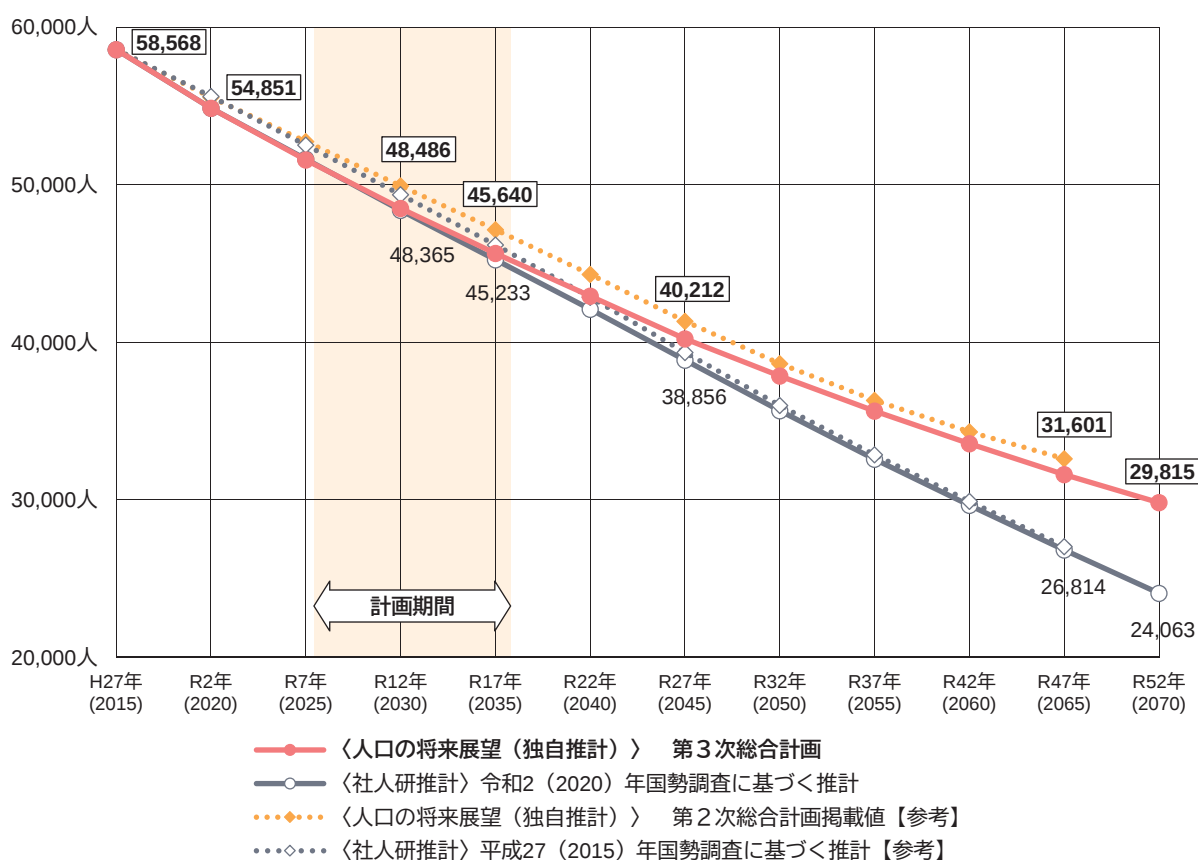
〈人口の将来展望の設定条件〉

- 少子化の抑制：合計特殊出生率を令和32（2050）年までに段階的に2.07に上昇させる
- 社会減の抑制：社会動態を令和32（2050）年までに段階的に均衡させる



〈人口の将来展望〉

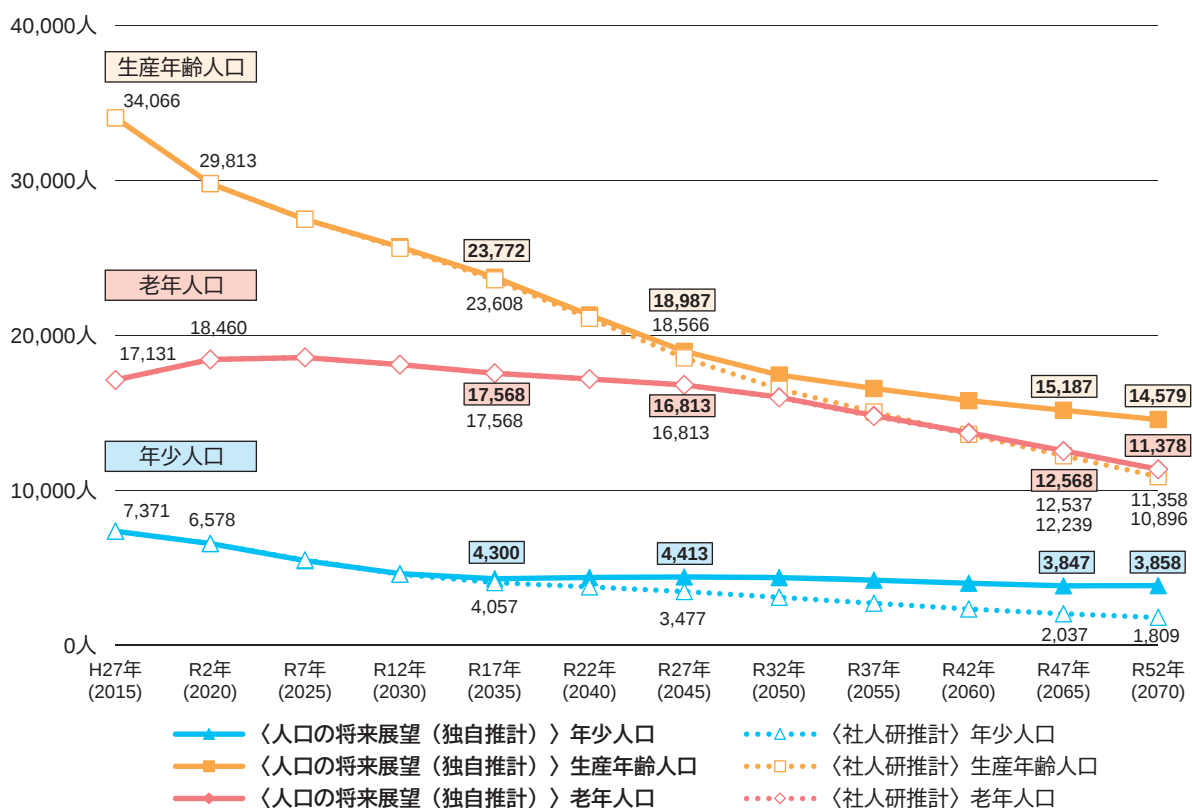
- ◆ 令和52（2070）年における総人口29,000人以上の維持
- ◆ 本計画の中間年度となる令和12（2030）年の総人口48,000人、さらに最終年度となる令和17（2035）年の総人口46,000人を目指す



※【参考】として示した第2次総合計画掲載値の人口の将来展望（独自推計）は「合計特殊出生率は令和22（2040）年に人口置換水準となる2.07を目指す」「社人研に準拠した推計をもとに純移動率＋外国籍住民増加を加味」を条件に推計

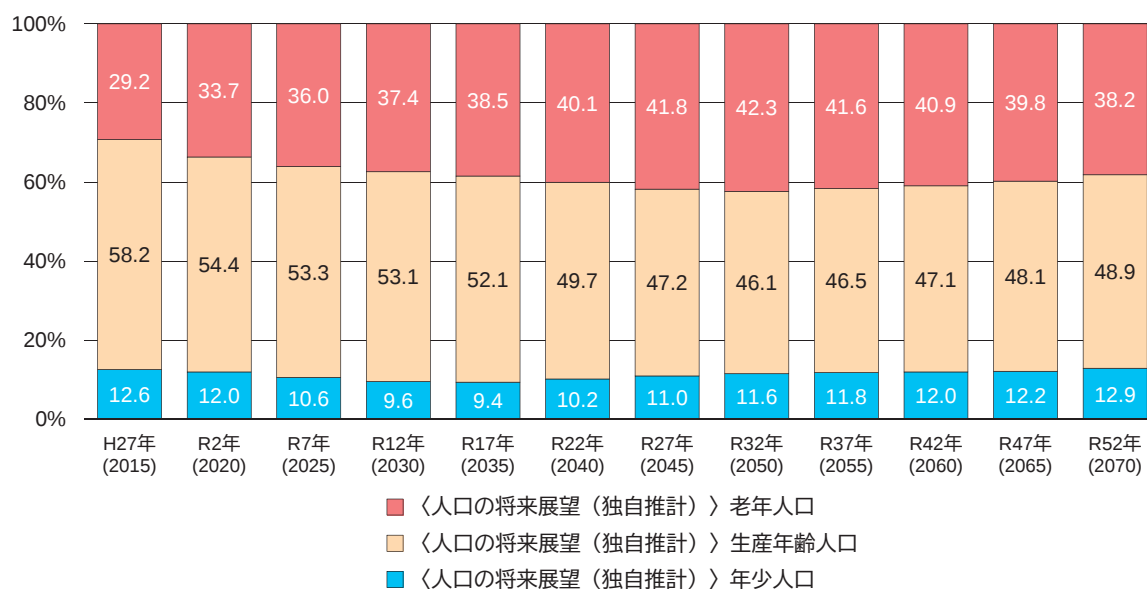
※ 枠囲いの値は令和2（2020）年まで実績値、令和7（2025）年以降は〈人口の将来展望（独自推計）〉第3次総合計画の値

人口の将来展望における年齢3区分人口について、社人研推計（令和2（2020）年国勢調査に基づく推計）と比較すると、老年人口は同程度で推移する見込みとなっていますが、年少人口や生産年齢人口は令和12（2030）年以降、社人研推計を上回る値を見込んでいます。



※ 枠囲いの値は各年齢区分の〈人口の将来展望（独自推計）〉の値

年齢3区分人口それぞれが総人口に占める割合を見ると、年少人口は令和22（2040）年以降、生産年齢人口は令和37（2055）年以降、上昇に転じる一方、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は令和37（2055）年以降、低下に転じると見込んでいます。



第4章 基本構想

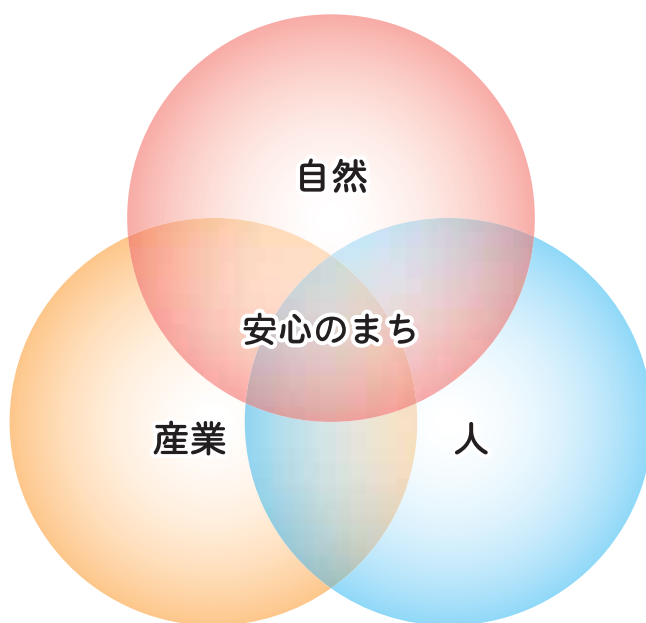
1 南魚沼市の将来像

本市は、令和6（2024）年に市制施行20周年を迎え、これまで受け継がれてきた豊かな自然や文化、まちを支える多様な人材、様々な産業の集積などを背景に、地域の特性を活かしたまちづくりを進めてきました。

これまで本市が進めてきたまちづくりの経験や実績を将来につなぐとともに、本市が誇る自然、人、産業の更なる調和を図ることにより、人口減少や少子化、高齢化、自然災害や環境問題など、多様化かつ複雑化する課題に柔軟に対応し、将来にわたって安心して暮らせる地域であり続けるために、本市の将来像を以下のように掲げ、その実現を目指します。

将来像

自然・人・産業の和で築く 安心のまち



2 まちづくりの基本目標

本計画では、将来像「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」の実現に向け、5つのまちづくりの目標を掲げ、その達成に向けて取り組みます。

それぞれの基本目標は、個々に独立したものではなく、相互につながりあうことで、より効果的・効率的かつ持続的に、将来像の実現を目指します。

基本目標 1

市民の生きると健康を支え、 誰もがいきいきと暮らせるまちをつくる

すべての市民が、住み慣れた地域で、生涯にわたって自分らしく、いきいきと暮らせるよう、医療と福祉の充実と、こころとからだの健康づくりにより、市民を支えるとともに、多様な価値観を持つ市民一人ひとりが互いに尊重し合う地域社会の実現に向けた取組を推進します。

基本目標 2

安心して子どもを産み育てられ、生涯にわたり 学び成長し、活躍できるまちをつくる

安心して結婚、妊娠、出産、子育てができ、充実した教育環境の下で子どもたちが健やかに育つよう、子育て支援や環境づくりを推進するとともに、生涯学習、スポーツ、地域文化の振興、地域に根差した野外・教育環境の充実によって、生涯にわたってすべての世代の市民が学び、成長し、誰もが活躍できる機会の創出に向けた取組を推進します。

基本目標 3

豊かな自然と都市機能が調和した、 暮らしやすく、環境にやさしいまちをつくる

豊かな自然環境を守り、その恵みを活かしながら次代に引き継ぐとともに、循環型社会の推進や脱炭素社会の実現に向けた取組、災害や雪に強く、暮らしやすいまちづくりのための環境整備により、人と環境にやさしいまちづくりを推進します。

基本目標 4

地域資源を活かした産業を支え、 誰もが働きやすく活気のあるまちをつくる

南魚沼産コシヒカリをはじめとする質の高い農産物を生産する農林業、高速交通網の利便性を活かした商工業、豊かな自然や歴史・文化的資源を活かした観光業など、地域資源を活かした産業を支え、その振興と産業間の連携を促して地域の「稼ぐ力」を高めるとともに、若者や女性をはじめ、多様な市民がやりがいを感じて働きやすく、チャレンジしやすい、働く魅力に満ちた活気あるまちづくりを推進します。

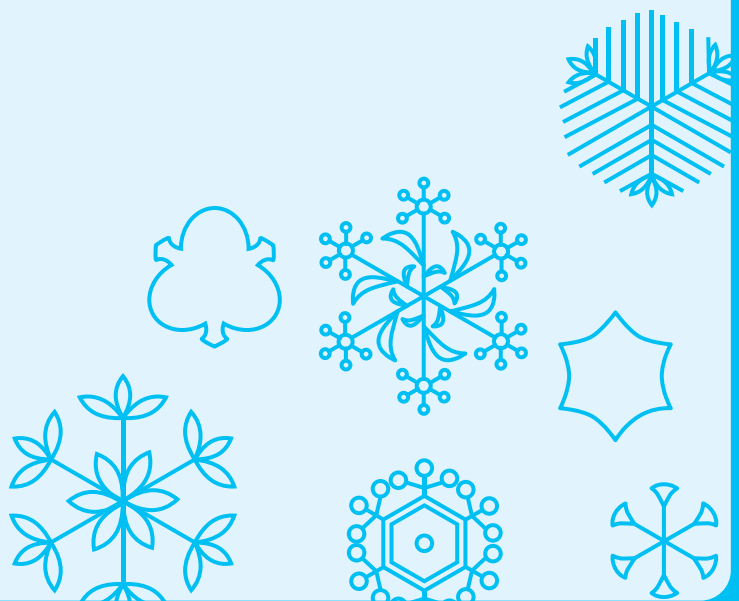
基本目標 5

新しい課題や環境の変化に柔軟に対応し、 持続可能なまちをつくる

デジタル化などの新たな技術の活用によって様々な課題や変化に柔軟かつ的確に対応し、「誰一人取り残さない」人にやさしく、効率的で健全な行財政運営を図ります。また、市民や地域、事業者や団体、さらに本市に関わる様々な人々がまちづくりに取り組みやすく、行政を加えた各主体が共創・共働しやすい環境整備を進め、地域の魅力づくり、暮らしを支える仕組みの強化を図り、移住、定住を促進し、持続可能なまちづくりを推進します。

第Ⅱ編

基本計画



施策の体系

基本構想		基本計画	
将来像	まちづくりの基本目標	基本施策	
自然・人・産業の和で築く 安心のまち	基本目標 1	1-1	こころとからだの健康づくりの推進
	市民の生きると健康を支え、 誰もがいきいきと暮らせるまちをつくる	1-2	持続可能な地域医療体制の構築
		1-3	障がい者福祉の充実
		1-4	高齢者福祉・介護の充実
		1-5	地域で支えあう福祉の充実
		1-6	共感と共生のまちづくり
	基本目標 2	2-1	妊娠・出産と子育てを支える環境の充実
	安心して子どもを産み育てられ、 生涯にわたり学び成長し、 活躍できるまちをつくる	2-2	学校教育の充実
		2-3	地域・家庭教育の推進
		2-4	子ども・若者やその家族への支援の充実
		2-5	生涯学習の推進
		2-6	地域文化の振興
		2-7	生涯スポーツの推進
		2-8	地域に根ざした野外・環境教育の推進
	基本目標 3	3-1	自然環境の保全
	豊かな自然と都市機能が調和した、 暮らしやすく、環境にやさしいまちをつくる	3-2	循環型社会の推進
		3-3	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進
		3-4	生活環境の保全
		3-5	計画的な土地利用の推進
		3-6	道路交通ネットワークの構築
		3-7	住環境の整備
		3-8	水道水の安定供給と汚水処理の性能維持
		3-9	災害に強い安全と安心のまちづくり
	基本目標 4	4-1	農業の振興
	地域資源を活かした産業を支え、 誰もが働きやすく 活気のあるまちをつくる	4-2	林業の振興
		4-3	観光の振興
		4-4	商工業の振興
		4-5	雇用の促進
	基本目標 5	5-1	共創・共働のまちづくり
	新しい課題や環境の変化に柔軟に対応し、 持続可能なまちをつくる	5-2	移住定住の促進
		5-3	デジタル・新技術の活用
		5-4	都市間・広域連携と国際交流の推進
		5-5	持続可能な行財政運営の推進

将来像「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」の実現に向けた本計画における施策の体系を以下に示します。

基本計画				
施 策				
1－1	〔1〕市民参加による健康づくりの環境整備 〔2〕生活習慣病の発症・重症化予防と早期発見 〔3〕地域社会が連携したこころの健康づくり			
1－2	〔1〕地域医療体制の充実	〔2〕持続可能な市病院事業の運営	〔3〕予防医療・在宅医療の推進	〔4〕在宅医療の支援強化
1－3	〔1〕相互理解と共に支えあう社会の推進	〔2〕自立支援と社会参加の促進	〔3〕障がい児支援の充実	
1－4	〔1〕地域の力を引き出す介護予防と福祉サービスの充実	〔2〕共に支えあう環境づくり	〔3〕安心して利用できる介護サービスの維持	
1－5	〔1〕地域福祉の推進	〔2〕重層的な相談支援体制の強化	〔3〕安心・快適な地域環境づくり	
1－6	〔1〕人権尊重のまちづくりの推進	〔2〕男女共同参画のまちづくりの推進	〔3〕多文化共生の推進	
2－1	〔1〕妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援 〔5〕子育て世帯への支援の充実	〔2〕地域で子育てを支える環境の充実 〔6〕結婚支援の充実	〔3〕保育サービスの充実	〔4〕放課後児童の健全育成の推進
2－2	〔1〕学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進 〔5〕高等教育との連携・交流の推進	〔2〕ICTを活用した教育の推進 〔6〕いじめや不登校対策の推進	〔3〕幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進 〔7〕子どもたちの国際理解教育の推進	〔4〕小・中学校の連携強化 〔8〕学校教育施設の整備
2－3	〔1〕家庭の教育力向上	〔2〕青少年の健全育成	〔3〕子どもの成長を支える取組の推進	
2－4	〔1〕不登校などの子どもへの支援の充実 〔2〕ニートやひきこもり、不登校などの若者の自立に向けた支援の充実			
2－5	〔1〕生涯学習機会の充実	〔2〕図書館機能の充実		
2－6	〔1〕文化施設の活用	〔2〕地域文化・伝統の継承と活用	〔3〕文化財の保存と活用	
2－7	〔1〕生涯にわたってスポーツができる環境の整備	〔2〕総合型地域スポーツクラブの充実	〔3〕官民連携によるスポーツ推進体制の整備	
2－8	〔1〕野外・環境教育の推進	〔2〕連携活動の支援・推進		
3－1	〔1〕自然環境の保全			
3－2	〔1〕循環型社会のための体制の構築	〔2〕ごみ減量化とリサイクルの推進	〔3〕効率的なごみ処理体制の維持	
3－3	〔1〕省エネルギーの推進	〔2〕再生可能エネルギー導入の促進		
3－4	〔1〕公害の未然防止	〔2〕地盤沈下対策の継続・強化		
3－5	〔1〕都市計画の推進	〔2〕都市公園の活用と充実	〔3〕景観形成の推進	〔4〕国土調査の推進
3－6	〔1〕公共交通体系の構築	〔2〕道路網の計画的な整備と修繕	〔3〕災害や雪に強い道づくり	〔4〕交通安全対策の推進
3－7	〔1〕住みやすい住環境の提供	〔2〕雪への対処機能強化	〔3〕空き家等の発生抑制と利活用促進	
3－8	〔1〕持続可能な安定した水道事業の推進 〔2〕豊かな水環境を育む汚水処理の推進			
3－9	〔1〕地域防災力の向上	〔2〕災害時の対応力強化	〔3〕防犯、消防・救急体制の強化	〔4〕砂防施設整備の推進 〔5〕水害防止施設整備の推進
4－1	〔1〕農地の生産性向上と効率化の推進 〔5〕農業の担い手育成支援	〔2〕特産品の生産・販売強化と6次産業化の支援 〔6〕鳥獣被害防止対策の推進	〔3〕畜産業と水産業の支援	〔4〕農業基盤の維持・整備
4－2	〔1〕森林資源の活用と林業基盤の整備	〔2〕林地の保全と機能確保	〔3〕治山事業の推進	〔4〕森林環境譲与税を活用した里山整備の促進 〔5〕林業の担い手の確保
4－3	〔1〕戦略的な四季観光の推進	〔2〕国際・広域観光の推進	〔3〕情報発信拠点の強化	〔4〕持続可能な観光地域づくりの推進 〔5〕食のブランディング推進
4－4	〔1〕商工業の活性化	〔2〕産業の育成支援	〔3〕産学官金連携による産業支援	
4－5	〔1〕職業能力の向上支援と雇用の場の確保 〔2〕若者・女性・U I J ターン者の就職支援			
5－1	〔1〕市民と行政の共創・共働によるまちづくり体制の確保 〔2〕市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実 〔3〕誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりの推進			
5－2	〔1〕関係人口の創出・拡大	〔2〕U I J ターンの促進		
5－3	〔1〕行政システムの高度化と市民サービスの向上	〔2〕情報発信の強化		
5－4	〔1〕都市間連携の推進	〔2〕広域連携の推進	〔3〕国際交流の推進	
5－5	〔1〕効果的・効率的な行政運営	〔2〕行政評価の活用	〔3〕職員の資質向上	

SDGs推進の取組

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組として、本計画の33の基本施策と、特に関連性が高いと考えられるSDGsの17のゴールとの対応を以下に示します。

基本目標 1 市民の生きると健康を支え、 誰もがいきいきと暮らせるまちをつくる

1-1 こころとからだの健康づくりの推進



1-2 持続可能な地域医療体制の構築



1-3 障がい者福祉の充実



1-4 高齢者福祉・介護の充実



1-5 地域で支えあう福祉の充実



1-6 共感と共生のまちづくり



基本目標 4 地域資源を活かした産業を支え、 誰もが働きやすく 活気あるまちをつくる

4-1 農業の振興



4-2 林業の振興



4-3 観光の振興



4-4 商工業の振興

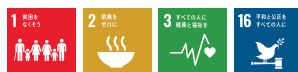


4-5 雇用の促進



基本目標 2 安心して子どもを産み育てられ、 生涯にわたり学び成長し、 活躍できるまちをつくる

2-1 妊娠・出産と子育てを支える環境の充実



2-2 学校教育の充実



2-3 地域・家庭教育の充実



2-4 子ども・若者やその家族への支援の充実



2-5 生涯学習の推進



2-6 地域文化の振興



2-7 生涯スポーツの推進



2-8 地域に根ざした野外・環境教育の推進



基本目標 5 新しい課題や環境の変化に柔軟に対応し、 持続可能なまちをつくる

5-1 共創・共働のまちづくり



5-2 移住定住の促進



5-3 デジタル・新技術の活用



基本目標 3 豊かな自然と都市機能が調和した、 暮らしやすく、環境にやさしいまちをつくる

3-1 自然環境の保全



3-2 循環型社会の推進



3-3 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進



3-4 生活環境の保全



3-5 計画的な土地利用の推進



3-6 道路交通ネットワークの構築



3-7 住環境の整備



3-8 水道水の安定供給と污水处理の性能維持



3-9 災害に強い安全と安心のまちづくり



※ 17のゴール（目標）のうち、特に関連性が高いと考えられるものを表示

計画の推進体制

（１）数値目標、施策の達成目標（KPI）の設定

５つのまちづくりの基本目標ごとに、目指すまちの将来像にどの程度近づいているのかを確認するための指標として数値目標を設定します。また、３３の基本施策ごとに施策の達成度を図る指標として施策の達成目標（KPI）を設定します。

数値目標と施策の達成目標（KPI）は、前期基本計画の最終年度として中間見直しを行う令和 12（2030）年度及び後期基本計画を含む基本構想の最終年度となる令和 17（2035）年度において達成度合いを把握します。

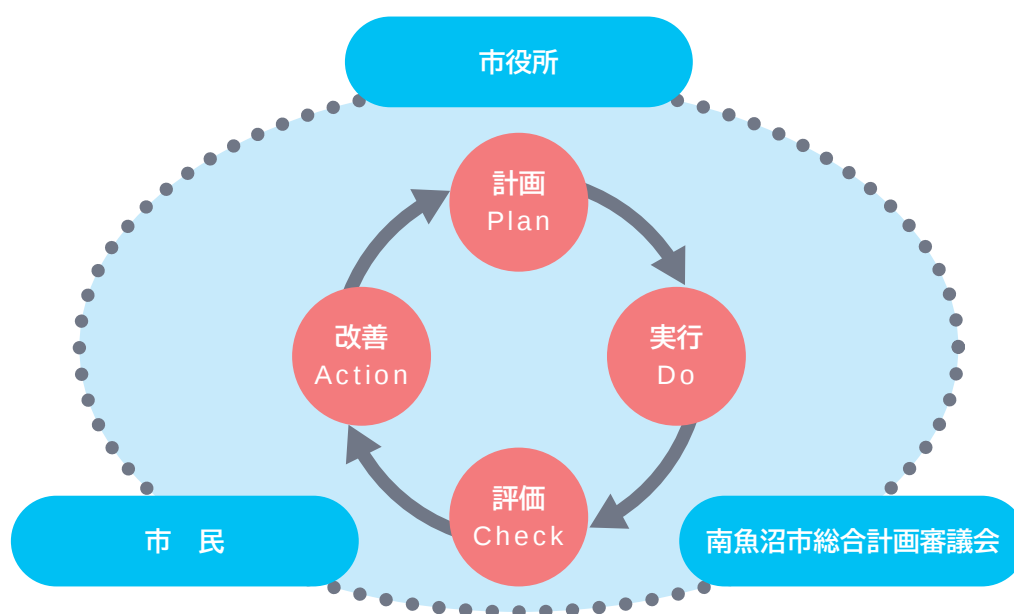
（２）PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進するため、基本構想・基本計画・実施計画（Plan）に基づく施策や主要な事業の確実な実行（Do）、まちづくりの基本目標ごとに設定した目標値の達成度や、基本施策ごとに設定した指標値の進捗状況などの評価（Check）、評価結果に基づく改善（Action）を経て、次の計画（Plan）や実行（Do）につなげる PDCA サイクルによる効果的・効率的かつ持続的な進行管理を行います。

評価（Check）にあたっては、全庁横断的な組織体制による内部評価に加え、市民や企業、団体の有識者などで組織する「南魚沼市総合計画審議会」など、広く関係者からの意見を得ることとします。

（３）まちづくりに関するアンケート調査

PDCA サイクルの「評価（Check）」の１つとして、一定期間ごとに「まちづくりに関するアンケート調査」を実施し、市民の評価や意向などを次の計画（Plan）や実行（Do）に活用します。





令和8年4月オープンの健診施設「ゆきぐに健友館A I」



2歳6か月児の歯科検診



ボランティアによる除雪支援



市立総合支援学校の生徒による「MSGカフェ」

基本目標

1

市民の生きると健康を支え、
誰もがいきいきと暮らせるまちをつくる

数値目標

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
介護が必要な高齢者の割合※ ¹	18.3%	県平均以下	県平均以下
日常生活の中で意識して 身体を動かしている市民の割合※ ²	57.7%	60%	63%
「南魚沼市は暮らしやすい」と思う 市民の割合※ ³	55.9%	60%	65%

※1 第1号被保険者（65歳以上）に占める要支援・要介護認定者の割合。現状値は「介護保険事業状況報告（暫定）（令和6年9月分）」（厚生労働省）による本市の値。同新潟県値は18.9%

※2 「健康づくりに関するアンケート」における「意識して身体を動かしている」の値

※3 「まちづくりに関するアンケート調査」における「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」の合計値



1-1

こころとからだの健康づくりの推進

現状と課題

- ◆ 本市では、こころとからだの健康づくりのために、疾病予防に重点を置いた啓発活動や疾病の早期発見のための健診事業に力を入れています。健康推進員などの地区組織の育成による市民の健康意識の高まりに加え、受診環境の改善や受診勧奨により、特定健康診査^{*1}受診率及び特定保健指導^{*2}実施率は県内平均の水準を維持しています。しかし、生活習慣病の悪化による脳血管疾患の死亡率は県全体より高い状態が続いているため、認知症を含む疾病の予防と合わせた対策が必要であり、加えてロコモティブシンドローム^{*3}などの予防も重要です。
- ◆ 健康観は年代や個人の価値観などによって異なることから、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境整備が必要です。また、健康寿命延伸の大切な要素である歯の健康づくりをライフステージに合わせて更に進めることが必要です。
- ◆ 本市を含む魚沼圏域は、県内でも自殺率が高いことから、地域づくり協議会や民間団体、相談支援関係機関と連携した予防対策が必要です。

施策の基本方針

- 市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、心身ともに健やかでいきいきと暮らせるよう、健康推進員などの地区組織や地域づくり協議会との協働による健康づくりの環境整備を推進します。
- 健康診査内容の充実と受診しやすい環境の整備を図り、認知症や生活習慣病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見に努めるとともに、受診データの分析による効果的な保健指導などを実施します。
- うつ病などのこころの病についての正しい知識と支援方法を啓発するとともに、医療機関や関係機関と連携した相談窓口の周知を図ります。また、地域づくり協議会や民間団体などと連携したこころの健康づくりを推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
特定健診受診率 [※] (国民健康保険加入者)	50.6%	60%	60%
特定健診肥満者(BMI25以上)割合 [※] (国民健康保険加入者)	男性 26.8% 女性 20.1%	男性 25.0%以下 女性 18.3%以下	男性 23%以下 女性 18%以下
自殺死亡率(人口10万人当たり人数) (過去10年間の平均)	26.4 (H27~R6年)	22.5以下 (R2~11年)	18.0以下 (R7~16年)

※ 特定健診受診率及び特定健診肥満者割合は、国民健康保険加入の特定健診対象者（40～74歳）に占める受診者の割合

施策の概要

1 市民参加による健康づくりの環境整備

- 健康推進員、食生活改善推進員、筋力づくりサポーターなどの地区組織や地域づくり協議会との連携・協働による健康づくりの環境整備を推進します。
- スポーツイベントなどと連携した「南魚沼健康ポイント*⁴」の活用により、市民自らが取り組む健康づくりを促進します。

2 生活習慣病の発症・重症化予防と早期発見

- 健康診査を受診しやすい環境の整備を図るとともに、受診データの分析・活用や医療との連携により、効果的な保健指導と適切な受診勧奨を行い、認知症や生活習慣病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見に努めます。

3 地域社会が連携したこころの健康づくり

- 専門医や医師会等の関係機関との連携により、ストレスへの対処方法などのこころの健康づくりや、こころの病についての正しい知識の啓発に努めます。
- こころの不調に気付いた時の相談窓口や支援サービスの情報提供と周知に努めます。
- 専門相談会を継続するとともに、関係職員の相談対応能力の向上を図ります。
- 地域づくり協議会や民間団体などと連携した自殺予防対策を推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 市民参加による健康づくりの環境整備	健康に対する意識づくりの推進 南魚沼健康ポイント事業
2 生活習慣病の発症・重症化予防と早期発見	健診受診の促進と適切な健康情報提供事業 効果的な保健指導等の推進 歯科保健事業の推進
3 地域社会が連携したこころの健康づくり	こころの健康づくり（疾病予防）の推進 自殺予防対策の推進

* 1 特定健康診査（特定健診）：40～74歳が加入する医療保険で実施されるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査

* 2 特定保健指導：特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険性が高い人に対して行う、一人ひとりの状態にあった生活習慣の改善に向けた指導

* 3 ロコモティブシンドローム：骨や関節、筋肉などの「運動器」の衰えにより移動機能が低下し、要介護になる危険性が高い状態のこと

* 4 南魚沼健康ポイント：運動の習慣化などを目的とし、日常的な運動、健康に関する講演会やスポーツイベントへの参加、健康診査の受診などの健康づくりに取り組んだ際に付与されるもので、ポイントで景品の抽選に応募ができる仕組み

1-2

持続可能な地域医療体制の構築

現状と課題

- ◆ 人口構造や疾病構造の変化に伴い、市民が求める医療も変化を続けており、そのような変化に柔軟に対応しながら、次の10年に向けて医療提供体制を構築し続けることが必要です。
- ◆ 「医師の働き方改革」に対応し、地域医療体制を維持するため、入院機能を「南魚沼市民病院」に集約し、無床診療所となった「ゆきぐに大和病院」を令和6（2024）年度に「大和地域包括医療センター」として開所しました。無床診療所化による減床を踏まえ、在宅医療の強化、地域内の医療機関との連携に加え、市民病院におけるベッドコントロール強化や病床増床等によるカバーなど、医療資源をより効率的に運用することが重要です。
- ◆ 市病院事業は、将来にわたって持続可能な医療体制の構築を目指し、経営の安定化を図ってきました。医療の再々編を経て、徐々に赤字構造から脱却すると見込んでいますが、より一層安定させるために、特に「大和地域包括医療センター」の経営の安定化に向け、適切な診療体制の構築や維持コストの削減を進めることが必要です。
- ◆ 人口減少の影響による将来的な医療従事者の不足が懸念されており、若者に地域医療の必要性とそれを担うやりがいを伝え、医療に携わる人材の確保を進めることが必要です。
- ◆ 「在宅療養推進センター」による市内の在宅療養者への支援を進め、市民が安心してそれぞれの暮らす場所で看護や介護を受けられる体制を構築することが必要です。

施策の基本方針

- 社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら「地域住民の生きるを支え続ける」医療体制の構築を継続し、市民の医療満足度の向上を図ります。
- 医療連携を推進し、在宅医療を含めた各医療機関が、それぞれの役割に応じた医療を提供することで、可能な限り地域における医療需要を満たすことを目指します。
- 市立病院の機能と特性を活かした役割分担により、入院から在宅医療・介護への円滑な連携体制の充実を図るとともに、緩和ケアやACP（人生会議）^{*1}の推進などにより、市民それぞれの尊厳のある生き方の実現を支えます。
- 安定した医療を提供するため、医学部地域枠^{*2}などによる大学との密接な連携に加え、臨床研修病院としての機能を強化し、市病院事業の常勤医師を確保する仕組みや体制を構築します。また、市内医療機関の減少に歯止めをかけるため、新たな開業や事業承継を支援し、地域における医師不足の解消に努めます。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和 6 年度)	中間目標値 (令和 11 年度)	最終目標値 (令和 16 年度)
病床稼働率	90.2%	93%	93%
回復期リハビリ病床 在宅復帰率	87.3%	85%	85%
地域包括ケア病床 在宅復帰率	85.2%	85%	85%

施策の概要

1 地域医療体制の充実

- 地域内の医療機関との連携を強化するとともに、不足する医療従事者の確保、医療施設の開設や事業承継への支援を行い、地域医療体制の充実と、市民の医療満足度向上を図ります。

2 持続可能な市病院事業の運営

- 安全・安心な医療を継続して提供するため、市病院事業の医師や看護師等を確保するとともに、収支安定化による経営基盤の強化に努めます。

3 予防医療・在宅医療の推進

- 医療連携を推進するとともに、母子保健事業や介護事業とも連携して予防医療と在宅医療の充実化を進め、人生 100 年時代に向けた健康寿命の延伸を図ります。

4 在宅医療の支援強化

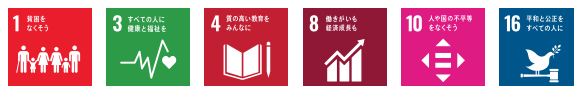
- 治療中であっても病状にあわせた在宅での生活や社会活動への復帰ができるよう、相談体制の拡充と支援の強化を図ります。

主要な事業

施策	主要な事業
1 地域医療体制の充実	周辺医療機関の連携強化 マイナンバーカード保険証利用促進 医療従事者人材確保事業
2 持続可能な市病院事業の運営	市病院事業収支安定化 市病院事業医師確保 市病院事業看護師等確保
3 予防医療・在宅医療の推進	保健との連携強化による予防医療の充実 介護との連携強化による在宅医療の推進
4 在宅医療の支援強化	回復期リハビリテーション、地域包括ケア強化 緩和ケアの実現・充実 医療相談体制の拡充

* 1 ACP（人生会議）：アドバンス・ケア・プランニング。人生の最終段階において望む医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。「人生会議」は厚生労働省によるその愛称

* 2 医学部地域枠：地域医療に従事する医師の養成を主な目的として医学部受験生を選抜するもので、新潟県では卒業後、県内指定の医療機関で一定期間勤務（指定勤務）する場合に修学資金を貸与し、一定期間の指定勤務で全額返還免除される



1-3

障がい者福祉の充実

現状と課題

- ◆ 地域社会において、障がいと障がいのある人への理解は深まっていますが、障がいのある人の社会進出は遅れており、依然として社会的障壁が残ったままです。障がいのある人が自らの能力を発揮し、自立し、共に支え合う地域を築くためには、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し合い、助け合い、理解し合う共生社会の実現に向けた取組が必要です。
- ◆ 高齢化や市民の暮らし方の多様化、地域のつながりの希薄化などが進む中、「8050問題*¹」などの複合的な課題の解決に向け、従来の障がい者福祉の分野だけでなく、他分野と連携した包括的な体制で対応することが必要です。
- ◆ サービス提供事業所の担い手不足が課題となっており、サービスの提供体制確保に向けた関係機関の連携が必要です。
- ◆ 障がいのある子ども一人ひとりに合わせた切れ目のない支援と、家族などの負担軽減が必要です。

施策の基本方針

- 障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、それぞれの状況や意向に合った安全・安心な暮らしができるよう、意思決定の支援に努めるとともに、地域に存在する拠点機能や様々な主体によるサービス提供など、社会資源の活用や関係機関との連携を図ります。
- 障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止を図り、必要な合理的配慮*²が行われるよう努めるとともに、障がいへの理解促進と人権教育・啓発に努めます。
- 自立支援協議会*³を通して地域の声を聞きながら、「南魚沼市障がい者計画*⁴」及び「南魚沼市障がい福祉計画・障がい児福祉計画*⁵」を推進します。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携し、それぞれの障がい特性に合わせた支援の継続的な提供に努めます。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
理解促進研修の開催数	6回	8回	8回
地域生活支援拠点等事業に伴う 台帳登録同意者※数	53人	60人	65人

※ 地域生活支援拠点等事業(障がい者等の重度化及び高齢化並びにその親の亡き後に備え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備する事業)において、緊急時の支援として短期入所利用を円滑に行えるようにするため、市が短期入所施設へ事前に個人情報を提供することなどに同意した人

施策の概要

1 相互理解と共に支えあう社会の推進

- 障がいの有無にかかわらず、すべての市民が助け合い、相互に理解し合うため、研修や広報活動などの取組を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止、合理的配慮の提供に努めます。

2 自立支援と社会参加の促進

- 障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、関係機関との連携により、意思決定や就労の支援、福祉サービスなどの継続的な提供に努めます。
- 他分野と連携し、複合的な課題に対応する包括的な相談体制等の確保を図ります。

3 障がい児支援の充実

- 障がいのある子ども一人ひとりの特性と発育に合わせた支援を行うとともに、家族などの負担軽減を図ります。また、関係機関との連携により、相談体制を充実させ、切れ目のない支援を推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 相互理解と共に支えあう社会の推進	広報啓発活動の推進 連携ネットワークの充実 福祉教育の推進
2 自立支援と社会参加の促進	障がい福祉サービスの充実 社会参加の促進 就労支援の推進
3 障がい児支援の充実	障がいの早期発見・早期対応の推進 障がい児と家族への相談体制の充実 障がい児支援者スキルアップ事業

- * 1 8050 問題：80 代の親が様々な事情で自立が難しい 50 代の子どもの生活を支えるために、経済的・精神的に大きな負担を強いられ、社会的に孤立するなどの問題
- * 2 合理的配慮：日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等について、障がい者にとって利用が難しく、活動などが制限されてしまう場合に、その障壁を取り除くために必要な便宜。障害者差別解消法によって、行政機関等や事業者には負担になりすぎない範囲で「合理的配慮」の提供が義務付けられている
- * 3 自立支援協議会：障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される会のこと。関係機関等が連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う
- * 4 南魚沼市障がい者計画：障がいのある人の自立と社会参加を促し、共生社会を実現するための計画
- * 5 南魚沼市障がい福祉計画・障がい児福祉計画：南魚沼市障がい者計画に基づき、障がい福祉サービスの実施計画として位置づけられる計画



1-4

高齢者福祉・介護の充実

現状と課題

- ◆ 人口構造や人々の暮らし方が大きく変化する中、世帯の少人数化や地域の人口規模の縮小などの量的な変化に加え、人や地域のつながりの希薄化という質的な変化が進んでおり、市民一人ひとりを支える地域資源が大きく減少しています。特に、これまで支える側であった「団塊の世代^{*1}」が高齢になり、認知症や、医療と介護の両方を必要とする高齢者、高齢者のみの世帯、親族等による支援を受けることが難しい高齢者などが増加すると考えられます。しかし、高齢者の福祉・介護を支える専門職の人材不足が慢性化しており、体制の確保が課題となっています。
- ◆ これまでの「高齢者は支えられる存在」という認識に基づいた体制を見直し、高齢になってもそれぞれの状況に応じて地域の支え手となるなど、より良い地域づくりに向けた体制づくりが求められています。
- ◆ 地域における高齢者の社会参加機会の充実は、高齢者の自立した生活や介護予防につながります。介護や支援が必要になっても、地域で共生し、互いに支え合う意識の醸成と環境づくりが必要です。また、高齢者が安心して地域で暮らし続けるためには、高齢者の権利擁護や虐待防止に努めることが必要です。

施策の基本方針

- 「南魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画^{*2}」の基本理念「心豊かに元気に暮らし、地域ぐるみで支えあうまち」づくりに向け、高齢者の社会参加の促進により介護予防と自立支援につなげるとともに、地域の支え手としての活躍を促進し、高齢になっても住み慣れた地域で元気に暮らし続けられる地域の実現を目指します。
- 認知症や介護、支援が必要になっても地域で互いに支え合う意識の醸成や、権利擁護・虐待防止への啓発を進め、高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。
- 持続可能で安定した介護サービスを提供するため、介護人材の確保と職場への定着を支援します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
主観的健康観及び主観的幸福感の高い高齢者の割合 [※]	主観的健康観 77.6% 主観的幸福感 47.8%	77.6%以上 47.8%以上	77.6%以上 47.8%以上
認知症サポーター養成講座の延べ参加人数	13,781 人	16,000 人	18,000 人

※ 介護保険「保険者シート」における値

施策の概要

1 地域の力を引き出す介護予防と福祉サービスの充実

- 高齢者自身が高齢者福祉や地域づくり活動の支え手となる視点を意識し、地域の力を活かした介護予防事業や高齢者福祉サービスの充実に努めます。
- 高齢者の就業や生涯学習、ボランティアなどを通じた社会参加を支援し、地域の支え手としての活躍を促進します。

2 共に支えあう環境づくり

- 高齢になっても、地域で自立した暮らしを営むことができるよう、買い物支援をはじめとした生活支援の体制づくりに取り組みます。
- 認知症サポーター養成講座などを活用し「新しい認知症観^{*3}」を普及することにより、認知症や要支援・要介護などの状態になっても地域で共生し、互いに支え合う意識の醸成を図ります。
- 高齢者の権利擁護や虐待防止に向け、関係機関との連携や研修会の開催、地域活動の場など様々な機会を活用した啓発活動に取り組みます。

3 安心して利用できる介護サービスの維持

- 持続可能で安心して利用できる介護サービスの提供体制の維持と充実を図るため、研修や資格取得の支援など、介護人材の確保と職場への定着を促進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 地域の力を引き出す介護予防と福祉サービスの充実	地域づくり活動と連動した介護予防活動 高齢者福祉サービスの提供 社会参加の促進(就業、生涯学習、ボランティア活動等参加の支援・促進)
2 共に支えあう環境づくり	高齢者世帯買い物支援事業 地域でつくる高齢者の安全・安心の推進 認知症高齢者等の見守り支援事業 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
3 安心して利用できる介護サービスの維持	在宅介護サービスの充実 介護人材確保事業

*1 団塊の世代：昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年生まれの第一次ベビーブームと言われる世代の人で、人口が多く、社会における影響力が大きいと言われている。令和 7（2025）年にはそのすべてが後期高齢者（75 歳以上）となる

*2 南魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画：高齢者を対象とする福祉サービスの確保と介護保険事業について示す計画

*3 新しい認知症観：「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方。令和 6（2024）年 12 月に閣議決定された認知症施策推進基本計画で示された



1-5

地域で支えあう福祉の充実

現状と課題

- ◆ 人口減少や高齢化による地域の担い手の減少により、市民生活に身近な地域における支え合い活動の活性化や、住民同士で地域を支え合う仕組みづくりの重要性が高まっています。地域住民や多様な主体が参画し、共につながることで、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指す必要があります。
- ◆ 地域や市民それぞれの課題が多分野にわたり、かつ複雑化・複合化する中、従来の福祉の分野ごとでは対応が難しい状況が生じています。福祉分野だけでなく、様々な分野の関係者が連携・協働し、分野の枠を超えた、包括的かつ重層的な支援の体制づくりを更に進めることが重要となっています。また、虐待や成年後見制度*¹など専門的かつ緊急性の高い相談に、適切に対応できる相談体制の充実が課題です。
- ◆ 個人の価値観の多様化を背景に、人々の暮らしは大きく変化しています。また、高齢者のみ世帯の増加により、日常から声を掛け合うなどの地域のつながりが希薄化していることに伴い、安全対策への懸念が高まっています。地域で見守り活動を行う民生委員・児童委員の必要性は一層高まっていますが、高齢化や就労状況の変化により、今後担い手が不足することが懸念されます。

施策の基本方針

- 市民や地域、団体、社会福祉協議会などの関係機関、行政それぞれが役割を果たし、協働して地域福祉の充実を図ることで「南魚沼市地域福祉計画*²」の基本理念である「地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、市民の手で支えあう福祉のまち」づくりを推進します。
- 地域の催事、行事におけるボランティア活動、住民同士の支え合い、地域づくり活動を支援するとともに、それらの活動を広く周知し、市民が主体となって取り組む活動への参加を促進します。
- 複雑化する地域や市民それぞれの課題に対応するため、地域の相談支援機関の支援力の向上と高い専門性を備えた重層的な相談支援体制の整備に取り組みます。
- 地域の見守り活動を強化するため、民生委員・児童委員の担い手確保に努めるとともに、研修会機会の充実などにより対応力の向上を目指します。

*¹ 成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない場合でも、契約や財産管理などにおいて不利益を被ることなく、それぞれの意思を尊重した生活の質が守られるよう法律的に支援・保護する制度

*² 南魚沼市地域福祉計画：地域で活動する誰もが連携・協働し、互いに支え合う「地域福祉」を推進するための計画。地方成年後見制度利用促進計画、地方再犯防止推進計画と一体的に策定

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
小・中学生の福祉施設ボランティア 体験学習延べ参加者数	213人	900人	1,800人
成年後見制度市長申立て延べ件数 (高齢者・障がい者)	58件 (高齢者48件 障がい者10件)	83件 (高齢者68件 障がい者15件)	108件 (高齢者88件 障がい者20件)
民生委員・児童委員人数	142人※	142人	142人

※「新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例」により定められた定数 142 人

施策の概要

1 地域福祉の推進

- 学齢期から大人まですべての市民にボランティア活動への参加を促すとともに、研修などの機会を設け、地域福祉への意識の醸成に努めます。
- 地域の課題解決や住民同士の支え合い、地域づくり活動などに取り組む組織・団体など、市民主体の地域福祉活動を支援します。

2 重層的な相談支援体制の強化

- 複雑化・複合化する課題への的確な対応に向け、従来の福祉分野の枠組みを超え、様々な分野と連携・協働した包括的かつ重層的な相談支援体制の強化に努めます。
- 成年後見制度をはじめとした権利擁護の支援を必要とする人が、適切に制度を利用できるよう周知に努めるとともに、地域の実態に即したネットワークづくりを推進します。
- 個々の相談支援機関の対応力向上と分野を横断した連携強化を図るため、学習機会の充実に努めます。

3 安心・快適な地域環境づくり

- 地域の安心・快適な環境づくりに向け、見守り活動を行う民生委員・児童委員を継続的に確保し、その活動を支援するとともに、研修会の実施などにより対応力の向上を促進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 地域福祉の推進	小・中学生福祉ボランティア体験学習事業 福祉に関する公民館講座の充実 ボランティア交流事業
2 重層的な相談支援体制の強化	多分野協働学習会の充実 成年後見制度周知・活用の推進
3 安心・快適な地域環境づくり	民生委員・児童委員研修会の充実



1-6

共感と共生のまちづくり

現状と課題

- ◆ 互いの人権を尊重することの重要性を市民一人ひとりが認識し、人権に関する正しい理解と行動を促すために、様々な機会において人権教育や啓発に取り組んでいます。「人権に関する市民アンケート調査」（令和6（2024）年）によると、人権全般にわたり関心度が高まっているものの、年齢や性別による関心や認知、理解の状況に違いが見られます。また、性の多様性、インターネットを介した人権侵害についての理解や配慮、相談支援体制の充実など、幅広い取組が求められており、継続的な教育と啓発が必要です。
- ◆ 人口減少や少子化、高齢化に伴い、家族形態や就業状況、社会環境が大きく変化する中、誰もが活躍できる地域社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域社会などの場で、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる社会の実現がますます求められています。しかし、男女平等や多様な個性を尊重する考え方が広まる一方で、意識や社会習慣の中に男女の役割に対する固定観念が根強く残っており、そのような状況の解消に向け、継続的に意識改革に取り組むことが必要です。
- ◆ 本市には、国際大学の学生や技能実習生など、様々な国や地域にルーツを持つ人が暮らししており、今後も増加していくことが予想されます。日本人と外国籍住民がともに安心して暮らすためには、異なる文化に関心を持つとともに、コミュニケーションに努め、相互理解を深めることが重要です。

施策の基本方針

- 子どもから高齢者まで、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、人権に関する正しい理解と行動を身につけることで、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりを目指します。
- 性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消を図るとともに、仕事、家庭、地域などあらゆる分野で、男女それぞれが個性と能力を発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- 事業者や地域における女性活躍に向けた自主的な取組を支援するとともに、適切な情報発信により、女性の人材育成や働きやすい職場環境づくりを促進し、女性活躍を推進します。
- 国際大学などを通して、様々な国や地域にルーツを持つ人との交流・連携の機会を活用し、互いの文化や生活習慣の違いを理解し、外国籍住民が、地域社会の一員として安心して暮らし続けられる多文化共生社会のまちづくりを推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
市の審議会・委員会等の女性登用率	27.7%	30%	35%
行政区運営に携わる ^{※1} 女性の割合	8.3%	10%	15%
多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業制度 ^{※2} の認定企業数	8件	20件	30件
「今よりもさらに人権が守られる社会をつくるために、自ら考え行動したい」と思う市民の割合 ^{※3}	77.2%	80%	83%

※1 区長、副区長、会計、伍長、班長、常会長、組長などの役員

※2 多様で柔軟な働き方の推進や仕事と家庭、その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに積極的に取り組む県内企業を新潟県が認定する制度。県内企業の魅力ある職場環境づくり及び女性活躍の推進を図ることを目的とする。令和7（2025）年度創設（令和6（2024）年度までハッピー・パートナー企業登録制度）

※3 「人権に関する市民アンケート調査」における値

施策の概要

1 人権尊重のまちづくりの推進

- 市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、行動できる社会の実現を目指し、様々な場面や機会において人権教育・啓発を継続的に推進します。
- 人権問題に関する様々な相談に迅速かつ的確に対応できる体制の整備と活用を図ります。
- 各行政分野において人権に配慮した施策を計画的に推進するとともに、関係機関と連携し、講演会や研修会の開催、広報紙やウェブサイトを活用した啓発活動に継続的に取り組みます。

2 男女共同参画のまちづくりの推進

- 男女が社会のあらゆる分野において対等な構成員として参画し、その個性と能力を活かして活躍できるよう、環境整備に取り組むとともに、各関係機関による様々な取組の情報を事業者や市民に発信し、継続的な意識改革に努めます。

3 多文化共生の推進

- 国際交流団体や国際大学などとの連携により、市民の国際感覚やコミュニケーション能力を高めるとともに、多文化共生社会への理解を深め、国際社会にひらかれたまちづくりを推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 人権尊重のまちづくりの推進	人権尊重の推進事業
2 男女共同参画のまちづくりの推進	男女共同参画推進プラン事業
3 多文化共生の推進	国際交流推進事業



保健師等による「こんにちは赤ちゃん訪問」（2か月児訪問）



中学生高校生海外派遣研修事業



地域拠点として本市と契約を締結している
「新日本フィルハーモニー交響楽団」による定期演奏会



南魚沼サイクルフェスタの一般参加イベント
「南魚沼グルメライド」

基本目標

2

安心して子どもを産み育てられ、生涯にわたり
学び成長し、活躍できるまちをつくる

数値目標

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
合計特殊出生率	1.22 ^{※1} (R5年度)	1.41 ^{※2}	1.57 ^{※2}
総人口に占める年少人口(0～14歳)の割合	11.1%	11.6%	11.8%
子育て支援制度に満足している保護者の割合(子ども・子育て支援に関するニーズ調査 ^{※3})	65.4%	70%	75%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小学生 82.7% ^{※4} 中学生 66.3%	全国・県の 平均以上	全国・県の 平均以上

※1 「新潟県福祉保健年報」(新潟県・令和6年)による本市の値(令和5年度の値)。全国値は1.20、新潟県値は1.23

※2 人口ビジョンの設定条件で示した目標値

※3 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(子育て支援を推進するための「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定するために実施する調査)における値

※4 「全国学力・学習状況調査」における値。全国値は小学生 82.4%、中学生 66.3%、新潟県値は小学生 83.1%、中学生 65.5%



2-1

妊娠・出産と子育てを支える環境の充実

現状と課題

- ◆ 結婚の希望をかなえやすく、安心して妊娠から出産、育児ができるよう、出会いや結婚後の世帯への支援、妊産婦や子どもの医療費助成、保育園・認定こども園に入園しているすべての児童の保育料無償化や副食費の負担軽減、不妊や不育症に悩む夫婦の治療費助成による子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための支援、乳児家庭全戸訪問、各種健診・教室による育児支援などを実施しています。少子化に加え、ライフスタイルが多様化しており、それらに柔軟に対応した、結婚から妊娠、出産、育児までの切れ目のないきめ細かな支援が必要です。
- ◆ 子育て世帯を取り巻く環境の変化により、子育てへの不安や孤立感を抱える人が増加しています。このような状況に対応するため、子どもやその家族同士のふれあいや子育ての相談の場として、主に0歳から小学校入学前までの親子を対象とする「ほのぼの広場」や、主に3歳から小学校3年生までの親子を対象とする「ふれ愛広場」を運営するとともに、冬期や雨天時に活用できる全天候型施設「子育ての駅ほのぼの」の機能充実を図っています。一方、小学校高学年まで利用できる全天候型施設の市民ニーズが高いため、更なる機能の充実について検討が必要です。
- ◆ 公立と私立を合わせて22か所の保育園と認定こども園が整備され、乳児保育や休日保育、延長保育などの特別保育の充実を図っています。一方、病児保育施設の設置は、大和地域に限られていることから、六日町地域、塩沢地域への整備が課題となっています。また、今後、少子化が更に進行することが見込まれており、そのような中でも安心して子育てできる環境を確保するため、保育園の再編を含めた保育環境の整備が必要です。
- ◆ 放課後児童クラブ（学童クラブ）では、家庭環境の変化による小学校高学年児童の見守りニーズの増加などを背景に、高学年を中心とする待機が生じており、その解消に向け、民間法人への事業委託によって、施設の整備を進めるとともに、運営体制の充実に努めています。今後、小学校の統合などに対応した放課後児童クラブ施設や体制の見直しも必要になることから、日頃から学校や地域との連携を図るとともに、事業内容や相談対応体制の充実、研修などによる人材の育成と資質向上を図る必要があります。

施策の基本方針

- 子どもたちの成長段階に応じた教育・保育の環境を整備し、子育て世代が安心して暮らし続けることができる環境づくりや、地域社会全体で子育てを支え合うネットワークの構築を推進します。
- 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のないきめ細かな支援の充実を図り、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整えます。また、「おやこ手帳」アプリ^{*1}を活用し、保護者等に必要な子育て情報の提供と情報発信に努めます。
- 子育てに対する不安や悩み事の解消に向けて相談支援体制を強化するとともに、小学校高学年まで利用できる全天候型施設の整備について検討を進めます。
- 安心して子育てできる環境を整備するため、保育園の再編を推進し、保育サービスの更なる充実を図ります。また、就学児童が放課後などにも安全に過ごせるように、子育て分野と教育分野が連携し、環境や仕組みづくりに取り組みます。
- 結婚に関する相談体制や出会いの場の充実に加え、結婚に伴う引っ越しや住居取得などによる経済的負担を支援し、若者が結婚の希望をかなえやすく、暮らしやすい環境づくりを推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
乳幼児健診の受診率	97.1%	95%以上	95%以上
「ほのぼの広場」「ふれ愛広場」の年間延べ利用者数	26,504人	28,000人	30,000人
放課後児童クラブの申込に対する受入割合	89%	95%	100%
婚活・交流イベントの開催回数	5回	6回	6回

^{*1} 「おやこ手帳」アプリ：本市が運用する自治体ポータルアプリ「南魚沼市住民総合ポータル」から利用できるアプリで、母子健康手帳や子どもの健診の記録ができ、子育て等に関する情報を得られる

施策の概要

1 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援

- 「こども家庭サポートセンター*²」を中心とする関係機関の連携により、妊娠・産後・子育て期まで切れ目なく子育て世帯の多様なニーズに対応する相談・支援の充実を図ります。
- 母子保健における健診、訪問・相談、歯科保健、予防接種等、妊娠期から乳幼児期までの継続した関わりを通じて、母子の健康の確保及び増進を図ります。
- 妊娠・出産により生じる不安の解消や産後うつなどの予防のため、妊産婦健診や産後ケアの充実を図ります。また、不妊症や不育症に悩む夫婦の経済的な負担軽減等のための支援を推進します。

2 地域で子育てを支える環境の充実

- 子どもやその家族同士の遊びや交流の場として「ほのぼの広場」「ふれ愛広場」の維持と充実を図るとともに、小学校高学年が利用できる全天候型施設の整備を検討します。
- 「ほのぼの広場」「ふれ愛広場」における専門職を活用した相談支援体制の整備や子育てに関する学習機会の提供により、子育てに対する不安軽減や仲間づくりを促進するとともに、子どもと子育て中の世帯を地域全体で支える環境の充実を図ります。

3 保育サービスの充実

- 少子化が進行する中であっても、子どもたちが集団生活に慣れ、多くの子ども同士の交流が図れる適切な規模となるよう、公立保育園の再編を推進します。
- 安心して子どもを預けることができるよう、保育施設の改修等による保育環境の整備と保育サービスの充実を図ります。
- 子ども一人ひとりの発達過程と特性を把握し、療育支援が必要な児童に保育職員の加配を行うなど、児童の安全と成長に配慮した職員配置を推進します。

4 放課後児童の健全育成の推進

- 放課後児童クラブ（学童クラブ）や放課後子ども教室*³の充実を図り、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる環境づくりを推進します。
- 子育て・教育分野が連携を図り、一体となって放課後児童の健全育成に向けた活動を推進する仕組みを構築します。

5 子育て世帯への支援の充実

- 子どもや妊産婦の医療費の助成や児童手当の支給、保育料の無償化などの子育て世帯の経済的負担を軽減する支援の充実を図ります。
- 要支援・要保護児童の支援を行う体制の充実を図り、早期発見、早期対応に努めます。
- 関係機関と連携し、児童虐待やヤングケアラーの早期発見や支援体制の充実に努めます。

6 結婚支援の充実

- 市民団体や事業者、関係機関との連携により、結婚を希望する人の出会いの機会を創出するとともに、結婚後の新生活における経済的負担を軽減する支援の充実を図ります。

主要な事業

施策	主要な事業
1 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援	こども家庭サポートセンター事業 母子保健事業
2 地域で子育てを支える環境の充実	ほのぼの広場事業 ファミリーサポートセンター事業
3 保育サービスの充実	公立保育園の再編成 特別保育の充実 療育支援の充実
4 放課後児童の健全育成の推進	放課後児童クラブ（学童クラブ） ・放課後子ども教室の充実
5 子育て世帯への支援の充実	子育てにかかる経済的負担の軽減 要支援・要保護児童等の支援体制の充実
6 結婚支援の充実	出会いの機会の創出 結婚後の新生活にかかる経済的支援の充実

*2 こども家庭サポートセンター：母子保健分野の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉分野の「子ども家庭総合支援拠点」の機能をあわせ持つ機関として、令和3（2021）年度から市役所本庁舎南分館に開設。保健師、看護師、保育士、社会福祉士、家庭相談員などの専門職が常駐し、医療機関や関係機関と連携・協力しながら、子どもと家庭に関する包括的な支援を行っている

*3 放課後子ども教室：放課後における子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域住民の参画を得て行う学習や様々な体験活動を通じて、子どもたちの生きる力を育むことを目的とする事業



2-2

学校教育の充実

現状と課題

- ◆ 出生数の減少が急速に進行し、児童・生徒が減少することで、多様な学習・指導形態を取ることが難しくなるとともに、運動会や学習発表会、文化祭などの集団活動が制約されるなど、学校教育に様々な影響が生じています。
- ◆ 中学校では、学級数の減少により、各教科の免許を持つ教員の配置が難しくなっています。また、文部科学省が進める学校部活動の地域クラブ活動への円滑な移行が課題となっています。
- ◆ 子どもたちが小学校、中学校入学時に、新しい環境での学習や生活に馴染めない、勉強の仕方が分からないといった問題を抱えやすいことや、いじめの認知件数や不登校児童・生徒数が増える実態が指摘されています。
- ◆ 本市の令和6（2024）年度の不登校発生率は全国平均を下回っているものの、その要因は多様化し、中学生だけでなく小学生の不登校も増加しています。そのため、学校が早い段階から子どもたち一人ひとりへ適切な支援を行うとともに、様々な専門機関と連携した対応を行うことが必要です。また、不登校の児童・生徒すべてに学びの場を確保し、学びたいと思った時に学ぶことができる多様な学習環境が求められています。
- ◆ 令和2（2020）年度から進めてきた国による「GIGA スクール構想」に基づく取組により、児童・生徒1人1台の学習用端末と学校内の高速ネットワークが整備されました。その構想の第2期として示された令和6（2024）年度からの「NEXT GIGA」においては、個々の習熟度に応じたより高度な教育コンテンツの導入が必要とされています。また、ICTを利用した全国学力・学習状況調査への対応など、児童・生徒や教職員のスキル向上を含め、活用の促進が重要です。
- ◆ 本市には、北里大学健康科学部、大学院大学である国際大学など、特色ある高等教育機関や、4つの県立高校があり、基礎的学習から高度な教育まで充実した教育を受けられる環境が整っています。今後は、県立高校における少子化を踏まえた将来構想による影響を注視しながら、これらの教育機関と地域がより良い関係を築き、共創・共働による取組や地域の特性を活かした、南魚沼らしい教育を推進することが必要です。

施策の基本方針

- 「南魚沼市立小・中学校学区再編等検討委員会」で示された答申に基づき、地域との情報共有を適宜行うとともに、地域の主体的な合意形成による小・中学校の統合を進め、適正規模を確保します。
- 地域の幼児教育と低学年の小学校教育が連携し、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生をつなぐ教育の実現を目指します。また、義務教育9年間を見通した指導体制を整備し、小学校から中学校への円滑な接続を図るとともに、地域の人材を活用した教育活動により「ふるさとへの誇り」を持つ、心豊かでたくましい子どもたちを育てます。
- 児童・生徒1人1台の学習用端末や電子黒板などを通してICTを活用することで、子どもたち個々の特性等に合った多様な方法の学習（個別最適な学び）と、多様な人と協働する学習（協働的な学び）の一体的な充実に向け、教職員への研修機会の確保や技術支援を推進します。また、ICT機器の計画的な更新整備と、配慮が必要な児童・生徒への対応などにより、すべての児童・生徒が等しく学び、可能性を引き出すことができる環境を確保します。
- 本市の全小学校が教育課程特例校^{*1}の認定を受けている「国際科」と、中学校の「英語科」を合わせた9年間の英語教育と国際理解教育を推進します。また、国際大学との交流・連携により、国際協力や国際知識、コミュニケーション能力を高める国際理解教育を推進し、グローバル社会に対応した人材の育成を図ります。
- 「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会」などの活動による関係機関の連携を強化し、いじめの防止等に関する相談支援体制の充実を図ります。また、不登校など学校に通いにくい児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保を目指すとともに、ICTを活用したオンライン授業等による支援につなげられるように、組織体制の整備と充実を図ります。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
国語・算数・数学の平均正答率 ^{※1}	小学生 60.5% 中学生 50.5%	全国・県の 平均以上	全国・県の 平均以上
不登校発生率 ^{※2}	小学校 1.8% 中学校 6.2%	全国・県の 平均以下	全国・県の 平均以下
国際理解教育活動事業の参加者数	68 人	120 人	150 人

※1 「全国学力・学習状況調査」における値。全国値は小学生 65.6%、中学生 55.3%、新潟県値は小学生 64.0%、中学生 53.5%

※2 「児童生徒の問題行動・不登校生徒等生徒指導上の諸課題に関する調査」における値。全国値は小学生 2.3%、中学生 6.8%、新潟県値は小学生 2.2%、中学生 7.0%

*1 教育課程特例校：文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校または地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別な教育課程を編成することを認める制度。本市では国際大学と連携・協力して豊かな国際感覚やコミュニケーション能力、国籍を超えた「他者を認め尊重し合う心」の育成を目指して、「国際科」の授業に取り組んでいる

施策の概要

1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

- 子どもたちが自分の将来への夢や希望をもち、自立した人生を生き抜くために、一人ひとりの学ぶ意欲の高揚を図ります。
- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を促し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成します。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）^{*2}と地域学校協働活動^{*3}の一体的な推進により、地域人材を積極的に活用した教育活動を推進し、心豊かでたくましい子どもたちの育成に努めます。

2 ICTを活用した教育の推進

- 1人1台の学習用端末、電子黒板、デジタル教科書・指導書等を効果的に活用した授業により、すべての児童・生徒の興味関心を高め、可能性を引き出すとともに、深い学びを促進します。
- AI学習ドリルなどにより児童・生徒の習熟度に応じた家庭学習の課題を提示することで、家庭における学習習慣の確立と学力の向上促進に取り組みます。

3 幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進

- 子どもたちが、安心して小学校へ進めるよう、幼児教育において「学びの基礎力」や社会性、自立心などの育成を図ります。
- 幼児教育と小学校教育の相互連携による接続カリキュラムの円滑化を推進します。

4 小・中学校の連携強化

- 中学校区を基本とする小学校と中学校の相互連携を一層強化し、中学校への接続の円滑化や、より充実した学習に取り組みます。

5 高等教育との連携・交流の推進

- 北里大学健康科学部や国際大学などの地域の高等教育機関と連携した学習機会や文化交流などの取組を推進します。

6 いじめや不登校対策の推進

- いじめの早期発見と不登校の未然防止に努め、学校、家庭、地域、その他関係者と連携して迅速かつ適切に対応します。
- 「子ども・若者相談支援センター^{*4}」など、学校以外の相談体制の充実を図り、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を強化します。

7 子どもたちの国際理解教育の推進

- 小学校の「国際科」の授業や、インターナショナル・ビレッジ、イングリッシュ・ビレッジ*5、中学生や高校生の海外派遣など、様々な体験活動を継続的に実施し、グローバル社会に対応できる国際感覚を身につけた児童・生徒を育成します。
- 外国籍の児童・生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、学習支援、教育相談の充実を図るとともに、児童・生徒の生活に寄り添い、コミュニケーションを育む体制づくりを推進します。

8 学校教育施設の整備

- 子どもたちがいきいきと安全に学習に励めるように、教育環境の充実を図るとともに、児童・生徒数の動向を捉えながら、災害に強く、安全な教育施設の計画的かつ効果的な改築・改修を推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進	教育改革推進事業 特別支援教育事業 学校相談体制の充実
2 ICTを活用した教育の推進	学校ネットワーク環境の整備事業 1人1台端末の更新事業（NEXT GIGA） 学校ICT化支援体制の充実
3 幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進	幼児教育と小学校の接続カリキュラム推進事業（幼保小の架け橋プログラム）
4 小・中学校の連携強化	小・中学校連携教育実践研究事業
5 高等教育との連携・交流の推進	国際大学・北里大学健康科学部との連携
6 いじめや不登校対策の推進	いじめの防止対策事業 子ども相談体制の充実と支援の強化
7 子どもたちの国際理解教育の推進	教育課程特例校事業 成長や興味に応じた国際理解教育事業
8 学校教育施設の整備	小・中・支援学校設備等整備事業 老朽施設長寿命化・大規模改修事業

- *2 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）：地域からの意見が学校運営に反映され、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めることを目的に、令和5（2023）年度から市内の全学校で導入
- *3 地域学校協働活動：地域住民（高齢者、保護者、企業など）と学校がパートナーとして連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を活性化する活動
- *4 子ども・若者相談支援センター：義務教育期の児童・生徒と保護者、39歳までの若者と家族、関係者の相談や来所活動、居場所の提供や学習、就労に向けた支援などを行っている
- *5 インターナショナル・ビレッジ、イングリッシュ・ビレッジ：国際大学の留学生やALTとの体験活動や英語に慣れ親しむ活動を通じて、外国や自国の文化、習慣などへの理解を深め、国籍を超えた他者を認め尊重し合う心と豊かな国際感覚の育成を目指す取組。インターナショナル・ビレッジは小学校5・6年生、イングリッシュ・ビレッジは中学生が対象



2-3

地域・家庭教育の推進

現状と課題

- ◆ 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子どもたちが身近な人から学ぶ機会や互いに助け合う機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える地域の環境変化が進んでいます。また、子育てへの不安や孤立を感じている保護者、子どもの基本的生活習慣や社会性・自立心の育成に課題を抱えている家庭が増加しており、地域・家庭の教育力の低下が懸念されています。
- ◆ 家庭の教育力向上を目指して、青少年育成市民会議による「親子映画鑑賞会」や「心豊かな子育て教室」、図書館での「ブックスタート」、家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」による「親子教室・学習会」などの学習機会を提供しています。これらの機会や仕組みを活用し、子育ての悩みを抱える保護者を支援することが必要です。
- ◆ 地域で子どもたちの成長を支えるためには、地域と家庭や学校が連携・協働しながら地域づくりと学校づくりにつながる取組を推進することが必要です。

施策の基本方針

- 家庭・学校・地域が連携・協働しながら取り組む青少年の健全育成に向けた事業や、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活用、地域学校協働活動による特色ある学校づくり・地域づくりを促進します。
- 関係する組織・団体及び学校での家庭教育に関する講座などの機会の提供や、子育て経験者による情報提供、相談対応などにより、子育ての不安解消や家庭の教育力向上を促進します。
- 子どもと保護者が地域の中で様々な人とふれあい、学べる機会の拡充を図り、地域や家庭教育の支援機関とつながる取組を推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
地域・家庭教育関係事業の参加者数	4,834人	6,500人	7,000人

施策の概要

1 家庭の教育力向上

- 子どもの「そだち」をサポートしながら親子の関わり方を学ぶ機会や、親子で参加できるプログラム、学習の機会、図書館での「ブックスタート」、学校での家庭教育講話などの機会を提供することで、家庭の教育力向上を促進します。

2 青少年の健全育成

- 青少年の社会参加、学習及び交流機会の提供を図るとともに、地域ぐるみで健全育成に取り組む体制づくりを推進します。

3 子どもの成長を支える取組の推進

- 市内のすべての小・中学校、総合支援学校に配置している地域学校協働活動推進員*などと協力して地域や家庭と学校の連携を深め、子どもたちの成長を支え、教育環境を豊かにする取組を推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 家庭の教育力向上	家庭教育支援事業
2 青少年の健全育成	青少年健全育成事業
3 子どもの成長を支える取組の推進	子どもを育てる地域の連携促進事業



「心豊かな子育て教室」合同学級



「だんぼの部屋」親子料理教室

* 地域学校協働活動推進員：教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う（社会教育法第9条の7）。本市では4つの中学校区ごとの地域学校協働本部に配置され、各小・中学校において学習や学校行事、環境整備の支援、交通安全指導、地域との連携調整などの活動を行っている



2-4

子ども・若者やその家族への支援の充実

現状と課題

- ◆ 不登校や問題行動、ニート、ひきこもりなどが社会問題となっており、その背景には、経済的な困窮や複雑な家庭環境、精神疾患や発達障がいなど、様々な要因があります。それらの要因が複合化している場合も多いため、困難を抱える子どもや若者を多方面から支援することが必要となっています。
- ◆ 教育機関をはじめ、子育て・福祉・保健や医療の分野などの関係機関がそれぞれの役割を認識し、連携を強めながら子どもや若者を支援するとともに、子どもや若者を取り巻く家庭環境の重要性を踏まえ、個々の家族への支援の充実を図ることが必要です。

施策の基本方針

- 不登校などの児童・生徒や、ニート、ひきこもりなどの若者が、それぞれの状況に合わせた学校復帰や学習機会等の確保、社会的自立、経済的自立、社会参加ができるよう、「子ども・若者相談支援センター」等による一人ひとりの心の成長と発達を促す相談と支援の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、子どもや若者とその家族の心の安定が図れるよう家族支援の充実に努めます。
- 様々な要因による困難な事例に対して円滑な支援を継続的に行うために、子ども・若者支援地域協議会*の構成機関を中心とした連携体制の充実を図ります。
- 相談窓口や支援内容の周知に努めるとともに、支援につながりやすい体制づくりを推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
子ども・若者相談支援センターにおける子ども支援 ^{※1} の利用者数	小学生 23 人 中学生 25 人	30 人 33 人	35 人 40 人
子ども・若者相談支援センターにおける若者支援 ^{※2} 相談件数と「居場所」利用者数	相談件数 44 件 利用者数 15 人	50 件 18 人	55 件 20 人

※1 「学校になじめない」「友達とうまく関わりたい」「子どもとの関わり方を知りたい」等の悩みを持つ義務教育期の子どもと保護者を対象とした支援体制

※2 「ひきこもっていたが外に出てみたい」「高校生活や仕事に悩み、やめてしまいたい」「ひきこもっている子どもとの接し方がわからない」等の悩みを持つ義務教育終了から39歳までの若者とその家族を対象とした支援体制

施策の概要

1 不登校などの子どもへの支援の充実

- 不登校などの子どもが安心して過ごせる「居場所」を提供するとともに、子どもとその家庭の状況に応じた相談や支援の充実を図ります。
- 学校に通いにくい子ども一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保を目指すとともに、様々な学びや体験活動を通じて子どもが自立心、社会性を高め、自ら目標をもって社会的自立や学校復帰などを目指せるよう、一人ひとりの心の成長と発達を促す支援の充実を図ります。

2 ニートやひきこもり、不登校などの若者の自立に向けた支援の充実

- 関係機関と連携し、若者やその家族のニーズに応じた相談や、若者の「居場所」づくり、社会参加や就労に向けた社会体験活動など、若者やその家族に寄り添った支援の充実を図ります。

主要な事業

施策	主要な事業
1 不登校などの子どもへの支援の充実	子どもとその家族の相談支援事業 子どもの来所活動支援事業
2 ニートやひきこもり、不登校などの若者の自立に向けた支援の充実	若者とその家族の相談支援事業 若者の居場所等支援事業



子ども・若者相談支援センター（外観）



（活動ルーム）

* 子ども・若者支援地域協議会：司法・警察、教育、保健福祉、就労、地域の関係機関で組織する、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的とした協議会



2-5

生涯学習の推進

現状と課題

- ◆ 人生 100 年時代において、誰もが生涯を通じて学ぶことの重要性は一層高まっています。本市では、「南魚沼市教育基本計画*」に基づき、子どもから高齢者まで、一人ひとりがライフステージに応じて自由に「学びの場」を選び、学ぶ喜びを感じられる環境づくりを推進しています。少子化、高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化により、これまで以上に市民ニーズや社会情勢に着目し、子どもから高齢者まで、より多くの市民が学びやすく、参加しやすい魅力的な生涯学習機会の展開が必要です。
- ◆ 市内の3つの公民館では、各館主催による事業や、市民が主体となった社会教育や交流・学習・文化活動が行われています。公民館施設をより利用しやすく維持するために、施設の修繕や学習しやすい環境の整備などが必要です。
- ◆ 図書館は、すべての市民の「知りたい」「学びたい」という思いに応えられる、最も親しみやすい生涯学習施設として、サービスの向上と蔵書の充実に取り組んでいます。しかし、図書館に求められる多様なニーズや目まぐるしく変化する社会情勢に対応するためには、常に情報を更新していく必要があります。また、年齢や障がいの有無等にかかわらず、すべての人が利用しやすく気持ち良く利用できる施設運営が求められます。

施策の基本方針

- すべての市民が生涯にわたり主体的に学び続けることができるよう、学習機会の充実を図るとともに、効果的な情報提供に努めます。また、「南魚沼市教育基本計画」に沿って、市民ニーズや社会情勢に応じた魅力的な事業を実施するとともに、多様な人材の活用と世代を超えた市民同士の交流を促進し、ライフステージに応じた生涯学習を推進します。
- 「集いと交流の場」として主な講座や事業の活動拠点となる公民館の環境整備と、「地域の情報拠点」となる図書館の機能充実に努めます。
- 図書館の新たな利用者層の開拓と利用促進につながる講演会やイベントなどを開催するとともに、蔵書を充実させることにより、市民の読書活動を促進します。
- 点字や大活字の資料など多様な形態の資料の収集や、読書を補助する器具の設置等による読書バリアフリー化を推進します。
- 貴重な地域資料の収集と保存、デジタル化による継承に努めます。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
公民館1教養講座当たり参加者数	231人	300人	330人
市民1人当たり公民館利用回数	1.33回	1.45回	1.50回
市民1人当たり図書館蔵書貸出冊数	3.7冊	4.1冊	4.4冊
南魚沼市図書館の蔵書冊数	229,997冊	245,000冊	260,000冊

施策の概要

1 生涯学習機会の充実

- 市民の「集いと交流の場」として、公民館主催事業の充実を図るとともに、市民が主体となって行う取組を促進します。
- 子どもから高齢者まで生涯を通じて市民一人ひとりが学ぶ喜びを実感でき、参加しやすい魅力的な生涯学習機会の充実と、効果的な情報提供を図ります。
- 公民館施設の持続的な機能確保に向けた環境整備を推進します。

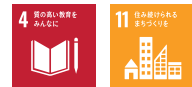
2 図書館機能の充実

- 「地域の情報拠点」として、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の読書活動を促進するとともに、誰もが利用しやすく憩いの場となるよう、図書館機能や関連事業の充実を図ります。
- 「南魚沼市子ども読書活動推進計画」に基づき、すべての子どもが発達段階に応じた読書活動をできるよう、家庭・学校・地域が連携し、一体となって環境の整備を推進します。
- 地域資料の収集とデジタル化を推進し、貴重な資料の保存と継承に努めます。
- 電子書籍システムを導入し「誰でも、いつでも、どこでも」書籍や資料にアクセス・活用でき、学べる環境を創出し、読書環境の充実と読書活動の促進を図ります。

主要な事業

施策	主要な事業
1 生涯学習機会の充実	各種公民館事業 学びの郷南魚沼事業 公民館施設の環境整備
2 図書館機能の充実	読書活動の推進 図書蔵書の充実 図書館機能の充実

* 南魚沼市教育基本計画：教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、市の教育振興施策を示す。この計画では「学びの場」を、「学びたい」という学習者がいて、その欲求に応えるため知識や経験を持つ人が指導や支援を行う機会や場面と位置づけている



2-6 地域文化の振興

現状と課題

- ◆ 芸術鑑賞事業や文化施設^{*1}の活用、地域における公募作品の展示や文化芸術団体の発表、交流機会の創出などを通して、市民への芸術鑑賞機会の提供や市民自らが主体的に参加できる文化芸術活動の促進を図っています。しかし、人口減少や社会情勢の変化に伴い、文化施設の利用者数は減少傾向にあります。また、施設機能の維持と適切な資料管理について、各指定管理者との連携が重要となっています。拠点としての各施設の特性を活かしながら持続的な機能を確保し、地域の文化芸術団体への活動支援の推進、市民の文化芸術活動への意欲的な参加・活動、世代間の交流の促進を図ることが必要です。
- ◆ 本市には、ユネスコ無形文化遺産「小千谷縮・越後上布」をはじめ、「坂戸城跡」「奉納越後上布織」「浦佐毘沙門堂の裸押合」といった国指定文化財のほか、史跡、工芸、芸能、天然記念物、技術、食文化など、様々な文化財や貴重な郷土資料があります。これらを適切に保全し、次代へ継承するとともに、地域の財産として学び、活かす取組が必要です。
- ◆ 伝統文化の担い手の高齢化が進む中、次代への継承と振興を図るために、後継者の育成とともに、調査研究と適切な保存、活用の継続的な取組を計画的に推進することが必要です。

施策の基本方針

- 地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を推進します。また、次代に継承するための担い手となる人材育成を図るとともに、調査研究や映像化、デジタル化などによる記録保存を推進します。
- 文化財保護法の改正により、法定計画である「文化財保存活用地域計画^{*2}」の策定が求められています。文化財の保存・活用方法に関する専門的な知識に加え、市民や団体、行政など、地域が一体となって文化財を保護・活用していく総合的な文化財行政を目指します。
- 文化芸術活動の拠点となる文化施設の持続的な機能の確保や維持、適切な資料管理を図るとともに、市民のニーズや社会情勢の変化を踏まえ、市民主体の文化活動による活用を促進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
市民会館の利用者数	65,086 人	75,000 人	88,000 人
美術館等の入場者数※	26,681 人	30,000 人	34,000 人

※ 鈴木牧之記念館、トミオカホワイト美術館、池田記念美術館の3施設

施策の概要

1 文化施設の活用

- 文化芸術活動の拠点的役割を担う文化施設の持続的な維持と適切な資料管理、施設の特徴に合わせた効果的・効率的な活用を推進するとともに、これを活かした質の高い文化芸術鑑賞機会の充実と情報発信に努めます。

2 地域文化・伝統の継承と活用

- 地域の文化や伝統を継承・発展させるために活動している保存団体や芸術団体を支援し、人材育成を進めるとともに、発表の場や機会の提供に努めます。
- 雪国の自然環境に育まれた「越後上布」「浦佐毘沙門堂の裸押合」をはじめとする文化財に加え、雪国独自の保存技術や地域特有の食材を活かした食文化を市内外に発信するとともに、次代を担う子どもたちがふるさとの地域文化や伝統に誇りや愛着を持てる取組を推進します。

3 文化財の保存と活用

- 地域で大切に受け継がれてきた民俗や風習、民具や古文書など、文化財、未指定文化財の散逸を防ぐため、適切な保護（保存と活用）を講じます。また、調査研究を通じてその価値を再認識し、市民への積極的な公開や情報発信を推進します。
- 市民が文化財の価値を認識する機会の充実を図り、文化財を活かした地域づくりを推進します。
- 文化財の保存と活用のバランスを図り、一貫性・継続性のある文化財行政を推進するため、指針となる「文化財保存活用地域計画」を策定します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 文化施設の活用	文化振興事業の充実
2 地域文化・伝統の継承と活用	地域文化・伝統の継承・発展活動への支援 国指定重要無形文化財越後上布技術継承・伝承者養成事業 国指定重要無形民俗文化財浦佐毘沙門堂の裸押合保存・活用事業
3 文化財の保存と活用	国指定史跡坂戸城跡保存・活用事業 県・市指定・未指定文化財の保存・活用事業 文化財保存活用地域計画策定事業

* 1 市民会館、鈴木牧之記念館、トミオカホワイト美術館、文化資料展示館（池田記念美術館）、今泉記念館アートステーション（道の駅南魚沼）

* 2 文化財保存活用地域計画：市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な計画。文化財保護法の改正（平成 31 年 4 月施行）によって策定が定められ、文化庁長官の認定を受けることができる



2-7

生涯スポーツの推進

現状と課題

- ◆ 生涯にわたってスポーツを楽しむ、その効果により健康増進を図ることへの市民の期待が高まっており、市民の誰もが気軽にスポーツができる環境の整備や気軽に参加できるイベントの充実が求められています。
- ◆ 屋内多目的運動場「上田雪国スポーツセンター」の整備やスポーツ施設照明のLED化など、施設の利用環境向上に努めています。一方で、市内の多くのスポーツ施設では老朽化が進んでおり、計画的な大規模改修とともに、施設の見直しを進める必要があります。
- ◆ 自転車によるまちづくりを進めるため、官民が連携し、「湯沢町・南魚沼市・魚沼市連携自転車活用推進協議会」を設立し、広域サイクリングルート「雪国魚沼 Golden Cycle Route*」を設定しました。ルート上で自転車通行空間を示す矢羽根型路面標示や案内看板の整備を進め、自転車走行環境の向上に取り組んでいます。地域住民への周知と理解を深めるため、官民が連携した環境整備や情報発信をより一層進めることが必要です。
- ◆ 総合型地域スポーツクラブ「南魚スポーツパラダイス」と「スポーツ&ライフ南魚沼」の継続した取組により、市民がスポーツに触れる機会の充実が図られています。中学生部活動の地域移行に伴い、種目の充実に加え、これまでに行われていない分野のスポーツ教室の実施、事業者と連携したスポーツイベントの開催などの検討が必要です。

施策の基本方針

- 子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らし続けられるよう、地域のスポーツクラブや、主体的に活動する市民団体の育成・支援に努めます。
- スポーツ施設の利用しやすい環境整備を推進し、利用促進を図るとともに、計画的な施設の見直しや改修を検討します。
- 豊かな自然環境や地域特性を活かして、スキー・自転車・スケートボードなど、様々なスポーツを通じた健康づくりや、スポーツ・ツーリズムの推進による交流の拡大を図ります。
- 子どもたちのスポーツ機会の充実や学校部活動の円滑な地域移行に向け、体制づくりを進め、指導者の確保と育成に努めます。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
市民1人当たり指定管理スポーツ施設の利用回数	5.31回	5.35回	5.35回
学校開放体育館稼働率	55%	60%	60%
自転車関連イベントの参加者数	2,215人	2,900人	3,400人

施策の概要

1 生涯にわたってスポーツができる環境の整備

- 生涯にわたる健康で豊かな暮らしの実現に向けて、市民の誰でも、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。
- 南魚沼市スポーツ協会を通じて、スポーツ団体の充実と指導者の確保・育成を推進します。
- スポーツ団体との連携によるジュニア期の競技力向上や、国内外での活躍を目指すスポーツ選手の育成・支援を推進します。
- スポーツ施設の持続的な機能維持に向け、計画的な見直しや改修を検討するとともに、効率的な運営を図ります。

2 総合型地域スポーツクラブの充実

- 総合型地域スポーツクラブの充実により、幼児期からの多様なスポーツ機会の創出や、スポーツイベントなどの開催や誘致を推進します。

3 官民連携によるスポーツ推進体制の整備

- 民間のスポーツ団体や事業者、本市ゆかりのスポーツ選手、大学などとの連携・協働をはじめ、自治体間の相互連携により、地域を挙げてスポーツを推進する体制を整備します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 生涯にわたってスポーツができる環境の整備	地域スポーツ推進拠点整備事業 スポーツ活動への支援
2 総合型地域スポーツクラブの充実	総合型地域スポーツクラブ支援事業
3 官民連携によるスポーツ推進体制の整備	自転車活用によるまちづくり事業 スノーアクティビティ事業

* 雪国魚沼 Golden Cycle Route：湯沢町、南魚沼市、魚沼市を結ぶ全長約193キロメートルの広域サイクリングルート。雪国ならではの四季の移ろいに富んだ自然や地域に点在する優れた文化、風土を感じることができる魅力的なコースとなっている



2-8

地域に根ざした野外・環境教育の推進

現状と課題

- ◆ 地球温暖化による気候変動等の問題は、予想される影響の大きさや深刻さなどから、最も重要な環境問題のひとつとされています。本市では、豪雨の発生や積雪量の変化などが危惧されており、市民の安全や生活基盤、農業や観光業をはじめとする産業への影響を念頭にした備えが必要となっています。まずは自分たちが住むふるさとの自然環境について、改めて市民一人ひとりが考え、理解を深め、持続可能な地域社会を目指すことが必要です。
- ◆ 本市では、豊かな自然環境を活かし、学校教育や社会教育の場において様々な野外活動が行われています。また、「南魚沼市教育基本計画」や「南魚沼市環境基本計画^{*1}」「南魚沼市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】【事務事業編】^{*2}」などにおいて環境教育の推進を位置づけています。今後も、各種団体による野外・環境教育の活動の活性化を促すとともに、その重要性について市民全体の関心や認知度を高めることが必要です。
- ◆ 「雪」は地域の産業を維持していくための資源であり、地域に根ざした文化資源でもあることをより多くの市民が認識し、市全体で「資源としての雪」の理解を深められるような野外・環境教育の推進が必要です。

施策の基本方針

- 地球規模での気候変動がもたらす影響を踏まえ、本市の生態系への理解を深めるため、地域の自然環境について学ぶ機会を充実させ、市民の意識向上を図ります。
- 身近な自然環境の再生・保全につながる市民主体の活動のほか、地域、活動団体、事業者などと連携した活動の活性化を支援し、多様な主体による野外・環境教育を促進します。
- 様々な分野から「資源としての雪」について学ぶ取組を推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
野外・環境教育に関連した事業への参加者数	200人	300人	400人

施策の概要

1 野外・環境教育の推進

- 自然環境の再生・保全の重要性について市民の関心や理解を深める取組や、子どもから高齢者まで多様な市民が学びやすい生涯学習の機会を提供し、地域全体での野外・環境教育環境の整備を推進します。
- 「資源としての雪」について、産業や文化など様々な視点で市民が学ぶ機会の充実を図るとともに、教育環境の整備に取り組みます。

2 連携活動の支援・推進

- 野外・環境教育に取り組む各種団体を支援するとともに、地域、活動団体、事業者などとの連携を促進し、野外・環境教育活動の活性化を図ります。
- 市民が主体となって提供する野外・環境教育を支援し、充実を図ることにより、活動の担い手となる人材の育成を促進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 野外・環境教育の推進	自然環境・雪・地域の地理的特性への理解教育の推進
2 連携活動の支援・推進	野外・環境教育に取り組む団体への支援



野外教育キャンプ（冬）



本市出身のプロスキーヤー小野塚彩那さんによる教育プログラム「AYANA'S RETURN PROJECT」

＊1 南魚沼市環境基本計画：「南魚沼市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的に推進するための計画
 ＊2 南魚沼市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】【事務事業編】：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地球温暖化対策の取組を示す計画



鳥獣被害防止対策のための河川敷刈払い作業



塩沢交流広場のトイレ改修



歩行者の安全を守るためのグリーンベルトの設置



防災士養成講座

基本目標

3

豊かな自然と都市機能が調和した、暮らしやすく、
環境にやさしいまちをつくる

数値目標

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
鉄道・バス交通のカバー圏域人口の割合※1	77%	100%	100%
本市独自の温室効果ガス累積削減量※2	0 t-CO ₂ ※3	9.95 千t-CO ₂ (R7~11年度累積)	19.9 千t-CO ₂ (R7~16年度累積)
「南魚沼市に住み続けたい」と思う市民の割合※4	53.1%	58%	63%

※1 鉄道は駅から800m、バスは停留所から300mの範囲をカバー圏域として、総人口に占める圏域内人口の割合を算出

※2 「南魚沼市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】【事務事業編】」における、本市が独自で取り組む温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど）累積削減量。令和32（2050）年までのカーボンニュートラルを実現するため、国が示す温室効果ガス削減量の目標から算出

※3 「t-CO₂」は、二酸化炭素の排出量を表す単位。1 t-CO₂は二酸化炭素の重量が1トンであることを表す

※4 「まちづくりに関するアンケート調査」における値



3-1

自然環境の保全

現状と課題

- ◆ 本市の山岳、丘陵、清流、湧水など、四季折々の色彩にあふれた豊かな自然環境は、小・中学校の校歌や市歌にも謳われる本市の最大の財産であり、市民の誇りです。
- ◆ 先人達が長年にわたって維持し続けてきた森林は、豊かな水資源を蓄え、全国に誇る南魚沼産コシヒカリをはじめとする多様な農作物を育み、様々な特色ある産業を支えています。
- ◆ 今日に至るまで大切に維持・形成されてきた豊かな自然環境を次代に引き継ぐことは市民の責務であり、積極的な支援が必要です。
- ◆ 「南魚沼市環境基本計画」に基づく施策を効果的に推進し、自然環境の保全に努める必要があります。

施策の基本方針

- 森林や水、多種多様な動植物の生息する豊かな自然環境の保全と再生のための取組を推進するとともに、ふれあう機会の充実を図り、自然環境との共生を目指します。
- 森林環境譲与税やカーボンオフセット*制度を活用して森林の保全と整備を図り、森林の持つ温室効果ガスの吸収や水源のかん養、土砂災害の防止、生物の多様性の保全などの多面的な機能の維持に努めます。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
市内主要河川水のBOD75%値※平均 (過去5年間の平均値)	1.4mg/L (R2～6年度)	1.0mg/L以下 (R7～11年度)	1.0mg/L以下 (R12～16年度)

※ 水中の有機物質などが生物化学的に酸化、分解される際に消費される酸素量（BOD）について、1年間で得られたすべての値（1河川につき年4回測定）を、測定値の低い方から順に並べたとき、低い方から数えて75%目（3番目）に該当する値

施策の概要

1 自然環境の保全

- スキー場やキャンプ場など、豊かな自然環境とのふれあいを体験できる場の活用により、学び、親しめる機会の充実を図り、四季を通じた自然環境保全への意識向上を促進します。
- 自然環境保全の活動をけん引する人材の育成と、地域ぐるみで取り組む活動を促進します。
- 河川や湧水地などの水辺環境と水質の保全、活用を推進します。
- 希少な動植物の保護や、生物多様性の保全に努めるとともに、森林に生息する動植物との共生を目指します。
- 地域産木材の活用が、地域の森林の保全や整備を進め、森林の有する多面的な機能の維持につながることへの理解を促進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 自然環境の保全	河川環境水準の維持 カーボンオフセット制度活用事業 野生動物の出没被害対策事業 森林環境保全育成事業

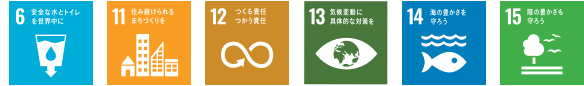


森林環境保全のための整備



夏の登川

* カーボンオフセット：個人や事業者が、自ら排出した温室効果ガス（CO₂など）について、他の排出削減・吸収源対策分をクレジットとして購入することで、埋め合わせ（オフセット）をすること



3-2

循環型社会の推進

現状と課題

- ◆ 令和6（2024）年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は623gで、令和元（2019）年度の651gに比べて約5%の減少となっています。背景には、市民によるごみ減量化への取組が進んだことに加え、物価高騰による節約志向の高まり等が考えられます。市民のライフスタイルの変化などを考慮したごみ減量化への対策が課題となっています。
- ◆ 事業系一般廃棄物の排出量は、近年減少傾向で推移していますが、事業者の生産活動の変化の影響が大きく、今後も事業者による分別リサイクルの徹底を促すことが重要です。
- ◆ ごみ排出量の削減には、ごみにしない Reduce（リデュース）、繰り返し使う Reuse（リユース）、再資源化する Recycle（リサイクル）の3Rの推進が必要であり、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で連携・協力し、地域が一体となって取り組むことが一層重要になっています。
- ◆ 令和13（2031）年度に供用開始を予定している新たな広域ごみ処理施設の整備を契機として、環境にやさしく効率的なごみ処理体制を構築することが必要です。
- ◆ 県六日町浄化センター内に建設した、し尿等受入施設は、管理運営を県下水道公社に委託しており、これからも継続して安定的な処理と処理費の削減、業務の効率化に努めることが必要です。

施策の基本方針

- 3Rを基本理念として、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、一体となって環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。
- 排出されるごみの適正かつ効率的な処理と、ごみ処理施設などの効率的な維持管理運営に努めます。
- 関係機関との連携や市民との共創・共働により、ごみ不法投棄の撲滅を目指します。
- 広域ごみ処理施設整備について、湯沢町との一市一町による効率的な処理体制の維持を目指します。
- 広域ごみ処理施設の令和13（2031）年度の供用開始に合わせ、大和地域の一般廃棄物の分別等が変更となることから、分かりやすく丁寧な周知と情報発信に努めます。

施策の達成目標

指標名	現状値 (令和 6 年度)	中間目標値 (令和 11 年度)	最終目標値 (令和 16 年度)
家庭系ごみの 1 人当たり排出量	623 g / 日	604 g / 日	603 g / 日
事業系ごみの 1 人当たり排出量	381 g / 日	342 g / 日	322 g / 日
資源化量 (不燃ごみ + 可燃ごみ)	2,396 t	2,852 t	2,857 t

施策の概要 (KPI)

1 循環型社会のための体制の構築

- 「南魚沼市環境基本計画」に基づく環境施策に取り組むため、自然環境及び生活環境の保全と循環型社会の実現に向けた体制を構築します。
- ごみ不法投棄の撲滅に向け、関係機関や市民、地域、事業者と連携した取組を推進します。

2 ごみ減量化とリサイクルの推進

- 3R の意識がより一層広がり浸透するよう、情報提供や学びの機会の充実を図るとともに、市民、事業者、行政が連携・協力を図り、ごみ減量化とリサイクルを推進します。

3 効率的なごみ処理体制の維持

- ごみやし尿等の適正かつ効率的な処理と、処理施設などの効率的で安定した維持管理運営に努めます。
- 湯沢町とともに、新たな広域ごみ処理施設を整備し、効率的な処理体制の維持に努めます。

主要な事業

施策	主要な事業
1 循環型社会のための体制の構築	環境基本計画推進事業 不法投棄防止対策の推進
2 ごみ減量化とリサイクルの推進	ごみ減量化の推進 リサイクルの推進 電気式生ごみ処理機やディスポーザーの活用促進 食品ロス削減に向けた取組
3 効率的なごみ処理体制の維持	廃棄物処理施設運営事業 広域ごみ処理施設建設事業



3-3

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

現状と課題

- ◆ 気候変動による影響が世界的に問題となる中、本市においても、渇水や作物の高温被害、豪雪や豪雨による災害など、様々な分野において影響が表面化しています。国が掲げる脱炭素社会（令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、排出量を実質ゼロにする）の実現に向け、市民、事業者、行政が共に温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。
- ◆ 脱炭素社会の実現に向けて、「南魚沼市環境基本計画」や「南魚沼市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】【事務事業編】」を指針として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進に積極的に取り組む必要があります。

施策の基本方針

- 本市は、令和 7（2025）年 4 月に CO₂（二酸化炭素）排出量実質ゼロとすることを目指し「南魚沼市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。市民、事業者、行政それぞれの環境への意識を高め、温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を着実かつ戦略的に推進します。また、市民や事業者の環境への意識の高まりや行動の転換を促すため、各種補助制度による支援に加え、公共施設の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。
- 本市の現状や豪雪地帯の特性を踏まえ、市民、事業者、行政の各主体の取組を総合的かつ戦略的に施策として展開し、市内の省エネルギー化と、太陽光、雪氷熱、地中熱、小水力発電、バイオマス資源など、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー導入を促進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和 6 年度)	中間目標値 (令和 11 年度)	最終目標値 (令和 16 年度)
太陽光発電設備導入による 再生エネルギー発電量	98kw	1,200kw (R 7～11 年度累計)	2,400kw (R 7～16 年度累計)
ZEB・ZEH*等の建築による 温室効果ガス削減量	0 t-CO ₂	1,200 t-CO ₂ (R 7～11 年度累計)	2,400 t-CO ₂ (R 7～16 年度累計)

施策の概要

1 省エネルギーの推進

- 省エネルギーに対する市民の意識向上を図るための普及啓発を積極的に進め、市民、事業者などの省エネルギー化を促進するとともに、行政における省エネルギー化を推進します。
- 豪雪地に適応した建築物の ZEB・ZEH 化を普及推進し、温室効果ガスの削減を図ります。

2 再生可能エネルギー導入の促進

- 再生可能エネルギー導入の促進を図るとともに、公共施設への雪氷熱活用設備導入を積極的に進め、産業分野における雪エネルギーの利用拡大を目指します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 省エネルギーの推進	省エネルギー政策推進事業
2 再生可能エネルギー導入の促進	再生可能エネルギー政策推進事業 雪資源活用事業 バイオマス利活用事業



官民学連携で雪氷熱の利活用を研究する「雪の勉強会」



市役所本庁舎の太陽光発電設備

* ZEB (net Zero Energy Building)・ZEH (net Zero Energy House)：建物で消費する年間の一次エネルギー（自然界に存在しているエネルギー源。石油、石炭、天然ガスなどの枯渇性のものと、太陽光、太陽熱など再生可能なものに分類される）の収支をゼロにすることを実現した建築物



3-4

生活環境の保全

現状と課題

- ◆ 大気汚染や河川汚濁、生活騒音など、事業活動や暮らしの中で、人の健康や生活環境、自然環境に影響を及ぼす公害が発生することを防ぐための取組が進められています。典型7公害*に関して、本市ではおおむね良好な水準が保たれており、この状態を維持していくことが重要です。また、主に冬期間に発生する油流出事故の防止のため、灯油の取扱いに関して啓発するなど、未然防止を図ることが必要です。
- ◆ 消雪用井戸の地下水汲み上げを原因とした六日町中心市街地における地盤沈下は、その対策の取組や近年の暖冬少雪の傾向により、沈下量は減少傾向にあるものの、今後も継続して対策に取り組むことが必要です。
- ◆ 平成29(2017)年の「南魚沼市地下水の採取に関する条例」の全部改正施行から、令和9(2027)年で10年となることを踏まえ、この条例に基づき市の責務等について定めた「南魚沼市地盤沈下防止等対策要綱」で規定する長期目標「10年間で観測される地盤沈下の最大累計値を200mm以下に抑制」の達成に向け、観測井戸による地下水位や収縮量の相関関係の公表など、情報提供によって市民の関心を高めることが必要です。

施策の基本方針

- 環境汚染の未然防止のため、大規模な開発等の情報収集に努めるとともに、適切な環境保全について事業者に対する指導の徹底を図ります。また、市民への啓発を推進し、良好な生活環境の維持を図ります。
- 地盤沈下について、六日町中心市街地の重点区域における監視・観測を継続するとともに、適切な情報提供によって地盤沈下抑制に向けた地下水の節水への意識醸成に取り組みます。

施策の達成目標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
地盤沈下量(過去5年間の平均値)	13.2mm (R2~6年度)	20mm以下 (R7~11年度)	20mm以下 (R12~16年度)

施策の概要

1 公害の未然防止

- 市民の良好な生活環境が保たれるように、環境汚染等の未然防止と情報収集に努め、適切な公害対策を推進します。

2 地盤沈下対策の継続・強化

- 六日町中心市街地の重点区域における地下水位などの監視・観測を継続するとともに、巡回広報などによる情報提供に努め、地盤沈下問題に対する認識の地域全体での共有と、市民や事業者の地下水節水への意識の醸成を図ります。
- 地下水に依存しない消融雪への転換や地下水の適正利用を促進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 公害の未然防止	公害等対策事業
2 地盤沈下対策の継続・強化	地盤沈下対策事業



市役所本庁舎の地盤沈下の状況

* 典型7公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を指す



3-5

計画的な土地利用の推進

現状と課題

- ◆ 少子化、高齢化や人口減少は、市域全体において人口密度の低下を招いており、市街地の空洞化や既存集落の過疎化が進行しています。
- ◆ 地域の活力を維持し、次代へと引き継ぐ持続可能なまちづくりに向け、都市機能の集約や適正な機能配置などによる効率的な土地利用に努めることが必要です。
- ◆ 自然環境の保全と快適な都市環境の維持との調和のとれた魅力あるまちづくり、市民と行政との共創・共働による災害に強いまちづくりに向け、より一層効果的で計画的な土地利用の推進が求められています。

施策の基本方針

- 社会経済情勢の変化や将来的な都市機能の再編を見据えた適正な土地利用の誘導方針を示し、賑わいの創出や生活利便性の向上による都市活力の持続性確保に努めます。
- 豊かな自然と良好なまちなみ景観の保全に努め、自然環境や景観と調和した、災害に強く、健康的な生活ができる都市基盤整備を推進します。
- 市街地の効率的な土地利用を促すため、市内中心市街地における国土調査事業を計画的に実施します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
施設を更新した都市公園箇所数	0箇所	12箇所 (R7~11年度累計)	23箇所 (R7~16年度累計)
国土調査（地籍調査）実施済面積	116.87km ²	118.5km ²	120.3km ²

施策の概要

1 都市計画の推進

- 持続可能なまちの実現に向けた都市機能の集約や適正な配置などによるコンパクトで災害に強いまちづくりを、市民と地域、事業者、行政の共創・共働により計画的に推進します。

2 都市公園の活用と充実

- 都市公園の計画的な施設更新や長寿命化を図るとともに、地域の中核的な都市公園への機能集約や再編などを推進し、維持管理の効率化や機能の充実化による活用促進を図ります。

3 景観形成の推進

- 「南魚沼市景観計画*」に基づき、南魚沼らしい良好な景観を形成するための景観まちづくりに関する取組を、長期的な視点に立って計画的に推進します。

4 国土調査の推進

- 各種公共事業の円滑実施、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化、土地境界トラブルの未然防止などに資する国土調査事業を計画的に推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 都市計画の推進	都市計画調査事業 都市計画マスタープラン見直し事業
2 都市公園の活用と充実	都市公園機能の再編と集約化
3 景観形成の推進	景観意識の向上 景観形成活動の支援
4 国土調査の推進	国土調査事業

* 南魚沼市景観計画：良好な景観づくりを推進するための景観法に基づく計画



3-6

道路交通ネットワークの構築

現状と課題

- ◆ 超高齢社会の進行により、移動手段としての公共交通の重要性がますます高まることが想定されます。公共交通施策を地域づくり施策など様々な分野と連携させ、車を運転しなくても安心して暮らし続けられる環境の整備を進める必要があります。人口減少などにより公共交通手段の利用者数は減少傾向が続いており、近年は公共交通運行事業者の急激な運転手不足などの影響もあり、公共交通サービスの維持が困難な状況となっています。
- ◆ 幹線道路や生活道路について、国道 17 号バイパスや国道 253 号八箇峠道路などでは、一定の整備が進んでいますが、全線開通までにはまだ時間を要します。近年は、道路の維持管理費増大に伴い、拡幅や改良などの整備事業費の確保が難しい状態となっています。
- ◆ 道路施設の老朽化が進んでおり、厳しい財政運営の中での効率的な維持管理が必要です。また、防災・減災、国土強靱化の視点を踏まえ、災害や雪に強い道路の整備が必要です。
- ◆ 市内の交通事故は、コロナ禍の影響により一時的に発生件数、負傷者数ともに大幅に減少しましたが、その後の経済活動の回復に伴い、いずれも増加傾向となっています。また、高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関係する交通事故の割合が高くなる傾向にあり、高齢者自身の交通安全意識の向上や運転免許証自主返納の促進などの取組が一層重要になっています。

施策の基本方針

- 「南魚沼市地域公共交通計画*」の目標像「まちと地域と人をつなぐ みんなで育む交通ネットワーク」を目指し、地域と連携・協働した利便性・持続可能性の高い地域公共交通体系の再構築を推進します。
- 防災・減災、国土強靱化の視点を踏まえ、円滑な道路網を整備します。
- 積雪時の道路や歩行者の安全確保に向け、地域住民との協働による除雪活動を推進します。
- 道路施設の定期的な点検とその結果に基づく計画的な修繕を推進します。
- 市民の交通安全意識啓発を図るとともに、交通事故が起きにくい環境づくりを推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和 6 年度)	中間目標値 (令和 11 年度)	最終目標値 (令和 16 年度)
市民バス 1 日当たり利用者数	173.4 人 (R 5 年度)	180 人	175 人
交通事故件数(過去 5 年間の平均値)	73 件※ (R 2~6 年)	81 件 (R 7~11 年)	66 件 (R 12~16 年)
橋りょう長寿命化着手率	12%	16%	20%

※ 交通事故件数の現状値は、新型コロナウイルスの影響により件数が大きく減少した令和 2（2020）年から令和 3（2021）年の値を含む 5 年間の平均値。新型コロナウイルスの影響以前の平成 30（2018）年、令和元（2019）年と、令和 4（2022）年から令和 6（2024）年を合わせた 5 年間の平均値は 87 件

施策の概要

1 公共交通体系の構築

- 人口減少と少子化、高齢化の進行、利用者のニーズを踏まえ、A I の活用による新たな地域公共交通体系の構築に取り組みます。

2 道路網の計画的な整備と修繕

- 市内各地域や近隣都市への移動時間の短縮及び地域の交通利便性の向上を図るため、道路網の計画的な整備を推進します。
- 歩行者や自転車利用者に配慮した、人と環境にやさしい道路網を計画的に整備します。
- 点検結果に基づき道路施設の計画的な修繕を進めます。

3 災害や雪に強い道づくり

- 消融雪施設や雪崩災害防止施設の改修などを推進し、積雪時でも安全な道路環境を維持します。
- 災害時でも必要な機能が確保できる道路環境の維持を図ります。

4 交通安全対策の推進

- 交通安全教育の推進により、交通安全に対する市民の意識の啓発を図ります。
- SNSなどを活用して、日頃から運転者、歩行者ともに事故を起こさない、事故に遭わないための交通ルールの浸透を図ります。
- 高齢者が加害者になる交通事故を防止するため、運転免許証の自主返納を支援します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 公共交通体系の構築	交通ネットワーク整備事業
2 道路網の計画的な整備と修繕	基幹広域交流軸整備事業 主要幹線整備事業 ネットワーク道路整備事業 通学路等の交通安全対策事業 橋りょう長寿命化修繕事業 道路ストック点検事業 道路舗装修繕事業
3 災害や雪に強い道づくり	消雪パイプリフレッシュ事業 道路の防災対策事業
4 交通安全対策の推進	交通安全教育の推進 高齢者運転免許証自主返納支援事業

* 南魚沼市地域公共交通計画：持続可能かつ有効な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的とした計画



3-7

住環境の整備

現状と課題

- ◆ 一般住宅の耐震化、アスベスト除去、克雪化への支援や情報提供などに取り組んでいますが、経費や電気代、燃料費などの価格高騰の影響もあり、市民や事業者による各種支援制度の活用は想定を下回る状況となっています。
- ◆ 公営住宅の計画的な改修による住環境の充実を図るため、令和2（2020）年度に「南魚沼市公営住宅長寿命化計画*」を改定しました。市民のライフスタイルの変化に伴い、需要に応じた住宅の間取りや機能、定員を設定するなど、今後も定期的な見直しが必要です。あわせて、適正な施設総数への調整を図るため、老朽化した住棟の除却と統廃合が重要となっています。
- ◆ 市街地における除排雪対策として、流雪溝の整備や更新などを推進しており、今後も取水ゲートの改修やポンプ設備の維持管理に関わる改修などが必要です。
- ◆ 住環境の向上と定住促進を図るため、個人住宅のリフォーム工事に対する支援制度の継続的な推進が必要です。
- ◆ 人口減少や高齢化を背景に、管理不全や未活用の空き家が増加しており、適正な管理や活用、状況に応じた除却の促進に向けた市民への働きかけが重要となっています。

施策の基本方針

- 木造住宅の耐震化についての啓発を継続して実施し、耐震化率向上を図ります。また、アスベスト除去支援事業についての情報提供を継続的にを行い、対象建物の減少に努めます。
- 公営住宅の効率的な維持管理に向けた「南魚沼市公営住宅長寿命化計画」の見直しを行い、改修や統廃合によって耐震性や耐火性、克雪などの機能を強化するとともに、施設の長寿命化と住環境の向上を図ります。
- 流雪溝整備事業は、六日町中心市街地周辺の地盤沈下の抑止対策施設として重要であり、井戸規制の緩和や道路消雪パイプの整備など、変化する市街地の住生活環境に合わせた今後の運用と整備の必要性を検討します。
- 個人住宅のリフォーム工事の費用を支援するとともに、子育て世帯が行うリフォーム工事に対し支援の加算を行い、定住化に向けた利用促進を図ります。
- 空き家問題に関する市民への啓発を推進するとともに、利活用可能な空き家について、事業者との連携を図りながら積極的な活用を促進します。また、利活用が困難な空き家について、適正な管理を促すとともに除却に対する支援を行います。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
克雪屋根改修補助件数	7件	35件 (R7～11年度累計)	70件 (R7～16年度累計)
子育て世帯のリフォーム補助件数	70件	350件 (R7～11年度累計)	700件 (R7～16年度累計)

施策の概要

1 住みやすい住環境の提供

- 一般住宅の耐震診断や耐震改修、民間建築物のアスベスト含有調査や除去工事への支援を継続して行います。
- 老朽化した公営住宅の除却と統廃合を図るとともに、施設の改修や機能向上を計画的に推進します。

2 雪への対処機能強化

- 克雪住宅の整備促進など、積雪時にも安全で快適に生活できる住環境の確保を図るとともに、環境負荷に配慮した設備の整備を促進します。
- 地盤沈下区域について、抑止のための啓発を強化するとともに、地下水に頼らない消融雪方法の検討を推進します。

3 空き家等の発生抑制と利活用促進

- 空き家等の適切な管理について市民への啓発を推進します。
- 利活用が困難な空き家について、適正な保全と管理を促すとともに、国や県の制度を活用しながら除却を促進します。
- 不動産事業者と連携した空き家情報の発信や流通の活性化、建設業事業者と連携した個人住宅のリフォームやリノベーション促進などによる利活用を図り、空き家の発生・増加の抑制を促進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 住みやすい住環境の提供	木造住宅耐震（診断・改修）、除却支援事業 民間建築物アスベスト除去支援事業 公営住宅総合改善事業
2 雪への対処機能強化	克雪すまいづくり支援事業 スノーピア道路事業（流雪溝整備事業）
3 空き家等の発生抑制と利活用促進	空き家情報発信事業 空き家等総合対策事業 個人住宅リフォーム事業

* 南魚沼市公営住宅長寿化計画：公営住宅の長寿化に資する予防保全的な管理や改善を図ることを目的とした計画



3-8

水道水の安定供給と汚水処理の性能維持

現状と課題

- ◆ 人口減少が進行する中、既設の上水道施設の能力では過大となることが想定されており、将来に向けて安全、安心で廉価に水を供給する体制を維持しながら、効率的に運用できる適正な施設規模を見極め、事業運営を図ることが必要です。
- ◆ 上水道施設の多くが今後、法定耐用年数を迎えることから、計画的な改修や更新が必要です。また、災害などの非常時でも安全な水を供給できる危機管理体制の整備が必要です。
- ◆ 本市の下水道普及率^{*1}は99.1%（令和6（2024）年度末現在）に達しています。今後は、人口減少や節水機器の普及に伴う使用料収入の減少、激甚化する自然災害への対応などを踏まえた施設の計画的な更新と強靱化が必要です。下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくため、「南魚沼市下水道事業経営戦略^{*2}」を策定し、「経営基盤の強化」「老朽化対策の推進」「危機管理体制の強化」を基本方針とする事業を推進しています。
- ◆ 農業集落排水は、塩沢地区の析窪処理区を除くすべての施設で県流域下水道への接続切り替え工事が令和4（2022）年度までに完了し、危機管理体制の強化や維持管理などの経費縮減を図っています。
- ◆ 公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境の確保に向け、下水道未接続者に対して接続の勧奨を継続して行い、水洗化率の向上を目指すことが必要です。
- ◆ 冬期間にマンホール蓋周辺から消雪水などの多量の不明水が浸入することによって処理場の流入汚水量が増え、汚水処理に多額の費用を要していることから、計画的にマンホール蓋の更新や継ぎ目の止水処理対策を実施しています。
- ◆ 市街地の浸水対策事業として、内水浸水想定区域図を作成しました。今後は、雨水管理総合計画を策定し、浸水被害が想定される地区の雨水幹線整備に努める必要があります。

施策の基本方針

- 「南魚沼市水道事業経営戦略^{*3}」に基づき、安全性を担保しながら水道施設の適正な運用や設備の小型化、運営体制の強化を推進し、更なる効率化と経費の削減を図ります。
- 豪雨や地震などの災害発生時にも安定した給水を行えるよう、非常用水源の整備や維持管理及び管路の耐震化など施設の強靱化を計画的に推進します。
- 安定的な使用料収入の確保や経費縮減、公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境の確保を図るため、有収率及び水洗化率の向上を図ります。
- 「南魚沼市下水道ストックマネジメント計画^{*4}」に基づき、維持管理費用の低減と平準化を図りながら計画的な点検・調査や修繕・改築を実施し、予防保全と機能確保に努めます。
- 自然災害などに備え、耐震化・耐水化対策、「南魚沼市下水道事業業務継続計画^{*5}」の拡充、DX^{*6}化の推進などにより、施設や事業体制の強靱化を図ります。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
上水道有収率※ ¹	78.3%	81%	83%
配水管の耐震化率	10.2%	13%	15%
下水道水洗化率※ ²	93.8%	96%	97%
下水道有収率※ ³ (過去5年間の平均値)	88.4% (R2～6年度)	90% (R7～11年度)	91% (R12～16年度)

※1 配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合

※2 下水道が利用できる区域の人口に対する実際に下水道を利用している人口の割合

※3 汚水処理量に対する料金徴収の対象となった水量の割合

施策の概要

1 持続可能な安定した水道事業の推進

- 人口減少による料金収入の減少を見据え、財政、危機管理、環境保全などの視点から現状と将来の見通しを総合的に分析し、持続可能な安定した水道事業の実施計画を策定するとともに、計画に基づく健全で効率的な事業の運営を推進します。
- 管路の耐震化や老朽管の更新を計画的に進め、有収率を改善しながら、適正な規模の施設へのリニューアルを推進し、将来への負担抑制を図ります。

2 豊かな水環境を育む汚水処理の推進

- 水洗化率を向上させ、公共用水域の水質保全等と安定的な収入の確保を図るとともに、マンホール蓋更新など、不明水の流入対策による経費縮減を推進します。
- 既存施設の長寿命化対策による適正な維持管理により、汚水処理性能の維持を図ります。
- 災害時における汚水処理機能の維持に向けた対策を推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 持続可能な安定した水道事業の推進	水道施設の計画的な更新・耐震化 老朽管更新事業 非常用水源確保事業
2 豊かな水環境を育む汚水処理の推進	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 浄化槽市町村整備推進事業

*1 下水道普及率：総人口に対する下水道を利用できる区域の人口の割合

*2 南魚沼市下水道事業経営戦略：将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

*3 南魚沼市水道事業経営戦略：財政的な裏付けのもとで将来にわたって安定的に水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

*4 南魚沼市下水道ストックマネジメント計画：下水道施設の老朽化や維持管理費の高騰に備え、下水道施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理する計画

*5 南魚沼市下水道事業業務継続計画：大規模な災害等で、職員・庁舎・設備等に相当な被害を受けても、優先実施業務を中断させず、もしくは中断したとしても許容される時間内に復旧できるようにするための計画

*6 DX：デジタル・トランスフォーメーション。デジタル技術によって、人々の生活をより良いものに変革すること



3-9

災害に強い安全と安心のまちづくり

現状と課題

- ◆ 地球規模の気候変動の影響から風水害の激甚化リスクが高まる中、さらに、地震などの災害にも備えるには、市民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、自助・共助で命と地域を守ることを原則としつつ、公助として災害に即応する体制を構築しておくことが重要です。
- ◆ 本市ではこれまで、新潟県中越地震（平成 16（2004）年）や新潟・福島豪雨（平成 23（2011）年）などの災害に見舞われてきましたが、その後一定の時間が経過し、災害等に対する危機意識の低下が懸念されています。被災を契機に創設された自主防災組織は、地域間で活動に温度差が見られ、地域の共助を担う人材の確保が課題となっています。
- ◆ 避難情報等の緊急情報の伝達手段について、スマートフォンなどのモバイル端末が主流となりつつあることを踏まえながら、一方で、モバイル端末を持たない人でも適切な情報を得られるように、多様な情報伝達手段を確保することが必要です。
- ◆ 自然災害と同様に、誰もが事故や傷病者など救命の必要がある場面に遭遇する可能性があることから、より多くの市民が人命救助のための応急手当の手法を身につけることが重要です。

施策の基本方針

- 防災や災害への備えについて、市民一人ひとりが自分事として捉えられるよう、地域や職場、学校などでの防災意識の啓発に努めます。
- 関係団体と連携しながら、自主防災組織の活性化と、中核となる人材の育成を図ります。
- 緊急情報や防災情報について、市民一人ひとりが正しく理解できるよう啓発に努めます。
- 万が一に備えた避難所の迅速な開設と人道的な避難所生活を送ることができる体制構築に向け、避難所環境の整備と災害備蓄品の確保を推進します。
- 救急救命のための応急手当の知識の普及啓発を図り、傷病者の救命率や社会復帰率の向上を目指します。
- 住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適正な維持管理について周知を図ります。また、感震ブレーカーの普及促進を図り、地震によって引き起こされる電気火災の発生防止に努めます。
- 水害や土砂災害などを防止するため、管理者である国、県と連携し、治水や砂防の施設整備を推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
緊急情報伝達手段※の普及件数	23,741 件	25,000 件	26,500 件
救急講習延べ受講者数	32,265人 (H27～R6年度累計)	47,000 人 (H27～R11年度累計)	62,000 人 (H27～R16年度累計)

※ 防災ラジオの配布・販売数及び防災メール、SNS、防災テレホンサービスの登録者数

施策の概要

1 地域防災力の向上

- 市民一人ひとりが防災や災害への備えについて自分事として関心を持つよう促し、地域における自助・共助の強化につながるよう、防災啓発活動を推進します。
- 地域や関係団体と連携し、自主防災組織の活性化と、活動の担い手となる人材の確保を促進します。
- 緊急時に迅速な情報提供ができるよう、様々なツールの活用による情報伝達手段の拡充に努めます。

2 災害時の対応力強化

- 災害発生に備え、避難所の迅速な開設のための体制づくりと、避難所生活のための食料及び生活必需品等の備蓄を推進します。
- 避難所生活におけるプライバシーの確保や、要配慮者や女性・子どもなどへの配慮を踏まえた運営体制の整備を推進します。
- 災害時の拠点施設を整備するとともに、自治体相互の連携強化や市内外の事業者、団体等と災害協定を締結し、災害発生時に即応できる体制を構築します。

3 防犯、消防・救急体制の強化

- 市民の防火・防犯意識の啓発を図るとともに、地域ぐるみの防火・防犯体制づくりを支援します。
- 救急講習会などの開催による応急手当の知識の普及啓発により、傷病者の救命率・社会復帰率の向上を目指します。
- 消防団員の人材確保に努めるとともに、活動の合理化と安全性の向上を図ります。
- 住宅用火災警報器や感震ブレーカーなどの設置を促進します。

4 砂防施設整備の推進

- 砂防施設整備を推進し、安全な生活環境の維持と国土の保全を図ります。

5 水害防止施設整備の推進

- 河川整備では、環境に配慮した水害防止施設の整備を推進し、安全で快適な生活環境を維持するとともに、地域の安全確保に努めます。
- 水害に備えた消防団の技術向上と装備の充実により、災害発生時の対応力強化を図ります。

主要な事業

施策	主要な事業
1 地域防災力の向上	自主防災組織の育成 防災講座の開催 防災士の活動支援 情報伝達手段の整備・拡充
2 災害時の対応力強化	災害備蓄品の充実 災害協定の締結 避難所設備の整備
3 防犯、消防・救急体制の強化	応急手当の普及啓発 消防団装備の高性能化 消防車両の高性能化及び施設整理統合 住宅防火対策の推進
4 砂防施設整備の推進	砂防事業 急傾斜地崩壊危険箇所整備事業 雪崩危険箇所整備事業
5 水害防止施設整備の推進	河川整備事業



救命救急講習会



車いすでも使用できるトイレトラック

基本目標

4

地域資源を活かした産業を支え、
誰もが働きやすく活気のあるまちをつくる

数値目標

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
市民1人当たり課税対象所得※ ¹	1,267,749円※ ²	県内20市 平均以上	県内20市 平均以上
市内への来訪者数※ ³	362.2万人	380万人	415万人
女性就業率※ ⁴	53.9% (R2年)	57%	60%
「働く環境として南魚沼市に魅力を感じる」市民の割合※ ⁵	11.5%	13%	15%

※1 所得税の課税対象となる個人所得。収入から必要経費などを除いた「所得」から、基礎控除や配偶者控除等の各種所得控除の合計を引いた金額

※2 現状値は「令和6年度市町村課税状況等の調」（総務省）による値を住民基本台帳人口（令和6（2024）年1月1日現在）で除した値。県内20市平均は1,293,000円

※3 人流分析ツール「おでかけウォッチャー（公益財団法人九州経済調査協会）」による来訪地分析調査による値

※4 「国勢調査」における値。新潟県値は51.5%

※5 「まちづくりに関するアンケート調査」における値



4-1

農業の振興

現状と課題

- ◆ 農業従事者の高齢化や担い手不足の進行に加え、物価高騰に伴う肥料や農業機械の高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。デジタル技術などの導入や活用によるスマート農業の推進、次代の担い手の育成や農地の集積集約化による経営統合の促進など、農業者の経営力強化に向けた取組を更に進めることが必要です。
- ◆ 気候変動の影響により渇水や作物の高温被害などの発生頻度が増していることから、それに適応できる農業基盤の整備や更新、今後の農業環境に適した新たな品種や作物への転換を並行して進めるとともに、安定した販路確保への取組が必要です。

施策の基本方針

- 農地の集積集約化に向けた長期的な方針を示し、農業者の組織化・法人化を促進するとともに、生産性の向上や担い手の育成により、持続可能で力強い農業経営の構築を促進します。
- 持続可能な農業経営を支える農業基盤の整備や維持管理を推進します。
- 南魚沼産コシヒカリを主力特産品に据えながら、その他の特産品の育成や新品種への転換を並行して進め、価格や気候などの変動リスクに対応できる多角的な農業経営を促進します。
- 特産品のブランドイメージ向上のため、積極的な情報発信や高付加価値化の取組を推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
経営耕地面積7ha以上の 延べ稲作農家数	154戸	157戸	160戸
新規就農者数	12人	毎年9人以上	毎年9人以上
農業産出額	719千万円 (R5年度)	719千万円	719千万円

施策の概要

1 農地の生産性向上と効率化の推進

- 農業の生産能力の維持と生産性向上のため、スマート農業などの取組を推進します。
- 地域計画^{*1}に基づき、農地中間管理事業^{*2}による農地の集積を推進します。

2 特産品の生産・販売強化と6次産業化の支援

- 南魚沼産コシヒカリをはじめとした特産品のブランド力や認知度の向上に取り組むとともに、新たな農産物の研究や商品開発、流通や販売の強化などにより付加価値を創出する取組を支援します。
- 生産者と消費者間における農産物に関する情報の共有、相互理解の充実を図り、地産地消の拡大と安全・安心な農産物を消費者に届ける体制づくりを推進します。

3 畜産業と水産業の支援

- 地域特性を活かした畜産業や水産業の振興を支援します。

4 農業基盤の維持・整備

- 農地や農業用水などの保全のための共同活動、中山間地域における農業経営の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援し、農業の有する多面的機能の発揮を促進します。
- 農業の基盤となる農地や農道、農業用排水施設の維持と整備を図り、作業の効率化による収益性の向上と、気候変動への適応力の強化を図ります。

5 農業の担い手育成支援

- 次代の農業を担う人材の育成支援に加え、意欲的な農業者を支援し、農業者人口の減少と高齢化への対応を図ります。

6 鳥獣被害防止対策の推進

- 農産物に対する鳥獣被害防止対策を推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 農地の生産性向上と効率化の推進	農地中間管理事業
2 特産品の生産・販売強化と6次産業化の支援	南魚沼産コシヒカリの販売促進事業 園芸作物の振興 地域ブランドの創出支援事業
3 畜産業と水産業の支援	畜産業の支援 水産業の支援
4 農業基盤の維持・整備	農業農村整備事業 用排水基盤の整備 ネットワーク道路整備事業
5 農業の担い手育成支援	農業振興対策補助事業 青年就農支援事業 農業用機械整備補助事業
6 鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣被害防止総合対策事業

*1 地域計画：地域における農業の将来像を地域住民や農業者の話し合いにより策定する計画

*2 農地中間管理事業：県が指定した公的機関である農地中間管理機構が中間的な受け皿となって、農地を貸したい農地所有者から、農地を借りたい農業経営の規模拡大や効率化を図る農業者に貸し付ける事業



4-2

林業の振興

現状と課題

- ◆ 本市の森林面積は 44,232ha で、市域の 75.7%を占めています。森林の 56.4%は民有林で、うち 20.8%が人工林となっています。
- ◆ 人工林の面積割合は、全国平均と比べて低くなっていますが、伐期を迎えている樹齢 36 年以上の樹木が約 9 割を超えており、伐採が進んでいない状況です。また、豪雪地帯であるため樹木の生育が遅く、材を大径化して材積を高めるためには多くの時間が必要となり、成長までの間伐や保育に手間がかかることが課題となっています。
- ◆ 森林所有者の高齢化や市外への転出などによる不在化、木材価格の低迷や経営コストの増大などから生産活動が衰退し、人工林や里山の荒廃が進んでいます。適切な森林整備を通じて健全で活力ある森づくりを長期的な視点で目指す「南魚沼市森林長期計画*¹」に基づき、森林の持つ多面的な機能の維持を踏まえた計画的な整備を推進していくことが必要です。
- ◆ 林業従事者が不足しており、間伐・保育等を計画的に進めるためには、担い手の確保と人材の育成が必要です。

施策の基本方針

- ICT技術の活用によるスマート林業や先進機械の活用を推進し、正確な森林情報の把握と適切な時期の伐採、間伐や保育作業の効率化、林業基盤の整備や維持に努めるとともに、安定した管理体制の構築を図ります。
- 南魚沼市産の木材の利用促進や需要拡大を図るため、公共建築物や個人住宅への積極的な木材の利用、低質材のチップ材への活用などを促進します。
- 国や県の補助金などを積極的に活用し、様々なニーズに対応可能な先進機械の導入や整備を支援することにより、次代まで持続できる林業の基盤づくりを推進します。
- 森林環境譲与税を活用し、里山再生整備や林業の担い手確保を図ります。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和 6 年度)	中間目標値 (令和 11 年度)	最終目標値 (令和 16 年度)
市有林・市行造林※の整備面積	9.39ha	9.5ha	9.5ha
間伐材の利用量	3,316 t	3,650 t	4,000 t
地元産木材の利用量	12,712m ³	14,000m ³	15,300m ³

※ 市行造林は、市以外が所有し、市が造林して収益を契約で定めた割合で分け合う林野

施策の概要

1 森林資源の活用と林業基盤の整備

- 地元産木材の利用促進や間伐材の有効利用などによる森林資源の活用を推進するとともに、需要拡大のための既存施策の検証や新たな利用可能性を研究します。
- ICT 技術や先進機械の活用により、作業の効率化を促進するとともに、林業基盤の整備や維持を推進します。

2 林地の保全と機能確保

- 林業事業者^{*2}と連携し、災害に強い森林環境の保全のため必要な整備を行うとともに、将来の森林機能の確保に向けた必要な保育及び再造林事業を検討します。

3 治山事業の推進

- 地すべり、土砂崩れ、土石流などの山地災害を防止する治山事業を推進し、林地の保全と市民生活の安全・安心の確保を図ります。

4 森林環境譲与税を活用した里山整備の促進

- 森林環境譲与税を活用して水源のかん養や土砂流出防止などの森林の保全機能の向上を図り、健全で活力ある里山づくりを目指します。

5 林業の担い手の確保

- 林業の担い手の確保や育成を支援するための新たな制度を創設します。
- 木材の利用促進や需要拡大を図るための動画やパンフレットを作成し、林業の魅力を伝えるとともに、小学生を対象とした出前授業などの機会を充実させ、将来の林業の担い手確保に努めます。

主要な事業

施策	主要な事業
1 森林資源の活用と林業基盤の整備	森林資源活用事業 林道整備事業 南魚沼産材で家づくり事業
2 林地の保全と機能確保	民有林保育事業 分収造林事業
3 治山事業の推進	県営・市営治山事業 地すべり防止事業
4 森林環境譲与税を活用した里山整備の促進	ふるさと里山再生整備事業
5 林業の担い手の確保	林業担い手啓発事業

*1 南魚沼市森林長期計画：南魚沼市の適切な森林整備や森づくりを目指す長期計画

*2 林業事業者：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など



4-3

観光の振興

現状と課題

- ◆ 本市には、年間約 350 万人の観光客が訪れ、そのうち約 3 割強が冬季のスキー観光によるものとなっていますが、降雪や強風など気象状況の影響を受けやすく、安定した観光客数を見込むことが難しい状況です。また、コロナ禍前と比べ、旅行形態や価値観が変化しており、このような変化に柔軟に対応できる観光施策の推進が課題となっています。
- ◆ インバウンド（外国人観光客）が増えていますが、多言語への対応など、受入れ体制が十分に整っていません。インバウンドの増加を図るために、スキー観光を核としたスノーリゾートの推進に加え、春から秋までのグリーンシーズンも含め通年で楽しめる体制の整備や、近隣自治体と連携した広域的な誘客強化が課題となっています。
- ◆ 「南魚沼、本気丼」キャンペーンなど、食によるまちおこしや南魚沼産コシヒカリのブランド力を活かした取組を推進していますが、雪国特有の食文化や様々な食資源などの観光資源としての活用が課題となっています。
- ◆ 観光資源のブランディングを進めるためには、市民が地域に誇りや愛着を持ち、地域ぐるみで観光の振興を推進することが大切です。次代の観光を担う人材を育成し確保するため、地域に対する愛着心を醸成することが課題となっています。
- ◆ 道の駅「南魚沼」の入込客数は、年間 50 万人前後で推移していますが、より魅力的で持続的な観光交流の拠点とするためには、施設の更新や来場者のニーズに対応するための機能強化が課題となっています。

施策の基本方針

- 「南魚沼市観光戦略*¹」とその基本理念「ゼッピン雪国宣言」に基づき、南魚沼市でしか味わえない体験やサービス、食、酒、雪、歴史、文化、温泉など、固有の資源・価値を『ゼッピン』として一体的にブランド化します。あわせて、観光動向や観光実態を把握する調査の分析と活用に努めながら、地域の多様な関係者の連携による中長期的な観光施策を推進します。
- 通年でインバウンドの増加が図れるよう、これまで取り組んできた国際競争力の高い魅力的なスノーリゾートの推進に加え、グリーンシーズンにおける体験コンテンツの開発などによる付加価値の創出や、広域連携による誘客を推進します。
- 雪国特有の食文化や様々な食資源の活用により、食のまちとしての認知度向上とブランドイメージ構築に取り組めます。

- 地域の多様な関係者との連携・協力や、学校教育、生涯学習などの機会の活用によって、地域の魅力を市民、地域、行政で共有し、市民が地域に誇りと愛着を持ち、市民自ら地域の魅力を発信したくなる観光地域づくりを推進します。
- 道の駅「南魚沼」の再整備について、国が定義する「道の駅」第3ステージ^{*2}の実現を目指し、「雪国の魅力を体現する、地方創生・観光を加速する拠点づくり」を基本コンセプトに、南魚沼ブランドの発信拠点及び防災拠点としての機能を持つ観光交流拠点づくりに取り組みます。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
観光交流拠点 ^{*1} の入込客数	54.3万人	60万人	110万人
来訪者1人当たり観光消費額 ^{*2}	32,000円	33,000円	36,000円
外国人観光客の延べ宿泊者数	19,629人	23,000人	25,000人

※1 道の駅「南魚沼」、うおぬま・浦佐駅観光案内所 MYU（ミュウ）の2施設

※2 「来訪者に対するアンケート調査」における値。交通費は含まない

施策の概要

1 戦略的な四季観光の推進

- 来訪者の属性や旅行目的、宿泊日数等のデータを収集・分析し、南魚沼市観光協会や地域の多様な関係者と連携しながら地域全体で戦略的な観光施策を推進します。
- 自然・文化・歴史・温泉など、地域固有の資源や魅力のPR、情報発信を行い、認知拡大や新規来訪者の獲得、リピーターの拡大と四季を通じた観光の推進に努めます。

2 国際・広域観光の推進

- 誘客訴求力を高めるため、近隣自治体や雪国観光圏と連携し、広域観光を推進します。
- 通年型観光の体制整備を推進し、国際的な認知度向上を図ります。

3 情報発信拠点の強化

- 道の駅「南魚沼」や、うおぬま・浦佐駅観光案内所「MYU」の観光情報・地域情報の発信機能の強化と利便性の向上を図ります。
- 道の駅「南魚沼」の再整備を推進し、食文化、雪文化の発信・体験を軸とした観光交流や、子育て世代が通年利用できる地域コミュニティの拠点としての機能を強化します。

*1 南魚沼市観光戦略：観光関連事業者・団体・DMO・市民・行政などが観光振興に向けた方向性を共有し、地域が一体となって一貫性を持った観光地域づくりを進めるための計画

*2 「道の駅」第3ステージ：地方創生・観光を加速する拠点を目指し、令和2（2020）年から始まった「道の駅」再整備に向けた国の新しい取組。「道の駅」を単に休憩施設としてだけでなく、地域全体を活性化させるための連携を深める場とすることを目的に、「世界ブランド化」「防災拠点化」「地域センター化」の3つの姿を目指している

4 持続可能な観光地域づくりの推進

- 「南魚沼市観光戦略」に基づき、地域の多様な関係者との合意形成を図りながら、持続可能な観光地域づくりを推進します。
- 観光地域づくりに向けた地域の機運醸成に取り組み、次代の観光を担う人材の育成に努めます。

5 食のブランディング推進

- 南魚沼産コシヒカリに加え、雪国特有の食文化の観光資源としての活用や情報発信を強化し、食のまちとしての認知度向上とブランドイメージ構築に取り組みます。
- 食のまちとしてのブランドイメージを高めるため、観光関連事業者をはじめとする地域の多様な関係者や市民団体と連携した地元食材の積極的な活用に加え、食をテーマとした着地型観光を推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 戦略的な四季観光の推進	地域ブランドPR事業 データマーケティングの推進 観光地域基盤整備事業
2 国際・広域観光の推進	インバウンド受入体制の充実 雪国観光圏等と連携した観光誘客事業
3 情報発信拠点の強化	情報発信拠点の充実 観光情報発信ツールの拡充 道の駅「南魚沼」再整備事業
4 持続可能な観光地域づくりの推進	観光戦略推進体制の整備 観光人材の育成・確保
5 食のブランディング推進	「食のまち」ブランドイメージ構築 ガストロノミーツーリズム ^{*3} の推進

*3 ガストロノミーツーリズム：その土地の気候風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズム

南魚沼市観光戦略



南魚沼市観光戦略

観光関連の事業者や団体、DMO、市民、そして行政が一丸となり、持続可能な観光地域づくりを進めるために、令和8年度から10年間の計画期間を設けた「南魚沼市観光戦略」を策定しました。この戦略の実現に向けて、地域全体で協力し、以下の具体的な取組を進めています。

【計画の中期 令和12年度までの目標】

『ゼッピン雪国宣言』が市内外にも認知、共感され、
『ゼッピン』を目当てに観光客が訪れる地域になっている

3つ基本戦略

基本戦略1：ゼッピン雪国！食のブランディング戦略【重要戦略】

雪国の食文化のブランド化を推進し、「南魚沼市に行きたい」を実現

飲食店や生産者、市民団体と連携し、「南魚沼の食」をブランドとして発信することで、さらなる認知度の向上を目指します。また、当地で体験できる場や機会を提供し、観光客の誘致につなげると共に、市民のシビックプライドを高めていきます。



郷土料理試食会

基本戦略2：ゼッピン雪国！受入環境整備戦略

安心して過ごせる環境づくりに取り組み「南魚沼市に来てよかった」を実現

多言語による案内やキャッシュレス化の導入を進め、観光客の滞在満足度を向上させることを目指します。また、地域特有の資源を活用した体験コンテンツを創出し、「南魚沼でしか得られない体験」を提供することで、リピーターの増加につなげていきます。



Minamiuonuma White City Night

基本戦略3：ゼッピン雪国！プロモーション戦略

対外的なプロモーションを推進し、「南魚沼市に来てもらう」を実現

南魚沼市の認知度を高め、来訪行動を促進するために、SNSなどの各メディアを効果的に組み合わせながら、ターゲットのニーズに応じた高い効果が期待できるプロモーションを実施します。



4-4

商工業の振興

現状と課題

- ◆ 市内事業者の労働力確保と生産性向上を目的とした機械設備の導入を支援するため、「南魚沼市先端設備等導入促進基本計画^{*1}」を改正し、令和6（2024）年度までに106社の「先端設備等導入計画^{*2}」を認定しており、固定資産税（償却資産）減免や信用保証料補給などの支援を行い、新たな事業や設備への投資の促進を図っています。
- ◆ 新たな産業の創発と地域資源を活かした商品開発を目的としたイノベーション推進事業を展開するとともに、令和4（2022）年3月に南魚沼市事業創発拠点「MUSUBI-BA」を六日町駅東口に開設し、起業機運の醸成、人材の育成、オープンイノベーションの創出やネットワークングによるコミュニティ形成を推進しています。
- ◆ 消費人口の減少や、購買先の多様化などによる市外への消費流出を踏まえ、地域商品の販売強化や、高付加価値商品の開発を支援しています。
- ◆ 少子化、高齢化や人口流出に伴う生産年齢人口の減少などにより、産業全体において慢性的な労働力不足が生じています。
- ◆ 個人事業主や中小企業の経営者の高齢化が進む中、後継者不在による廃業、中心市街地や商店街の空洞化、市内事業者の活力や稼ぐ力の低下、地域経済の衰退が懸念されています。地域の技術や産業を守るため、円滑な事業承継を支援する体制の強化が求められています。

施策の基本方針

- 本市固有の気候風土から生み出される魅力的な地域資源を活かした、特色のある商品やサービスの創出を支援します。
- 空き店舗や空き地を周辺施設と有機的に連動させ、起業や創業の場としての活用を促すことで、中心市街地の活性化や商店街の賑わい創出を図ります。
- AIの活用やデジタル化の推進などを奨励し、多様な働き方に合わせた労働環境の整備を積極的に促進するとともに、それらの技術を活かした労働力不足の解消や製品の高付加価値化、販路の開拓やリスク管理に取り組む事業活動への支援を推進します。
- 産学官金連携による産業支援を推進するとともに、新たな技術を活用した先駆的なサービスや産業の育成に積極的に取り組みます。
- 若者や女性、UIJターン希望者に望まれる働く環境や雇用の場、新たなビジネス機会の創出を図り、地域の稼ぐ力を強化するとともに、円滑な事業承継を促進し、地域産業の持続可能な発展に努めます。

*1 南魚沼市先端設備等導入促進基本計画：中小企業等経営強化法に基づき、市内企業の先端設備等の導入を促進し、競争力や経営力の向上を支援する計画

*2 先端設備等導入計画：中小企業等経営強化法に規定された中小企業が設備投資を通じて労働生産性向上を図るための計画

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
商工会組織率	54.1%	55%	55%
創業支援者数※	50人	55人	60人
認定創業者数	6人	10人	12人
雪室・雪蔵製品を返礼品とした ふるさと納税寄附額	992百万円	1,018百万円	1,124百万円

※ 経済産業省が認定する創業支援事業計画に基づき実施するセミナー等の受講者名簿の掲載者数

施策の基本方針

1 商工業の活性化

- 雪室製品など、高付加価値化された商品やサービスの創出を支援するとともに、発信力強化を図り、地域ブランド力向上に努めます。
- 空き店舗や空き地を活用した第二創業や新規出店を支援するとともに、観光振興との連携等により、地域が一体となって、中心市街地や各商店街の面的な活性化と新たな賑わいの創出を図ります。

2 産業の育成支援

- 産業の基盤強化を図るとともに、雪エネルギーを活用した雪室など、地域特性を活用した設備の整備や新分野への進出、新技術の開発等に取り組む事業者を積極的に支援します。
- 地域経済の持続性を高めるため、個人事業主や中小企業を対象として、円滑な事業承継に関する情報や後継者とのマッチング機会を提供するプラットフォームの活用を促進します。

3 産学官金連携による産業支援

- 金融機関、商工会、国際大学などと市が連携して市内事業者を支援する「産学官金地域ラウンドテーブル」を活用し、事業者による国際的な事業の展開や拡大、経営改善、人材育成に向けた取組を支援するとともに、起業・創業や事業活動の活性化を促進します。
- 事業者や有識者などとのネットワークの構築やビジネスマッチング機会の提供を積極的に推進し、他地域にはない魅力あるビジネス機会の創出に努めます。

主要な事業

施策	主要な事業
1 商工業の活性化	地域ブランド化推進事業 中心市街地等活性化事業
2 産業の育成支援	地域産業育成事業 企業経営基盤支援事業 事業承継推進事業
3 産学官金連携による産業支援	イノベーション人材育成推進事業 産学官金連携事業 起業・創業育成支援事業 重点育成産業支援事業



4-5 雇用の促進

現状と課題

- ◆ 少子化、高齢化や人口減少による労働力不足が常態化しており、あらゆる業種で人材確保が難しい状況となっています。
- ◆ ハローワーク南魚沼管内の有効求人倍率は、コロナ禍により一時的に低下したものの、それ以降は年間平均2倍を超える状況が続いています。
- ◆ 本市には多様な業種の事業者があるものの、進学を機に本市を離れた若者への市内事業者の情報周知は十分に進んでおらず、雇用につながっていないことが課題となっています。
- ◆ 若者や女性、U I J ターン者の定住を促進するためには、就労ニーズを的確に把握し、市内事業者や関係団体と連携して魅力的で働きやすい環境づくりに長期的な視点で継続的に取り組むことが必要です。
- ◆ 市内事業者の情報について、若者や女性、U I J ターン者への周知を図ることが重要であり、市内事業者の認知度向上や、働く場と働きたい人をつなぐ取組への支援の充実が求められています。

施策の基本方針

- 若者や女性等が希望する働き方を実現できるよう、市内事業者と連携し、魅力ある多様な雇用機会を創出します。
- 雇用のミスマッチを防ぐため、若者や女性等の意欲と能力を踏まえた的確な職業紹介を行うとともに、職業能力習得の必要性の周知や習得機会の支援に取り組めます。
- 若者向け職場体験、インターンシップの機会充実を図るとともに、市内事業者の認知度向上に向けた取組を支援し、市内への就労を促進します。
- 性別や年齢などにかかわらず、誰もが安心して働き続けられる環境の確保を目指します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
雇用促進奨励金※の対象従業員数	0人	18人 (R7～11年度累計)	38人 (R7～16年度累計)
中小企業研修受講料補助交付金の受講者数	37人	45人	50人

※「南魚沼市企業立地促進条例」に基づき、地元新規雇用者1人毎に交付する奨励金

施策の概要

1 職業能力の向上支援と雇用の場の確保

- 地域産業を担う人材の職業能力の向上を支援します。
- 働く人それぞれが望むライフスタイルをかなえ、子育て、介護などとの両立がしやすく、多様な人材が働きやすい職場環境の整備を市内事業者や関係機関等との連携により促進し、就業・定着率の向上と、安定的な魅力ある雇用の場の確保を目指します。
- 多様な就労ニーズに対応するため、地域内で短期的・単発的な仕事と求職者をマッチングするデジタルプラットフォームを活用し、柔軟な働き方の支援と地域における雇用機会の創出を図ります。

2 若者・女性・U I J ターン者の就職支援

- 若者や女性、U I J ターン者に向けた市内事業者の情報発信の強化や、市内事業者と連携した奨学金返済支援、地域の高校生などを対象としたインターンシップの充実などにより、市内事業者の認知度の向上と市内への就労意欲の醸成を図ります。
- 若者や女性等の技術向上や資格取得を支援し、職業能力の向上を促進することにより、市内事業者への就職と定着の促進、地域経済の持続的な活性化を図ります。
- 子どもたちを対象とした事業者訪問や親子で参加できる仕事体験などキャリア教育の機会充実を図り、子どもたちが将来、就職先を検討する際の選択肢となり得るよう、市内事業者の認知度向上を推進します。
- 県や関係機関と連携し、性別や年齢などにかかわらず、誰もが働きやすい環境の整備や、男女間の待遇格差のない体制づくりなどに取り組む市内事業者や団体を支援します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 職業能力の向上支援と雇用の場の確保	地域産業を担う人材育成 多様な働き方の促進 雇用の情報発信強化支援 職業能力開発支援事業
2 若者・女性・U I J ターン者の就職支援	U I J ターン就職希望者支援 市内事業者の認知度向上支援 若者就職支援事業 インターンシップ支援事業 男女共同参画推進プラン事業 人材確保支援事業 奨学金返還支援事業



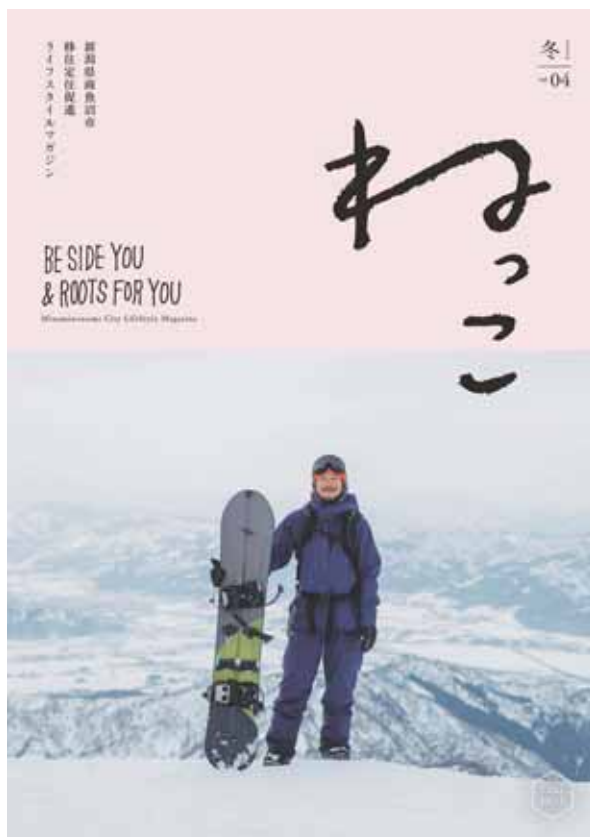
U I J ターンイベントへの出展



友好都市江戸川区とのジュニアサッカーを通じた交流



中高生による地域探究事業「YouKeyプロジェクト」



移住定住促進ライフスタイルマガジン「ねっこ」

基本目標

5

新しい課題や環境の変化に柔軟に対応し、
持続可能なまちをつくる

数値目標

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
人口の社会増減数	転出超過 288 人 ^{※1} (転入者数 1,619 人) (転出者数 1,907 人)	転出超過 128 人以下 ^{※2}	転出超過 105 人以下 ^{※2}
日本人女性人口(20~40歳代)の 社会増減数	転出超過 96 人 ^{※3} (転入者数 291 人) (転出者数 387 人)	転出超過 75 人以下	転出超過 50 人以下
「行政区や地域での行事や地域づくり 活動に関心がある」市民の割合 ^{※4}	61.6%	62%	62%

※1 現状値は「令和6年 新潟県人口移動調査結果報告」(新潟県)による本市の値(令和6(2024)年10月1日値)

※2 人口ビジョンの設定条件で示した目標値

※3 住民基本台帳人口による年度末の値

※4 「まちづくりに関するアンケート調査」における「たいへん関心がある」「少しは関心がある」の合計値



5-1

共創・共働のまちづくり

現状と課題

- ◆ まちづくりの推進には、地域住民をはじめ、事業者や団体、学校など、様々な力の共創・共働が必要であり、それぞれが「自分たちのまちは自分たちでつくる」という強い自治意識を持つことが重要です。
- ◆ 12地区の地域づくり協議会では、地域の課題解決や活性化に主体的に取り組むとともに、地域と行政とをつなぐ役割を担っています。その活動を始めてから15年が経過しようとしており、地域住民から一定の認知を得ていますが、一方で、人口減少や少子化、高齢化、住民のライフスタイルの多様化、社会経済情勢の変化などにより、地域内での住民同士のつながりの希薄化や活動の担い手不足が危惧されています。将来に向けて住み続けられる地域づくりに向け、地域づくり協議会の主体的かつ持続的な活動が必要です。
- ◆ 共創・共働によるまちづくりを推進するためには、市民の声を市政に反映させる仕組みづくりに加え、地域の特性を活かしたコミュニティ活動の支援や、継続的な担い手の育成が必要です。また、市や地域の課題の解決に向け、市民と地域、行政が課題に対して共通認識を持ち、一緒になって活動することや、多様な世代が積極的に関わることができる環境づくりを進める必要があります。

施策の基本方針

- 地域づくり協議会や、行政区を中心に市内で地域づくりに積極的に関わる団体の活動を支援するとともに、市民と地域、行政が地域の課題について認識を共有し、解決に向けて取り組む体制づくりを推進します。
- 地域の誰もが気軽に利用でき、多様な世代が交流できる居場所づくりに努めるとともに、市民一人ひとりが自分でできる分野や範囲で役割を持ち、活躍できるコミュニティづくりを推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
市政懇談会への参加者数	70人※ (R7年度)	85人	100人
地域づくり協議会への地域活性化支援事業交付金年額	45,897千円	47,000千円	48,000千円

※ 令和7（2025）年度から開催方法を変更したため、現状値は令和7（2025）年度見込値

施策の概要

1 市民と行政の共創・共働によるまちづくり体制の確保

- 市民と行政との共創・共働によるまちづくりを推進するため、市民の意見などをより広く集め、市政に反映するための体制確保を推進します。

2 市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実

- 市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実を図るため、行政と地域との連携を強化するとともに、地域づくり協議会や行政区を中心とした住民相互による地域づくり活動の支援を推進します。

3 誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりの推進

- 地域の誰もが気軽に利用でき、多様な交流やつながりが生まれる居場所づくりを推進します。
- 地域の居場所を拠点として、誰もが地域の課題解決に向けて、役割を持って活躍できるコミュニティづくりを推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 市民と行政の共創・共働によるまちづくり体制の確保	市民の声が活かされる体制づくり
2 市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実	地域コミュニティ活性化事業 コミュニティ助成事業
3 誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりの推進	多種・多世代交流事業



市政懇談会「ざっくばらん」



「みんなの食堂」（東地区地域づくり協議会）



5-2

移住定住の促進

現状と課題

- ◆ 国勢調査によると、本市の人口は、令和2（2020）年に5.5万人を下回り、特に平成17（2005）年以降、生産年齢人口（15～64歳）が急速に減少しています。社人研が令和2（2020）年の国勢調査を基に推計した将来予測によると、今後しばらく人口減少と少子化、高齢化が同時に進行することが示されています。
- ◆ 本市では、大学等への進学を機に市外へ転出してそのまま市外で就職をする若い世代が多く、若い世代の社会減が人口減少や少子化、高齢化の大きな要因となっています。また、市内事業者や就労環境などが十分に周知されていないことや、故郷への誇りや愛着が希薄化していることなどが、若い世代のUターンが進まない要因と考えられています。
- ◆ 人口減少や少子化、高齢化、市民のライフスタイルの多様化などにより、住民同士のつながりの希薄化や、地域の催事や行事の継承が困難になるなど、地域コミュニティの維持が課題となっています。U I J ターンの促進に加え、多様な人々が継続的に地域に関わることによる関係人口の創出・拡大を図ることが必要です。

施策の基本方針

- 地域おこし協力隊^{*1}などの活動を通じて、地域の魅力を発信し続けることで本市のファンを増やし、継続的な関係人口の創出と、移住者の増加を図ります。
- 国や県の制度を有効に活用しながら、移住希望者の支援と移住後のサポート体制の充実を図ることにより、移住に係る不安や悩みを軽減し、スムーズな移住とその後の定着につなげます。
- 雪国ならではの地域資源や、暮らしの中に息づく文化、伝統について情報発信することで、本市の魅力の再認識を市民に促し、地域への愛着の醸成を図ります。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
現地滞在型イベントの参加者数	139人	165人	190人
移住者数※	201人	210人	220人
ふるさと応援隊メルマガ購読者数	18,597人	28,500人	36,500人
ふるさと納税寄附件数	183.6千件	213千件	238千件

※ 転入者のうち転勤・進学等を除いた値

施策の概要

1 関係人口の創出・拡大

- 関係人口を創出し、拡大するため、本市の豊かな自然、人材、文化や産業などあらゆる資源を活用し、「ふるさと応援隊*2」などでの情報発信や、「ふるさとワーキングホリデー*3」などの体験機会の充実を図ります。

2 U I J ターンの促進

- 事業者や関係団体と連携・協力し、移住希望者への情報提供や相談対応などの支援の充実を図るとともに、移住コンシェルジュなどによる移住後のサポート体制の充実を図ります。
- 本市で暮らし、働く魅力の発信や、地域おこし協力隊制度などの活用により、地域の活性化と移住定住の促進に取り組めます。
- 子どもたちが、地域の様々な世代の人と関わり、地域の資源や魅力を再認識するとともに、新たな視点で深掘りする機会の充実を図ります。

主要な事業

施策	主要な事業
1 関係人口の創出・拡大	ふるさと応援隊推進事業 ふるさと納税推進事業 関係人口創出・拡大促進事業
2 U I J ターンの促進	移住者へのサポート体制の充実 若者世代に向けた移住促進事業 地域おこし協力隊の推進

*1 地域おこし協力隊：都市部から地方に住民票を移し、地域の資源や特性を活用した地域協力活動を行うことにより、地域への定住・定着を図り、地域の活性化と地域力の維持・強化を促進する総務省の制度。隊員は最長3年間の任期中にそれぞれの担当する地域課題に取り組む

*2 ふるさと応援隊：本市を応援したいという人を応援隊として募集し、情報共有や交流を図る取組

*3 ふるさとワーキングホリデー：主に都市部で暮らす若者が地域で働いて収入を得ながら、就労の場や休日に地域住民や事業者との交流を通じて地域の暮らしを体験するプログラム。総務省が主体となって始まった取組で、本市では令和2（2020）年から実施



5-3

デジタル・新技術の活用

現状と課題

- ◆ 人口減少が進行する中、市民のライフスタイルの変化によるニーズの多様化などを背景に、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化し、地域や市民が抱える課題が複雑化しています。行政では、多種多様化する相談や問い合わせに対して、より迅速で正確な情報を提供することが求められています。
- ◆ 行政サービスでは、DXによる市民サービスの質や利便性の向上に向けたスマート自治体への転換が必要となっています。
- ◆ スマートフォン端末用の「住民総合ポータルアプリ*¹」を活用して、子育て、保健の分野でサービスを開始するとともに、子どもの教育に関する分野でもデジタル技術の導入を進めています。
- ◆ まちづくりに関するアンケート調査（令和6（2024）年）では、「SNSを活用した緊急情報の迅速・正確な配信」や「マイナンバーカードによる申請・届出等の行政手続きの簡素化」など「市民サービスのデジタル化」のニーズが示されています。

施策の基本方針

- マイナンバーカードを活用した窓口やオンラインでの行政手続きなどの効率化・簡素化による市民サービスの質や利便性の向上を図るとともに、受付後の事務作業の効率化など、バックヤード改革を推進します。
- 緊急性や必要度に応じて、市民が必要とする情報が伝わりやすく発信できるよう情報発信ツールを活用します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
市ウェブサイトへのアクセス数 (年間延べ数)	1,234,156 回	1,400,000 回	1,400,000 回
住民総合ポータルアプリ登録者数	416 人	3,300 人	5,500 人
住民総合ポータルサービス数	3 種類	5 種類	8 種類

施策の概要

1 行政システムの高度化と市民サービスの向上

- 「書かない窓口」や「来ない窓口」サービスの拡充を図るため、マイナンバーカードを活用した窓口対応や、「住民総合ポータルアプリ」を活用した行政手続きのオンライン化を推進します。
- インターネットや情報端末の使用などに不慣れな市民を対象としたスマホ教室などを通して、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できるようデジタルデバイド*²対策を推進します。

2 情報発信の強化

- 市民が必要とする情報を得やすくなるよう、多様な情報発信ツールの活用と機能拡充を図ります。
- AIを活用したウェブサイトの構築や、SNSの活用などにより、効果的な情報発信を推進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 行政システムの高度化と市民サービスの向上	マイナンバーカードを活用したサービス拡充 住民総合ポータルアプリの拡充
2 情報発信の強化	情報発信ツール機能拡充 効果的な情報発信



住民総合ポータルアプリ



子育て支援アプリで保護者に子どもの様子を随時発信

*1 住民総合ポータルアプリ：行政情報や市独自の住民サービスの提供支援アプリ、子育て支援アプリなど、様々な情報やサービスへの入り口となるスマートフォン用アプリケーションソフトウェア

*2 デジタルデバイド：インターネット等の情報通信技術（ICT）を利用できる人と、できない人の間に生じる情報格差

5-4

都市間・広域連携と国際交流の推進

現状と課題

- ◆ 本市では、豊かな自然環境や歴史・文化、ウィンタースポーツなどの地域資源を活かし、様々な人々や地域との交流が推進されています。
- ◆ 国内の友好親善都市*¹とは、行事やイベントにあわせた交流や、行政課題、地域資源の情報共有などによって連携を深めています。また、災害拠点や特産品を通じた新たな都市間連携による交流も図られています。
- ◆ 平成 28（2016）年に、魚沼市、湯沢町と「魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、本市は中心市としての役割を担い、近隣市町と協力しながら魅力ある圏域の形成に取り組んでいます。
- ◆ 子どもたちや、市民主体の国際交流団体による海外の姉妹都市や国際大学の学生との交流などが行われています。一方で、国際交流団体などの構成メンバーの高齢化により、国際交流に携わる市民が減少しています。国際社会に開かれたまちづくりを推進するために、より幅広い世代の国際理解や交流を促進する必要があります。

施策の基本方針

- 市民主体の交流活動を支援し、幅広い世代の相互交流による地域コミュニティの活性化を促進します。
- 魚沼地域定住自立圏、雪国観光圏*²などにより近隣自治体との連携強化を図るとともに、国内の友好親善都市などとの交流・連携を推進します。
- 市民や団体、事業者による地域間交流や姉妹都市*³などとの国際交流による交流人口の創出・拡大を積極的に支援し、人と人との交流を通して誇りや魅力を感じられるまちづくりを推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和 6 年度)	中間目標値 (令和 11 年度)	最終目標値 (令和 16 年度)
友好親善都市等との交流活動件数	8 件	11 件	14 件
定住自立圏域自治体との市民サービス向上のための連携業務数	6 業務	8 業務	10 業務

施策の概要

1 都市間連携の推進

- 国内の友好親善都市をはじめ、特産品などを通じて連携する都市との交流を更に推進します。
- 市民や団体、事業者を主体とした交流活動を支援し、交流人口の創出・拡大を促進します。

2 広域連携の推進

- 近隣自治体との連携強化を図り、相互に補完し合うことによる市民サービスの効率化や魅力的な圏域づくりを推進します。

3 国際交流の推進

- 市民主体の国際交流団体などによる交流活動を支援するとともに、海外の姉妹都市や国際大学などとの連携を図り、幅広い世代の国際交流を促進します。

主要な事業

施策	主要な事業
1 都市間連携の推進	都市間連携推進事業
2 広域連携の推進	定住自立圏構想に基づく連携推進事業
3 国際交流の推進	国際交流推進事業



南魚沼市・江戸川区友好都市盟約5周年記念式典



イングリッシュ・ビレッジ（中学生英語交流）

-
- * 1 友好親善都市：千葉県いすみ市、山形県米沢市、埼玉県さいたま市、埼玉県深谷市、埼玉県坂戸市、富山県魚津市、東京都江戸川区
 - * 2 雪国観光圏：雪国という文化的背景を共にする新潟県魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、群馬県みなかみ町、長野県栄村の3県7市町村が連携した広域観光圏
 - * 3 姉妹都市：オーストラリア共和国セルデン町、ノルウェー王国リレハンメル市、ニュージーランド国アシュバートン郡



5-5

持続可能な行財政運営の推進

現状と課題

- ◆ 合併による「南魚沼市」の誕生以降、合併特例債などを有効活用した事業を効果的に実施し、インフラ資本の整備を着実に進め、多様な市民ニーズに対応したまちづくりを推進してきました。また、「定員管理計画^{*1}」を策定して市職員数の適正化に取り組むとともに、事務事業の見直しや経常経費の抑制などにより、行財政改革を推進してきました。しかし、急速な人口減少に加え、少子化、高齢化が進行しており、今後、財政状況が更に厳しくなることが予想されています。今後も一定水準の市民サービスを維持するためには、投資的経費の縮減を図りつつ、行財政改革を継続して推進することが必要です。
- ◆ 公共施設の老朽化が進む中、「公共施設等総合管理計画^{*2}」に基づき施設の効率的な更新と長寿命化を推進しています。しかし、扶助費や維持補修費などの経常的経費は年々増加しており、財政運営を硬直化させることが危惧されています。市所有の遊休地や活用の見込みのない施設を適切に処分するなど、維持管理費の削減に努める必要があります。

施策の基本方針

- 限られた資源で最大限の効果を生み出すため、「選択」と「集中」による行財政改革を推進し、効果的・効率的な市政運営に取り組むとともに、民間活力との積極的な協働を図り、持続可能な行財政基盤の構築を目指します。
- 多様化する市民ニーズに的確に対応するため、前例に捉われずに「南魚沼市行政改革大綱^{*3}」に基づく行財政改革の推進に努めるとともに、社会の変化に柔軟に対応できる組織体制の再編や職員の資質向上を図ります。
- 分かりやすい情報提供により市民との合意形成を図るとともに、市民の声を活かした行財政運営を推進します。

施策の達成目標（KPI）

指標名	現状値 (令和6年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
財政健全化指標（実質公債費比率）	11.8%	17%以下	17%以下
財政健全化指標（将来負担比率）	— ^{※1}	50%以下	50%以下
公共施設延べ床面積の削減率 ^{※2}	4%	8%	13%

※1 翌年度以降に負担が確定している債務及び負担が見込まれない場合は、将来負担比率が算定されないため「—」と表示

※2 公共施設等総合管理計画に基づく平成27（2015）年度末時の面積を基準とする削減率

施策の概要

1 効果的・効率的な行財政運営

- 「南魚沼市行政改革大綱」に基づく行財政改革を推進し、時代に即した行政システムの構築により、組織運営や事務事業の効率化を図ります。
- 市民のニーズや費用対効果などを踏まえ、公共施設管理の適正化を図ります。また、民間活力との協働により、公共施設の効率的な管理・運営を図ります。
- 社会経済情勢や市民ニーズの把握に努め、行政需要の変動に弾力的に対応しながら、必要に応じて「南魚沼市財政計画*⁴」の見直しを行い、将来世代に過負担を強いることのない、健全な財政基盤の構築を目指します。

2 行政評価の活用

- 行政運営とその実施状況を客観的に評価し、事業の計画的かつ効率的な推進に活用するとともに、その情報提供に努め、より分かりやすい行政運営を目指します。

3 職員の資質向上

- 職員が役割に応じて個々の能力を最大限発揮できるよう、各分野における経験、知識、情報の共有や、専門的、実践的な研修の実施に努め、企画力、政策形成能力の向上を図ります。
- 人事評価を活用した能力開発や人材育成を図るとともに、適材適所の人員配置に努め、市民サービスの向上を図ります。

主要な事業

施策	主要な事業
1 効果的・効率的な行財政運営	行政改革大綱の推進 公共施設等総合管理計画の推進
2 行政評価の活用	総合計画の推進と進行管理 行政評価の実施
3 職員の資質向上	人事評価システムの推進 職員教育・研修の充実

* 1 定員管理計画：将来的な行政需要や業務量を予測し、計画期間において効果的かつ効率的に業務を遂行するために必要な職員数を定める計画

* 2 公共施設等総合管理計画：公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを行うことを目的とした計画

* 3 南魚沼市行政改革大綱：行政改革に関する基本的な考え方や取組を実行していくための方針を定めたもの

* 4 南魚沼市財政計画：将来にわたって健全な財政を維持し、持続可能な社会を築くための計画

第3次南魚沼市総合計画

発 行 南魚沼市
〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1
(電 話) 025-773-6672
編 集 南魚沼市 総務部 企画政策課
発行日 令和8年3月



南 魚 沼 市

